

(別紙) 平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改正する。
 (注) 下線を付した部分が改正部分である。

改正後

(1) 法人設立届出書

令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。		※整理番号	
		〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	
〒 納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 電話() -		〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	
設立年月日 令和 年 月 日	事業年度 (自) 月 日 (至) 月 日	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 令和 年 月 日	
設立時の資本金又は出資金の額 円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 令和 年 月 日		
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等 名称 所在地	支店・出張所・工場等 名称 所在地	
設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合() 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()	税務署(整理番号:)		
設立の形態が2~4である場合の適格区分 適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()		添付書類
事業開始(見込み)年月日 令和 年 月 日	添付書類 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無 有・無		
関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -	関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -		
税理士署名押印			
※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認印	※整理番号		

02.06改正

(規格A4)

改正前

(1) 法人設立届出書

令和 年 月 日 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。		※整理番号	
		〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	
〒 納税地 (フリガナ) 法人名 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 電話() -		〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -	
設立年月日 平成・令和 年 月 日	事業年度 (自) 月 日 (至) 月 日	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成・令和 年 月 日	
設立時の資本金又は出資金の額 円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日 平成・令和 年 月 日		
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に営んでいる又は営む予定のもの)	支店・出張所・工場等 名称 所在地	支店・出張所・工場等 名称 所在地	
設立の形態 1 個人企業を法人組織とした法人である場合() 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()	税務署(整理番号:)		
設立の形態が2~4である場合の適格区分 適格・その他	1 定款等の写し 2 その他 ()		添付書類
事業開始(見込み)年月日 平成・令和 年 月 日	添付書類 「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無 有・無		
関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -	関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -		
税理士署名押印			
※税務署処理欄 部門 決算期 業種番号 番号 入力 名簿 通信日付印 年月日 確認印	※整理番号		

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(2 外国普通法人となった旨の届出書)

税務署受付印

外国普通法人となった旨の届出書

※整理番号

2通提出
(添付書類含む)

税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	令和 年 月 日	
	本店又は主たる事務所の所在地	
	所 在 国	
	(フリガナ)	
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
責 任 者 氏 名	ⓐ	
責 任 者 住 所	〒 電話() -	

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業	事業を開始した日又はその開始予定日	令和 年 月 日	法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産	資産を有することとなった日	令和 年 月 日	
	事業年度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日		事業年度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日	
	事業の目的及び種類	資産の種類及び所在地				
		種類		所在地		
(備考)			添付書類			
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無			有 ・ 無			

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	-------

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(2 外国普通法人となった旨の届出書)

税務署受付印

外国普通法人となった旨の届出書

※整理番号

2通提出
(添付書類含む)

税務署長殿	納 税 地	〒 電話() -
	令和 年 月 日	
	本店又は主たる事務所の所在地	
	所 在 国	
	(フリガナ)	
	法 人 名 等	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
責 任 者 氏 名	ⓐ	
責 任 者 住 所	〒 電話() -	

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る事業	事業を開始した日又はその開始予定日	平成・令和 年 月 日	法人税法第141条各号に定める国内源泉所得に係る資産	資産を有することとなった日	平成・令和 年 月 日	
	事業年度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日		事業年度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日	
	事業の目的及び種類	資産の種類及び所在地				
		種類		所在地		
(備考)			添付書類			
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無			有 ・ 無			

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	-------

01.06改正

(規格A4)

(3 収益事業開始届出書)

収益事業開始届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -	
	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ) 名 称		
	法 人 番 号 (フリガナ)	: : : : : : : :	
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒 電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収 益 事 業 開 始 日	令和 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日
---------------	----------	---------	----------------------------

事業の目的		収益事業の種類	
-------	--	---------	--

関与税理士	氏 名		添付書類	1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	電話() -		

(備 考)

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 ・ 無

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	---------	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

(3 収益事業開始届出書)

収益事業開始届出書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -	
	納 税 地	〒 電話() -	
	(フリガナ) 名 称		
	法 人 番 号 (フリガナ)	: : : : : : : :	
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
	代 表 者 住 所	〒 電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収 益 事 業 開 始 日	平成・令和 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 自 月 日 至 月 日 至 月 日
---------------	-------------	---------	----------------------------

事業の目的		収益事業の種類	
-------	--	---------	--

関与税理士	氏 名		添付書類	1 収益事業についての貸借対照表 2 定款等の写し 3 その他 ()
	事務所所在地	電話() -		

(備 考)

「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 ・ 無

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	---------	-----------	-------	-------

(規格 A 4)

改 正 後

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>普通法人又は協同組合等となった旨の届出書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>										
令和 年 月 日 税務署長殿 普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。		本店又は主たる事務所の所在地		〒		電話() -				
		納税地		〒						
		(フリガナ)								
		法人名								
		法人番号								
		(フリガナ)								
代表者氏名								㊟		
代表者住所		〒		電話() -						
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に行っている又は行う予定のもの)	支店・出張所・工場等		名称		所在地					
該当することとなった日		令和 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日				
該当理由		1 公益認定の取消し 2 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合 3 その他()								
該当することとなった日における源泉徴収義務の有無		有・無		添付書類等 1 定款等の写し 2 貸借対照表 3 その他 ()						
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況		該当・非該当								
関与税理士	氏名									
	事務所所在地				電話() -					
(備考)										
税理士署名押印					㊟					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印		

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(4 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)

<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>税務署受付印</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>普通法人又は協同組合等となった旨の届出書</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>※整理番号</p> </div> </div>										
令和 年 月 日 税務署長殿 普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。		本店又は主たる事務所の所在地		〒		電話() -				
		納税地		〒						
		(フリガナ)								
		法人名								
		法人番号								
		(フリガナ)								
代表者氏名								㊟		
代表者住所		〒		電話() -						
事業の目的 (定款等に記載しているもの) (現に行っている又は行う予定のもの)	支店・出張所・工場等		名称		所在地					
該当することとなった日		平成・令和 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日				
該当理由		1 公益認定の取消し 2 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合 3 その他()								
該当することとなった日における源泉徴収義務の有無		有・無		添付書類等 1 定款等の写し 2 貸借対照表 3 その他 ()						
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況		該当・非該当								
関与税理士	氏名									
	事務所所在地				電話() -					
(備考)										
税理士署名押印					㊟					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力 名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印		

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(4) 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し ② 貸借対照表</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。 (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。 (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。 (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。 (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。 (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 (14) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (15) 「※」欄は、記入しないでください。</p>	<p>(4) 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書)</p> <p style="text-align: center;">普通法人又は協同組合等となった旨の届出書の記載要領等</p> <p>公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）に該当することとなった場合には、その該当することとなった日以後2月以内に普通法人又は協同組合等となった旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。 ① 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるもの(以下「定款等」といいます。)の写し ② 貸借対照表</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。 (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。 (3) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に行っている事業又は行う予定の事業の種類を記載してください。 (4) 「支店・出張所・工場等」欄には、支店の登記の有無に関わらず全ての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。 (5) 「該当することとなった日」欄には、当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった年月日を記載してください。 (6) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。 (7) 「該当理由」欄には、該当する理由の番号を○で囲んでください。 (8) 「該当することとなった日における源泉徴収義務の有無」欄には、その源泉徴収義務の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。 (9) 「該当することとなった日における消費税課税事業者の状況」欄には、その消費税課税事業者の該当又は非該当のいずれか該当のものを○で囲んでください。 (10) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。 (11) 「添付書類等」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。 (12) 普通法人又は協同組合等となったことに伴い、法人名の変更を行っている場合は、「(備考)」欄に変更前の法人名と変更年月日を記載してください。 (13) 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。 (14) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (15) 「※」欄は、記入しないでください。</p>

改 正 後

(5 異動届出書)

異 動 届 出 書		※整理番号	
(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)		※種別/期別	
<div style="text-align: center;">令和 年 月 日</div> <div style="text-align: center;">税務署長殿</div> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人 (フリガナ)	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -	
	連 結 子 法 人 連 結 親 法 人 連 結 子 法 人 連 結 親 法 人 となる法人	(フリガナ)	
	納 税 地	〒	
	法人等の名称	(フリガナ)	
	法人番号		
	代表者氏名	(フリガナ) ㊟	
	代表者住所	〒	
異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)令和 年 月 日 ~ (至)令和 年 月 日		
合併、分割の場合	合 併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分 割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 分社型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			番号
			入力
			名簿

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(5 異動届出書)

異 動 届 出 書		※整理番号	
(<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 消費税)		※種別/期別	
<div style="text-align: center;">令和 年 月 日</div> <div style="text-align: center;">税務署長殿</div> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人 (フリガナ)	〒	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -	
	連 結 子 法 人 連 結 親 法 人 連 結 子 法 人 連 結 親 法 人 となる法人	(フリガナ)	
	納 税 地	〒	
	法人等の名称	(フリガナ)	
	法人番号		
	代表者氏名	(フリガナ) ㊟	
	代表者住所	〒	
異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日 (登記年月日)
所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
納税地等を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ~ (至)平成 年 月 日		
合併、分割の場合	合 併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併 <input type="checkbox"/> 分 割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 分社型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部門	決算期	業種 番号
			番号
			入力
			名簿

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含みます。）が事業年度等の変更、納税地等（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下同じ。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- なお、表題の「(□)法人税 □消費税」には、届け出る税目の□にレ印を付けてください。
- ※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付けて提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。
- 2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	02・0・0
↑ 異動内容を記載 ↑		↑ (転出)法務局の本店 移転登記の日を記載 ↑	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	→被合併法人(株) ●●● (▲▲市□町)	→合併法人(株) ○○○ (△△市×町)	(合併期日) 02・0・0
↓ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載 ↓	↓ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載 ↓	↓ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載 ↓	

- (注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
- 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付けてください。
- 3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
- (3) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
- (注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。
- (4) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。
- (5) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付けてください。
- なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付けてください。
- (注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
- (6) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付けてください。
- (注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(5 異動届出書)

異動届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含みます。）が事業年度等の変更、納税地等（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。以下同じ。）の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- なお、表題の「(□)法人税 □消費税」には、届け出る税目の□にレ印を付けてください。
- ※ 「消費税異動届出書（第11号様式）」に定める異動事項について、この届出書の「消費税」の□にレ印を付けて提出した場合は、重ねて「消費税異動届出書（第11号様式）」を提出する必要はありません。
- 2 この届出書は、異動のあった法人の納税地等の所轄税務署長（納税地等の異動があった場合には、異動前の納税地等の所轄税務署長）に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
- (1) 提出法人が外国法人である場合には、「本店又は主たる事務所の所在地」欄は国外の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
本店又は主たる事務所の所在地	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	26・0・0
↑ 異動内容を記載 ↑		↑ (転出)法務局の本店 移転登記の日を記載 ↑	

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
吸 取 合 併	→被合併法人(株) ●●● (▲▲市□町)	→合併法人(株) ○○○ (△△市×町)	(合併期日) 26・0・0
↓ 被合併法人の名称及び 本店所在地(合併前)を記載 ↓	↓ 合併法人の名称及び 本店所在地を記載 ↓	↓ 合併契約書において合併の 効力発生日と定めた日を記載 ↓	

- (注) 1 連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、連結親法人は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。
- 2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付けてください。
- 3 消費税の課税事業者である法人が合併により消滅した場合、その合併法人は「合併による法人の消滅届出書（第8号様式）」を被合併法人の納税地の所轄税務署長に提出してください。
- (3) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁からの認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「(その他参考となるべき事項)」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。
- (注) 法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のものを「普通法人」としてください。
- (4) 「所轄税務署」欄には、納税地等を異動した場合のみ記載してください。
- (5) 「納税地等を変更した場合」欄には、給与支払事務所等の移転の有無について、該当する□にレ印を付けてください。
- なお、給与支払事務所等の移転がなく、名称等に変更があった場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付けてください。
- (注) 「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の提出も必要です。
- (6) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付けてください。
- なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付けてください。
- (注) 信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 異動事項の内容確認のため、定款等の写しを確認させていただく場合があります。
- 5 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改正後

(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

令和 年 月 日		※整理番号						
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 電話() —		〒				
令和 年 月 日		納税地		〒				
		(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)						
税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。		(フリガナ) 法人課税信託の名称						
		法人番号						
令和 年 月 日		(フリガナ) 代表者氏名		ⓐ				
		代表者住所 電話() —		〒				
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所		主宰受託者との関係			
			〒					
設立年月日	令和 年 月 日	信託期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日					
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日					
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)		支店・工場等	名称	所在地			
法人課税信託の受託者となった形態		1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()						
併合等期日	年 月 日	適格区分	適格・その他	添付書類 1 信託行為の写し 2 その他()				
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無						
関与税理士	氏名			添付書類				
	事務所所在地	電話() —						
税理士署名押印		ⓐ						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿	通信日付印	年月日	確認印

(規格 A 4)

02.06 改正

改正前

(6 法人課税信託の受託者となった旨の届出書)

法人課税信託の受託者となった旨の届出書

令和 年 月 日		※整理番号						
		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所 電話() —		〒				
令和 年 月 日		納税地		〒				
		(フリガナ) 受託者名 (主宰受託者)						
税務署長殿 新たに法人課税信託の受託者となったので届け出ます。		(フリガナ) 法人課税信託の名称						
		法人番号						
令和 年 月 日		(フリガナ) 代表者氏名		ⓐ				
		代表者住所 電話() —		〒				
主宰受託者以外の受託者	名称又は氏名 (フリガナ)		本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所		主宰受託者との関係			
			〒					
設立年月日	平成・令和 年 月 日	信託期間	(自)平成・令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日					
消費税の適用	課税・免税 一般・簡易	計算期間	(自) 年 月 日 (至) 年 月 日					
事業の目的	(信託行為等に記載しているもの)		支店・工場等	名称	所在地			
法人課税信託の受託者となった形態		1 法人課税信託以外の信託が法人課税信託に該当することとなった場合 2 信託の併合により効力が生じた法人課税信託である場合 3 新規信託分割により効力が生じた法人課税信託である場合 4 その他()						
併合等期日	平成 令和 年 月 日	適格区分	適格・その他	添付書類 1 信託行為の写し 2 その他()				
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有・無						
関与税理士	氏名			添付書類				
	事務所所在地	電話() —						
税理士署名押印		ⓐ						
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力名簿	通信日付印	年月日	確認印

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印	※整理番号																
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒	電話()	—														
	納 税 地	〒																
	(フリガナ)																	
	受 託 者 名																	
	(フリガナ)																	
	法人課税信託の名称																	
	法 人 番 号																	
(フリガナ)																		
代 表 者 氏 名	㊟																	
代 表 者 住 所	〒	電話()	—															
法人課税信託について <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>新たに受託者として就任した</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>信託事務の引継ぎをした</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>主宰受託者の変更があった</td> </tr> </table> ので、法人税法第49条の2の規定により届け出ます。													<input type="checkbox"/>	新たに受託者として就任した	<input type="checkbox"/>	信託事務の引継ぎをした	<input type="checkbox"/>	主宰受託者の変更があった
<input type="checkbox"/>	新たに受託者として就任した																	
<input type="checkbox"/>	信託事務の引継ぎをした																	
<input type="checkbox"/>	主宰受託者の変更があった																	
変更後の受託者 (新主宰受託者)	名称又は氏名																	
	納 税 地 等																	
変更前の受託者 (旧主宰受託者)	名称又は氏名																	
	納 税 地 等																	
変 更 等 の 日	令和 年 月 日	権利義務移転の日	令和 年 月 日															
変 更 等 の 理 由																		
添 付 書 類 等																		
税 理 士 署 名 押 印	㊟																	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印									

(規格A4)

02.06改正

改 正 前

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書

令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印	※整理番号																
	本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所	〒	電話()	—														
	納 税 地	〒																
	(フリガナ)																	
	受 託 者 名																	
	(フリガナ)																	
	法人課税信託の名称																	
	法 人 番 号																	
(フリガナ)																		
代 表 者 氏 名	㊟																	
代 表 者 住 所	〒	電話()	—															
法人課税信託について <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>新たに受託者として就任した</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>信託事務の引継ぎをした</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>主宰受託者の変更があった</td> </tr> </table> ので、法人税法第49条の2の規定により届け出ます。													<input type="checkbox"/>	新たに受託者として就任した	<input type="checkbox"/>	信託事務の引継ぎをした	<input type="checkbox"/>	主宰受託者の変更があった
<input type="checkbox"/>	新たに受託者として就任した																	
<input type="checkbox"/>	信託事務の引継ぎをした																	
<input type="checkbox"/>	主宰受託者の変更があった																	
変更後の受託者 (新主宰受託者)	名称又は氏名																	
	納 税 地 等																	
変更前の受託者 (旧主宰受託者)	名称又は氏名																	
	納 税 地 等																	
変 更 等 の 日	平成・令和 年 月 日	権利義務移転の日	平成・令和 年 月 日															
変 更 等 の 理 由																		
添 付 書 類 等																		
税 理 士 署 名 押 印	㊟																	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印									

(規格A4)

01.06改正

改正後

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- 「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 - 新しく就任した受託者
 - 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人

改正前

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

法人課税信託の受託者の変更等届出書の記載要領等

法人課税信託について、次の場合にはそれぞれ次に掲げる受託者である法人（その受託者が個人である場合は受託者である個人。法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人又は個人）は、次に掲げる日以後2月以内に法人課税信託の受託者の変更等届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

変更等の内容	届出をする者	提出期限	添付書類
新たな受託者が就任した場合	就任した受託者 (新主宰受託者)	就任の日以後2月以内	就任の事実を証する書類
受託者の任務が終了した場合	任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者 (旧主宰受託者)	引継ぎをした日以後2月以内	終了の事実を証する書類
受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったとき	① 変更前の主宰受託者 ② 変更後の主宰受託者がそれぞれ	変更の日以後2月以内	変更の事実を証する書類

記

1 提出部数

この届出書は、1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。

なお、一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において、その主宰受託者の変更があったときは、変更前の主宰受託者及び変更後の主宰受託者は、それぞれ、この届出書を納税地の所轄税務署長に提出してください。

2 各欄の記載方法

- 「本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所若しくは居所」欄には、法人課税信託の受託者である法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
- 「受託者名」欄には、法人課税信託の受託者である法人の名称又は個人の氏名を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が2以上ある場合には、主宰受託者（その法人課税信託の信託事務を主宰する受託者である法人の名称又は個人の氏名）を記載してください。
- 「法人番号」欄には、法人課税信託の受託者である法人の法人番号を記載してください。
- 「代表者氏名」欄には、法人課税信託の受託者である法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
なお、法人課税信託の受託者が個人の場合は、「代表者氏名」欄へ上記(1)と同じ内容を、「代表者住所」欄へ上記(2)と同じ内容をそれぞれ記載してください。
- 「法人課税信託について」以下に続く□には、法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当するものにレ印を付してください。
- 「変更等後の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人の住所若しくは居所を記載してください。
 - 新しく就任した受託者
 - 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更後の受託者
- 「変更等前の受託者」欄には、以下の①または②の受託者である法人の名称又は個人の氏名及び法人の本店若しくは主たる事務所の所在地又は個人

改 正 後

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

の住所若しくは居所を記載してください。

① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者

② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者

(8) 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。

(9) 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。

(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11) 「※」欄は、記入しないでください。

改 正 前

(7 法人課税信託の受託者の変更等届出書)

の住所若しくは居所を記載してください。

① 受託者の任務の終了に伴いその信託事務の引継ぎをした受託者

② 一の法人課税信託の受託者が2以上ある場合において主宰受託者の変更があったときの変更前の受託者

(8) 「変更等の日」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の日、信託事務の引継ぎをした日又は変更の日を記載してください。

(9) 「変更等の理由」欄には、それぞれ法人課税信託の受託者の変更等の理由に該当する就任の理由、受託者の任務が終了した理由又は変更の理由を記載してください。

(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(11) 「※」欄は、記入しないでください。

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

令和 年 月 日 事務所開設者 住所又は本店所在地 電話 () - (フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 令和 年 月 日 給与支払を開始する年月日 令和 年 月 日

○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。) 開設 開業又は法人の設立 開設した支店等の所在地 移転 所在地の移転 引継ぎをする前の給与支払事務所等 廃止 廃業又は清算終了 休業 其他 ()

「給与支払事務所等について」欄の記載事項 開設・異動前 異動後 開設した支店等の所在地 移転前の所在地 引継ぎをする前の給与支払事務所等 異動前の事項 異動後の事項

○給与支払事務所等について 開設・異動前 異動後 (フリガナ) 氏名又は名称 住所又は所在地 電話 () - 電話 () - (フリガナ) 責任者氏名 従業員数 役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人 (その他参考事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿等 用紙交付 通信日付印 年月日 確認印 番号確認 身元確認 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 其他 ()

(規格 A 4)

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

令和 年 月 日 事務所開設者 住所又は本店所在地 電話 () - (フリガナ) 氏名又は名称 個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者氏名

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地(外国法人の場合には国外の本店所在地)を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成・令和 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成・令和 年 月 日

○届出の内容及び理由 (該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。) 開設 開業又は法人の設立 開設した支店等の所在地 移転 所在地の移転 引継ぎをする前の給与支払事務所等 廃止 廃業又は清算終了 休業 其他 ()

「給与支払事務所等について」欄の記載事項 開設・異動前 異動後 開設した支店等の所在地 移転前の所在地 引継ぎをする前の給与支払事務所等 異動前の事項 異動後の事項

○給与支払事務所等について 開設・異動前 異動後 (フリガナ) 氏名又は名称 住所又は所在地 電話 () - 電話 () - (フリガナ) 責任者氏名 従業員数 役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人 (その他参考事項)

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄 部門 決算期 業種番号 入力 名簿等 用紙交付 通信日付印 年月日 確認印 番号確認 身元確認 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 其他 ()

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

（注）給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることとなります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることとなります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(8 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前の事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。
- 2 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地（外国法人の場合には国外の本店所在地）、氏名又は名称、個人番号又は法人番号及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
 - (2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。
 - (3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。
給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。
 - (4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

（注）給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることとなります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることとなります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

- (5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。
 - (6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号、外国法人である場合の国内における主たる事務所、外国法人の国外の本店が清算終了した場合のその旨及び清算終了年月日など、参考となる事項を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 3 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
- 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後

(10 公益法人等の損益計算書等の提出)

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日

※ 税務署処理欄

一連番号

整理番号

提出年月日 年 月 日

通信日付印

確認印

税務署長殿

租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、
別添のとおり 損益計算書 収支計算書 を提出します。

事業年度 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 〒
電話 () -

(フリガナ)

法人名

法人番号 ！提出日時において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(フリガナ)

代表者氏名 ㊟

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください）。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

02.06 改正

（規格 A 4）

改正前

(10 公益法人等の損益計算書等の提出)

公益法人等の損益計算書等の提出書

令和 年 月 日

※ 税務署処理欄

一連番号

整理番号

提出年月日 年 月 日

通信日付印

確認印

税務署長殿

租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、
別添のとおり 損益計算書 収支計算書 を提出します。

事業年度 自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

主たる事務所の所在地 〒
電話 () -

(フリガナ)

法人名

法人番号 ！提出日時において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(フリガナ)

代表者氏名 ㊟

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください）。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。
また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

01.06 改正

（規格 A 4）

改 正 後

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度) 至 平成・令和 年 月 日(課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

記 区分 所得 法人税額 地方税法人税額 課税標準 法人税額 計算 (23) に係る地方法人税額 (24) に係る地方法人税額 所得地方法人税額 (26+27) 分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 外国税額の控除額 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 差引地方法人税額 (28-29-30-31) 中間申告分の地方法人税額 差引 納付すべき地方法人税額

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類 更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名押印 ※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認 印

改 正 前

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書 (単体申告用) 納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目

国税通則法第23条 法人税法第80条の2 地方税法第24条 租税特別措置法第66条の4 の規定に基づき、自平成・令和 年 月 日(事業年度) 至 平成・令和 年 月 日(課税事業年度) の確定申告に係る課税標準等に ついて下記のとおり更正の請求をします。

記 区分 所得 法人税額 地方税法人税額 課税標準 法人税額 計算 (23) に係る地方法人税額 (24) に係る地方法人税額 所得地方法人税額 (26+27) 分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額 外国税額の控除額 仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額 差引地方法人税額 (28-29-30-31) 中間申告分の地方法人税額 差引 納付すべき地方法人税額

(更正の請求をする理由等) 修正申告書提出年月日 平成・令和 年 月 日 添付書類 更正決定通知書受理年月日 平成・令和 年 月 日 1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 3 郵便局等の窓口での受取を希望する場合

税理士署名押印 ※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 番号 整理 簿 備考 通信 日付印 年 月 日 確認 印

改 正 後

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内（注1）
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 26 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内（注2）

(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。
 (注2) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(19 更正の請求書(単体申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

更正の請求書（単体申告用）の記載要領等

【平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分】

- 1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第80条の2、地方税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
- (1) 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
- イ 納付すべき税額が過大となったこと。
 - ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと（申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。）。
 - ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと（申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。）。
- (2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度の法人税額又は課税事業年度地方法人税額が過大となる場合（欠損金額又は還付金額については過少となる場合）
- 2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から5年以内(注)
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第 23 条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第 66 条の 4 第 20 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限（申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限）から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

- 3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- 4 この請求書は、1通（調査課所管法人の場合は2通）作成して提出してください。
- 5 この請求書の各欄は、次により記載します。
- (1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる確定申告書（当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書）に記載された該当項目の金額を移記してください。
- (2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
- (3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
- (4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第80条の2又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
- (5) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
- (6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

- 6 留意事項
- 法人課税信託の名称の併記
 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(21 (要領)更正の請求書(外国法人用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書(外国法人用)の記載要領等
【平成31年4月1日以後終了事業年度分】

- この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実¹に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注1)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ¹ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第26項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内(注2)

(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

(注2) 令和2年4月1日以後に開始する事業年度分については、7年以内となります。

- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前²の金額」欄には、請求の基になる確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受領年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(21 (要領)更正の請求書(外国法人用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))

更正の請求書(外国法人用)の記載要領等
【平成31年4月1日以後終了事業年度分】

- この請求書は、外国法人の平成28年4月1日以後に開始する事業年度等の法人税又は地方法人税について、次に掲げる事実¹に該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第145条、地方法人税法第24条又は租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。
 - 税務署に提出した確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方法人税に関する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合
 - 納付すべき税額が過大となったこと。
 - 申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す欠損金額を記載しなかった場合を含む。)
 - 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)
 - 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の事業年度で決定を受けた事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方法人税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)
- この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。

区 分	提 出 期 限
(1) 国税通則法第23条第1項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から5年以内(注)
(2) 国税通則法第23条第2項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第2項の各号に掲げる事実 ¹ に該当した日の翌日から起算して2月以内
(3) 法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して2月以内
(4) 租税特別措置法第66条の4第20項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限)から6年以内

(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10年以内となります。

- この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書は、1通(調査課所管法人の場合は2通)作成して提出してください。
- この請求書の各欄は、次により記載します。
 - 「この請求前²の金額」欄には、請求の基になる確定申告書(当該申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。
 - 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。
 - 「リース特別控除取戻税額等7」欄には、課税土地譲渡利益金額に対する税額を含めて記載してください。
 - 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。
 - 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受領年月日」欄は、法人税法第145条又は地方法人税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。
 - 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」を「氏名」と読み替えて記載してください。

改 正 後

(22 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法 第 号	令和 年 月 日
			殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた 自平成・令和 年 月 日(連結)事業年度
課税事業年度
至平成・令和 年 月 日課 税 期 間

に係る更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので
通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(22 更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書(正本))

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	(正 本)	法 第 号	令和 年 月 日
			殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

更正の請求に対してその更正をすべき理由がない旨の通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた 自平成・令和 年 月 日(連結)事業年度
課税事業年度
至平成・令和 年 月 日課 税 期 間

に係る更正の請求については、調査した結果、下記理由により更正をすべき理由がないと認められるので
通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

預貯金等の内訳書

①

金融機関名	種 類	口座番号	期 末 現 在 高			摘 要
			百万	千	円	
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
/						
計						

(法0302-1)

- (注) 1. 取引金融機関別に、かつ、預貯金の種類別に記入してください。
- 2. 「金融機関名」欄には、斜線の左側に金融機関名を、右側にその支店等の名称を、例えば〇〇銀行大手町支店の場合は、「〇〇/大手町」のように記入してください。
- 3. 預貯金等の名義人が代表者になっているなど法人名と異なる場合には、「摘要」欄に「名義人〇〇〇〇」のようにその名義人を記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

⑩

仮受金 (前受金・預り金) の内訳書

科 目	相 手 先			期 末 現 在 高			取引の内容
	名 称(氏名)	所 在 地(住所)	法人・代表者との関係	百万	千	円	

(法0302-10)

- (注) 1. 「科目」欄には、仮受金、前受金、預り金の別を記入してください。
- 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
- 3. 「取引の内容」欄には、例えば「受注工事の前受金」、「源泉所得税預り金」等と記入してください。
- 4. 社内預金がある場合には、「相手先」欄に「社内預金」と、「期末現在高」欄に期末現在高の合計額を、「取引の内容」欄には期中の支払利子額 (未払利子を含みます。) をそれぞれ記入してください。

源泉所得税預り金の内訳

支払年月		所得の種類	期 末 現 在 高			支払年月		所得の種類	期 末 現 在 高		
年	月分		百万	千	円	年	月分		百万	千	円

- (注) 「所得の種類」欄には、給与所得は「給」、退職所得は「退」、報酬・料金等は「報」、利子所得は「利」、配当所得は「配」、非居住者等所得は「非」と簡記してください。

改正後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃止)

改正前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

土地の売上高等の内訳書

⑫

区分	商品の所在地		売上 (仲介) 年・月	売上 (仲介) 先	氏名(名称) 住所(所在地)	売上 (仲介) 面積	売上金額 (仲介手数料)			売上商品 の取得年
	地目	総面積					百万	千	円	
		m ²	年 月			m ²			円	年
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							
		m ²	・							

(法0302-12)

- (注) 1. 棚卸資産として保有している土地(土地の上に存する権利を含みます。)を売却した場合又は、土地等を仲介した場合に、取引金額の多額のものから各別に記入してください。
 2. 「区分」欄には、売上、仲介手数料の別を記入してください。
 3. 土地付建物を売却又は仲介した場合で土地と建物の価額を区分経理していないときは、「売上金額(仲介手数料)」欄の上段にその価額の総額を記入してください。
 4. 記載口数が多い場合には、この内訳書への記入は3枚程度にとめていただいで差し支えありません。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

売上高等の事業所別内訳書

事業所の名称 所在地	責任者氏名 代表者との関係	事業等の内容	売上高			期末棚卸高			期末従 事員数 使用建物 の延面積	源泉所得 税納付額	摘 要
			百万	千	円	百万	千	円			
計											

(法0302-14)

(注) 1. 期中に開設又は廃止した事業所については、「摘要」欄にその旨及び年月日を記入してください。
2. 「計」欄は、損益計算書の該当金額と一致するように記入してください。
3. 「事業等の内容」欄には、事業所において営んでいる事業等の内容を具体的に記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

⑭

役員報酬手当等及び人件費の内訳書

役員報酬手当等の内訳												
役職名 担当業務 (代表者)	氏名 住 所	役員 給与計	左の内訳							退職給与		
			使用人 職務分	使用人職務分以外								
			定期同額 給	事前確定 届出給与	利益連動 給	その他						
			円	円	円	円	円	円	円	円		
計												

人 件 費 の 内 訳		
区 分	総 額	総額のうち代表者及びその家族分
	円	円
役員報酬手当		
従業員		
給料手当		
賃金手当		
計		

(法0302-15)

- (注) 1. 「役員給与計」欄には、役員に対して支給する報酬の金額のほか賞与の金額を含み、退職給与の金額を除いた金額を記入してください。
 2. 「左の内訳」の「使用人職務分」欄には、使用人兼務役員に支給した使用人職務分給与の金額を記入してください。
 3. 「使用人職務分以外」の「定期同額給与」欄には、その支給時期が1月以下の一定の期間ごとであり、かつ、当該事業年度の各支給時期における支給額が同額である給与など法人税法第34条第1項第1号に掲げる給与の金額を記入してください。
 4. 「使用人職務分以外」の「事前確定届出給与」欄には、その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基ついて支給する法人税法第34条第1項第2号に掲げる給与の金額を記入してください。
 5. 「使用人職務分以外」の「利益連動給与」欄には、業務を執行する役員に対して支給する法人税法第34条第1項第3号に掲げる給与の金額を記入してください。
 6. 「使用人職務分以外」の「その他」欄には、上記3.4.5以外の給与の金額を記入してください。
 7. 「従業員」の「給料手当」欄には、事務員の給料・賞与等一般管理費に含まれるものを記入し、「賃金手当」欄には、工具等の賃金等製造原価(又は売上原価)に算入されるものを記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

⑮

地代家賃等の内訳書

地 代 家 賃 の 内 訳				
地代・家賃 の 区 分	借地 (借家) 物件の用途 所 在 地	貸主の名称(氏名) 貸主の所在地(住所)	支払対象期間 支払賃借料	摘 要
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	
			・ ・ 円	

権 利 金 等 の 期 中 支 払 の 内 訳

支払先の名称(氏名) 支払先の所在地(住所)	支 払 年 月 日	支 払 金 額	権利金等の内容	摘 要
	・ ・	百万 千 円		
	・ ・			
	・ ・			

- (注) 1. 借地又は借家に際して支払った権利金等がある場合には、「権利金等の期中支払の内訳」の各欄に記入してください。
 2. 権利金等を数回に分けて支払っている場合には、支払年月日ごとに記入してください。
 3. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「貸主の所在地 (住所)」及び「支払先の所在地 (住所)」の各欄には、国外の所在地 (住所) を記入してください。

工業所有権等の使用料の内訳書

名 称	支 払 先 の 名 称(氏名) 支 払 先 の 所 在 地(住所)	契 約 期 間	使 用 料 等		摘 要
			支払対象期間	支 払 金 額	
		・ ~ ・	・ ~ ・	百万 千 円	
		・ ~ ・	・ ~ ・		
		・ ~ ・	・ ~ ・		

- (注) 1. 「名称」欄には、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等の名称を記入してください。(法0302-16)
 2. 外国法人又は非居住者に支払うものについては、「支払先の所在地 (住所)」欄には、国外の所在地 (住所) を記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

雑益、雑損失等の内訳書

⑩

科 目	取引の内容	相 手 先	所 在 地 (住所)	金 額		
				百 万	千	円
雑						
益						
等						
雑						
損						
失						
等						

(注) (法0302-17)

1. 雑収入、雑益 (損失)、固定資産売却益 (損)、税金の還付金、貸倒損失等について記入してください。
2. 科目別かつ相手先別の金額が10万円以上のものについて記入してください。ただし、税金の還付金については、その金額が10万円未満であってもすべて記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

(廃止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

売掛金 (未収入金) の内訳書 ③

科 目	相 手 先		期 末 現 在 高			摘 要
	名 称 (氏名)	所 在 地 (住所)	百 万	千	円	
計						

(法0302-3)

- (注) 1. 「科目」欄には、売掛金、未収入金の別を記入してください。
- 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの（50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度）については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
- 3. 未収入金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

(廃止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

④

仮払金 (前渡金) の内訳書

科 目	相 手 先		法人・代表者との関係	期 末 現 在 高			取引の内容
	名 称 (氏名)	所 在 地 (住所)		百 万	千	円	

- (注) 1. 「科目」欄には、仮払金、前渡金の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上ものについては各別に記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 3. 「取引の内容」欄には、例えば「機械設備の購入手付金」、「仮払税金」等と記入してください。

貸付金及び受取利息の内訳書

貸 付 先 所 在 地 (住所)	法人・代表者との関係	期 末 現 在 高			期中の受取利息額	貸付理由	担 保 の 内 容 (物件の種類、数量、所在地等)
		百 万	千	円	利 率		
計							

(法0302-4)

- (注) 1. 相手先別期末現在高が50万円以上ものについては各別に記入し、その他は一括して記入してください。ただし、役員、株主及び関係会社については、期末現在高が50万円未満であってもすべて各別に記入してください。
 2. 期末現在高がないものでも期中の受取利息額（未取利息を含みます。）が3万円以上あるものについては、各別に記入してください。
 3. 「利率」欄には、同一の貸付先に対する利率が2以上ある場合には、そのうち期末に近い時期における受取利息の利率を記入してください。

改正後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃止)

改正前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

⑤

棚卸資産(商品又は製品、半製品、仕掛品、原材料、貯蔵品)の内訳書

科目	品目	数量	単価	期末現在高			摘要
				円	百万	千	
計							

(法0302-5)

(注) 1. 期末棚卸の方法を次の欄に記入してください。

A 実地棚卸	棚卸を行った時期
B 帳簿棚卸	
C AとBとの併用	
	年 月 日

2. 「科目」欄には、商品又は製品、半製品、仕掛品(半成工事を含みます。)、原材料、貯蔵品、作業くず、副産物等のように入力してください。

3. 「品目」欄には、例えば「紳士用皮靴」のように入力し、それ以上細分して記入しなくても差し支えありません。

4. 評価換えを行った場合には、「摘要」欄に「評価損〇〇〇円」のように入力してその評価増減額を記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

⑥

有価証券の内訳書

区分・種類・銘柄	期 末 現 在 高			期 中 増(減) の 明 細			摘 要	
	数量	金 額		数量	金 額	売却(買入)先の名称(氏名)		
		異動年月日 異動事由				売却(買入)先の所在地(住所)		
		百万	千 円			百万	千 円	
計								

(法0302-6)

- (注) 1. 「区分」には、「売買目的有価証券」、「満期保有目的等有価証券」又は「其他有価証券」の別に「売買」、「満期」又は「その他」を記入してください。
2. 売買目的有価証券に属する有価証券については、「期末現在高」欄の上欄に時価評価前の帳簿価額を記入し、下欄にその時価評価した後の金額を記入し、それ以外のものについては、下欄に帳簿価額を記入してください。また、「計」欄には、下欄の合計を記入してください。
3. 「期中増(減)の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において「売却」、「買入」、「増資払込」、「評価換」等を行った場合に記入してください。
4. 証券会社等を通じて売却又は買入をした場合は、その証券会社名等を「売却(買入)先の名称(氏名)」欄に記入してください。
5. 「摘要」欄には、関係会社のものであるときはその旨を記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

(廃 止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成 31 年 4 月 1 日前終了事業年度分))

⑦

固定資産(土地、土地の上に存する権利及び建物に限る。)の内訳書

種類・構造	用 途	面積	期 中 取 得 (処 分) の 明 細									
			期 末 現 在 高			異 動 年 月 日	取 得 (処 分) 価 額	売 却 (購 入) 先 の 名 称 (氏 名)	売 却 物 件 の 取 得 年 月			
			百万	千	円	異 動 事 由	異 動 直 前 の 帳 簿 価 額	売 却 (購 入) 先 の 所 在 地 (住 所)				
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										
		m ²										

(注) (法0302-7)

- 1. 「期中取得(処分)の明細」の各欄は、期末現在高がないものであっても期中において売却、購入又は評価換えを行った場合に記入してください。
- 2. 同一種類又は同一所在地のものについて、多数の売却先若しくは購入先がある場合には、売却先又は購入先ごとに記入してください。
- 3. 外国法人又は非居住者から購入したものについては、「売却(購入)先の所在地(住所)」の欄には、国外の所在地(住所)を記入してください。

改 正 後

(23 勘定科目内訳明細書(平成31年4月1日前終了事業年度分))

(廃止)

改 正 前

(23 勘定科目内訳明細書(平成31年4月1日前終了事業年度分))

支払手形の内訳書

⑧

支 払 先	振出年月日 支払期日	支払銀行名	金 額		摘 要
			百万	千円	
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
	.	/			
計	/	/			

(法0302-8)

- (注) 1. 一取引先に対する支払手形の総額が100万円以上のもの(100万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他のものについては一括して記入してください。
- 2. 融通手形については、各別に記入し、摘要欄にその旨を記入してください。
- 3. 「支払銀行名」欄には、「○○/大手町」のように簡記してください。

改正後

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

(廃止)

改正前

(23 勘定科目内訳明細書 (平成31年4月1日前終了事業年度分))

買掛金（未払金・未払費用）の内訳書 ⑨

科目	相手先			期末現在高	摘要
	名称(氏名)	所在地(住所)			
				百万 千 円	
計					

(注) 1. 「科目」欄には、買掛金、未払金、未払費用の別を記入してください。
 2. 相手先別期末現在高が50万円以上のもの(50万円以上のものが5口未満のときは期末現在高の多額のものから5口程度)については各別に記入し、その他は一括して記入してください。
 3. 未払金については、その取引内容を摘要欄に記入してください。
 4. 配当金又は法人税法第2条第15号に規定する役員に対する賞与(使用人兼務役員に対する使用人職務分の賞与を除きます。)のうち未払となっているものがある場合には、次の欄にその内訳を記入してください。

未払配当金	支払確定年月日	期末現在高			未払役員賞与	支払確定年月日	期末現在高		
		百万	千	円			百万	千	円
	・					・			
	・					・			

(26 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

令和 第 年 月 日

納税地	〒
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長

㊟

納税申告書の移送通知書
更正の請求書

貴法人から令和 年 月 日付で提出された の納税申告書
更正の請求書
については、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

- 1 移送する納税申告書・更正の請求書
- 2 移送の理由
- 3 移送する関係書類、物件
- 4 参考事項

(規格A4)

(27 納税申告書・更正の請求書の移送通知書)

令和 第 年 月 日

納税地	〒
法人名等	
代表者氏名	殿

税務署長

㊟

納税申告書の移送通知書
更正の請求書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で提出された の納税申告書
更正の請求書
については、下記の理由により 税務署長に移送しましたので通知します。

なお、今後この事案についての申出先は、上記税務署長となります。

記

- 1 移送する納税申告書・更正の請求書
- 2 移送の理由
- 3 移送する関係書類、物件
- 4 参考事項

(規格A4)

改正後

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃止)

改正前

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
法人名	
代表者は 誰氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官 ㊟

法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1 円	円
法人税額	2	
法人税額等の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
土地譲渡利益金	5	
同上に対する税額	6	
留保課税留保金額	7	
同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
欠損繰戻し	16	
減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく還付法人税額	21	
過大申告の更正に伴う繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23	

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額	
申告加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注) 1} \times \text{延滞税の割合 (注) 2} \times \frac{\text{期 間 (日 数) (注) 3}}{\text{法 定 納 期 限 の 翌 日 から 完 納 の 日 まで}}}{365} = \text{延 滞 税 の 額 (注) 4}$$

（注） 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合（※）+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合（※）+7.3%」のいずれか低い割合

（※）各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
 - ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
- ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第75条又は同法第75条の2の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

7 翌期首現在の利益積立金額について

この更正又は決定により、税務計算上の翌期首現在利益積立金額は、次のとおりとなります。

科 目	翌期首現在利益積立金額	科 目	翌期首現在利益積立金額
利 益 準 備 金			
積 立 金			

改 正 後

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(28 法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 前

(27 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

(29 法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成 30 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官
Ⓢ

納税地	
法人名等	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官
Ⓢ

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

自 年 月 日 事業年度分()の法人税について下記のとおり法人税額等
至 年 月 日
の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1	円	円
法人税額	2		
法人税額等の特別控除額	3		
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5	
	同上に対する税額	6	
留 保	課 税 留 保 金 額	7	
	同上に対する税額	8	
使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9	
	同上に対する税額	10	
法人税額計	11		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		
控 除 所 得 税 額 等	13		
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	14		
還 付 所 得 税 額 等	15		
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	16	
	減少する還付加算金	17	
差 引 合 計 税 額	18		
既に納付の確定した本税額	19		
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還 付 法 人 税 額	21	
	繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23		

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
所得金額又は欠損金額	1	円	円
法人税額	2		
法人税額等の特別控除額	3		
リース特別控除取戻税額	4		
土地譲渡利益金	課税土地譲渡利益金額	5	
	同上に対する税額	6	
留 保	課 税 留 保 金 額	7	
	同上に対する税額	8	
使 途 秘 匿 金	使 途 秘 匿 金 額	9	
	同上に対する税額	10	
法人税額計	11		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		
控 除 所 得 税 額 等	13		
差 引 所 得 に 対 す る 法 人 税 額	14		
還 付 所 得 税 額 等	15		
欠 損 繰 戻 し	還 付 金 額	16	
	減少する還付加算金	17	
差 引 合 計 税 額	18		
既に納付の確定した本税額	19		
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20		
同上のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う	還 付 法 人 税 額	21	
	繰越控除される法人税額	22	
翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金	23		

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本 税 の 額	円
無 申 告 加 算 税	
過 少 申 告 加 算 税	
重 加 算 税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	
申 告 加 算 税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重 加 算 税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本 税 の 額	円
無 申 告 加 算 税	
過 少 申 告 加 算 税	
重 加 算 税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分	加算税の基礎となる税額	加 算 税 の 額	
申 告 加 算 税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重 加 算 税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改正後

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

(廃止)

改正前

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	殿

第 年 月 日

税務署長
財務事務官 ㊟

地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書

..... 自 年 月 日 課税事業年度分の地方法人税について下記のとおり地方法人税額等の 及び加算税の
至 年 月 日 賦課決定をしたから通知します。

記

区 分			申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
課税標準法人 税額の計算	基準法人税額	所得の金額に対する法人税額	1	円
		課税留保金額に対する法人税額	2	
	課 税 標 準 法 人 税 額		3	
	1 に 係 る 地 方 法 人 税 額		4	
	2 に 係 る 地 方 法 人 税 額		5	
	所 得 地 方 法 人 税 額		6	
	外 国 税 額 の 控 除 額		7	
	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額		8	
	差 引 地 方 法 人 税 額		9	
欠損繰戻し	還 付 金 額		10	
	減 少 する 還 付 加 算 金		11	
	差 引 合 計 地 方 法 人 税 額		12	
	既に納付の確定した地方法人税額		13	
	差引納付すべき又は減少(-印)する地方法人税額		14	
同上のうち仮装経理に基づ く過大申告の更正に伴う	還 付 地 方 法 人 税 額		15	
	繰越控除される地方法人税額		16	

この通知により納付すべき 又は減少(-印)する税額		賦課した加算税の額の計算明細		
		区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
本 税 の 額	円	申 告 加 算 税	賦課決定額	円
無申告加算税額			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	
過少申告加算税額		重 加 算 税	賦課決定額	
重 加 算 税 額			変 更 決 定 後 の 賦 課 決 定 額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

(廃 止)

改 正 前

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。

利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法(国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条)

$$\frac{\text{納付すべき本税の額 (注) 1} \times \text{延滞税の割合 (注) 2} \times \frac{\text{期 間 (日 数) (注) 3}}{\text{法 定 納 期 限 の 翌 日 从 完 納 の 日 以 来}}}{365} = \text{延 滞 税 の 額 (注) 4}$$

(注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で、以下のとおり適用することになります。

① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合

② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。

① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき(偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。)(国税通則法第61条第1項)

② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合(当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。)(国税通則法第61条第2項)

ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。

③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第1号)

④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合(国税通則法施行令第25条第3号)

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。

延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、地方法人税法第19条第5項の規定により、申告書の提出期限が延長されている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がございましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

(廃 止)

改 正 前

(39 地方法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(正本))

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(50 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結親人法人	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊟
		代表者住所	〒
	事業種目		業

自 令和 年 月 日 事業年度の法人税の確定申告書
 至 令和 年 月 日 連結事業年度の法人税の連結確定申告書 の提出期限を下記の期日まで
 延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

税理士署名押印

㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿 等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課					年月日	

02.06 改正

(規格 A 4)

(51 申告期限の延長申請書)

申告期限の延長申請書

※整理番号

※連結グループ整理番号

税務署受付印

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納税地	〒
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単連体結親人法人	(フリガナ)	電話() -
		法人名等	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	㊟
		代表者住所	〒
	事業種目		業

自 平成・令和 年 月 日 事業年度の法人税の確定申告書
 至 平成・令和 年 月 日 連結事業年度の法人税の連結確定申告書 の提出期限を下記の期日まで
 延長したいので申請します。

記

1 申告期限延長の指定を受けようとする期日 令和 年 月 日

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由

3 その他の参考事項

税理士署名押印

㊟

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号	入力	名簿 等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課					年月日	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(50) 申告期限の延長申請書

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 81 条の 23 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合(国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は第 81 条の 24 に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。

- ① 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内
- ② 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 申請本文の

□ 事業年度の法人税の確定申告書	}	には、いずれか該当する□に

レ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
- (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間(指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間)について利子税を納付する必要があります。

(注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(51) 申告期限の延長申請書

申告期限の延長申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、災害その他やむを得ない理由によって決算が確定しない等のため、法人税の確定申告書又は連結確定申告書をその提出期限までに提出できないときに、法人税法第 75 条又は第 81 条の 23 の規定によりその提出期限の延長を申請する場合(国税通則法第 11 条の規定によって既にその提出期限延長が認められている場合を除きます。)に使用してください。

なお、会計監査人の監査を受けなければならないこと等法人税法第 75 条の 2 第 1 項又は第 81 条の 24 に掲げる理由による場合には、「申告期限の延長の特例の申請書」を使用してください。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれに掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。

- ① 確定申告書の延長……申請しようとする事業年度終了の日の翌日から 45 日以内
- ② 連結確定申告書の延長……申請しようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

(注) この申請書により連結確定申告書の提出期限の延長が認められると、この提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 申請本文の

□ 事業年度の法人税の確定申告書	}	には、いずれか該当する□に

レ印を付してください。
- (2) 「申告期限延長の指定を受けようとする期日」欄には、法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出することができる日と認められる日を記載してください。
- (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限までに決算が確定しない又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする期日までその提出期限の延長を必要とする理由」欄には、決算が確定しない等の理由となっている災害等の事実と指定を受けようとする期日まで申告書を提出することができない事情をできるだけ詳細に記載してください。
- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長が認められた場合には、延長された期間(指定を受けた期日前に確定申告書又は連結確定申告書を提出した場合には、その提出した日までの期間)について利子税を納付する必要があります。

(注) この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(51 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名			
		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

**指 定
申告期限の延長申請の
却 下 通 知 書**

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、
下記の日を提出期限に指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 令和 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

(52 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名			
		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

**指 定
申告期限の延長申請の
却 下 通 知 書**

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請につい
ては、下記の日を提出期限に指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 令和 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(52 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号						
		※連続グループ整理番号						
提出法人	納 税 地	〒						
		電話() -						
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)							
	法 人 名 等							
	法 人 番 号							
	(フリガナ)							
	代 表 者 氏 名	㊟						
	代 表 者 住 所	〒						
	事 業 種 目	業						
自令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 至令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書		の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。						
記								
申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(連結事業年度は2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数() (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人 <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数() (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(連結事業年度は2月)延長とした場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更後の月数()							
根拠条文	各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第2号 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第2項					
その他の参考事項	書添額付等		1 定款等の写し 2 その他					
税 理 士 署 名 押 印		㊟						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通信日付印	確認印
回付先 <input type="checkbox"/> 親 署 → 子 署 ・ <input type="checkbox"/> 子 署 → 調 査 課						年 月 日		

(規格A4)

02.06改正

改 正 前

(53 申告期限の延長の特例の申請書)

申告期限の延長の特例の申請書

 令和 年 月 日 税務署長殿		※整理番号						
		※連続グループ整理番号						
提出法人	納 税 地	〒						
		電話() -						
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 人 法 人	(フリガナ)							
	法 人 名 等							
	法 人 番 号							
	(フリガナ)							
	代 表 者 氏 名	㊟						
	代 表 者 住 所	〒						
	事 業 種 目	業						
自平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書 至平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書		の提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。						
記								
申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告期限を1月(連結事業年度は2月)延長したい場合 <input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数() (2) 申告期限が1月(連結事業年度は2月)延長されている法人 <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合 その月数() (3) 2月(連結事業年度は3月)以上の延長月数の指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(連結事業年度は2月)延長とした場合 取消し前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() <input type="checkbox"/> 2月(連結事業年度は3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更後の月数()							
根拠条文	各事業年度若しくは各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度若しくは各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第1号 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第1項第2号 <input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)又は同法第81条の24第2項					
その他の参考事項	書添額付等		1 定款等の写し 2 その他					
税 理 士 署 名 押 印		㊟						
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	名 簿 等	通信日付印	確認印
回付先 <input type="checkbox"/> 親 署 → 子 署 ・ <input type="checkbox"/> 子 署 → 調 査 課						年 月 日		

(規格A4)

01.06改正

改 正 後	改 正 前				
<p>(52) 申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、又は外国法人が法人税法第144条の8の規定により、</p> <p>① 定款等の定めにより、又はこれらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>③ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内の各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ ③～⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合</p> <p>なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで</p> <p>② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 申請本文の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">□ 事業年度から法人税の確定申告書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書</td> </tr> </table> には、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>なお、2月以上（連結確定申告書にあつては3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあつては2月）延長にしようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(3) 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。</p> <p>(4) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(5) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。</p> <p>2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。</p> <p>3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。</p> <p>このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。</p> <p>5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。</p> </div> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	□ 事業年度から法人税の確定申告書	□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書	<p>(53) 申告期限の延長の特例の申請書)</p> <p style="text-align: center;">申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人が法人税法第75条の2の規定により、連結親法人が法人税法第81条の24の規定により、又は外国法人が法人税法第144条の8の規定により、</p> <p>① 定款等の定めにより、又はこれらの法人に特別の事情があることにより、今後、各事業年度又は各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にあるため、申告期限の延長をしようとする場合</p> <p>③ 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内の各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>④ 特別の事情があることにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から3月又は各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内にその各事業年度又は各連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑤ 特別の事情があることにより、今後、各連結事業年度終了の日の翌日から4月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあること、その他やむを得ない事情があるため、申告期限の延長及び延長期間の月数の指定を受けようとする場合</p> <p>⑥ ③～⑤に掲げる理由に変更が生じたことにより、延長されている月数の指定の取消しを受けようとする場合又は指定を受けた月数の変更をしようとする場合</p> <p>なお、これらの規定は、平成22年9月30日以前に解散した法人の清算中の事業年度及び平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度には適用がありません。</p> <p>2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで</p> <p>② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から45日以内</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 申請本文の <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px;">□ 事業年度から法人税の確定申告書</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書</td> </tr> </table> には、いずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>なお、2月以上（連結確定申告書にあつては3月以上）の延長月数の指定を受けようとする場合には、その指定を受けようとする月数(注)を「その月数()」の()内に、申告期限の延長月数の指定の取消しを受け1月（連結確定申告書にあつては2月）延長にしようとする場合には、その指定の取消しを受ける前の月数を「取消し前の月数()」の()内に記載し、申告期限の延長月数の変更をしようとする場合には、変更する前の月数を「変更前の月数()」の()内に、変更しようとする月数(注)を「変更後の月数()」の()内に記載してください。</p> <p>(注) 申請の事由が上記1の③に該当する場合は、()内には「2」から「4」までの数字を記載してください。</p> <p>(3) 「各事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から2月以内（延長月数の指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内）に各事業年度又は連結事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、上記1の①から⑥までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載してください。</p> <p>(4) 「根拠条文」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(5) 「添付書類等」欄は、この申請書に添付したものの番号を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(注) 1 法人税法第81条の24の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第75条の2の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要がありますことにご注意ください。</p> <p>2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。</p> <p>3 連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第75条の2の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。</p> <p>このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第75条の2に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。</p> <p>4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第75条の2の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。</p> <p>5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。</p> </div> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	□ 事業年度から法人税の確定申告書	□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書
□ 事業年度から法人税の確定申告書					
□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書					
□ 事業年度から法人税の確定申告書					
□ 連結事業年度から法人税の連結確定申告書					

改 正 後

(53 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		令和 年 月 日
代 表 者 名		

殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

指 定 通 知 書
申告期限の延長の特例の申請の
却 下

貴法人から令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請
については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(54 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		令和 年 月 日
代 表 者 名		

殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

指 定 通 知 書
申告期限の延長の特例の申請の
却 下

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の
申請については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(54 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「自令和 年 月 日 また、 至令和 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この 処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の 「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(55 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」は、申告期限の延長の取消し、延長月数の指定の取消し又は延長期間の指定月数の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「延長を取り消した 「取消 及び 延長月数の指定を取り消した の箇所については、通知の内容に応じて 変更」 指定月数を下記月数に変更した」 不要字句を抹消する。 「自平成・令和 年 月 日 また、 至平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この 処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の 「(連結)」の字句を抹消する。
下 記 部 分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 延長の取消し又は指定の取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に延長の取消し又は指定の取消しの理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(55 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 ※整理番号 ※連結グループ整理番号		提出法人 納税地 〒 電話() -	
		(フリガナ) 法人名等	
令和 年 月 日 税務署長殿	□ □ 単連 体結 法親 人法人	法人番号 (フリガナ) 代表者氏名	
		〒 代表者住所	
		事業種目	
		業	
自令和 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書) 至令和 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書) の提出期限の延長の特例 の適用をやめますので届け出ます。 記			
1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日 年 月 日			
2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由 			
3 その他の参考事項			
税理士署名押印		④	
※税務署 処理欄	部門 回付先	決算 期 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業種 番号 番号 入力 名簿 等 通信日付印 年月日 確認印

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(56 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書)

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書 ※整理番号 ※連結グループ整理番号		提出法人 納税地 〒 電話() -	
		(フリガナ) 法人名等	
令和 年 月 日 税務署長殿	□ □ 単連 体結 法親 人法人	法人番号 (フリガナ) 代表者氏名	
		〒 代表者住所	
		事業種目	
		業	
自平成・令和 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書) 至平成・令和 年 月 日 (<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書) の提出期限の延長の特例 の適用をやめますので届け出ます。 記			
1 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日 年 月 日			
2 確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由 			
3 その他の参考事項			
税理士署名押印		④	
※税務署 処理欄	部門 回付先	決算 期 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 ・ <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	業種 番号 番号 入力 名簿 等 通信日付印 年月日 確認印

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(55) 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第 81 条の 24 第 1 項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 144 条の 8（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書	には、いずれか該当する□に
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書	

レ印を付けてください。

(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。

(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(56) 申告期限の延長の特例の取りやめの届出書

申告期限の延長の特例の取りやめの届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人で、法人税法第 75 条の 2 第 1 項の規定（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）、第 81 条の 24 第 1 項の規定（連結確定申告書の提出期限の延長の特例）又は第 144 条の 8（法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例）の適用を受けている法人が、その規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用してください。

2 この届出書は、適用を受けることをやめようとする事業年度又は連結事業年度終了の日までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

3 各欄は、次により記載してください。

(1) 届出本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から、法人税の確定申告書	には、いずれか該当する□に
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から、法人税の連結確定申告書	

レ印を付けてください。

(2) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の処分を受けた日又は当該処分があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「申告期限の延長の特例の申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。

イ 所轄税務署長から承認の通知又は延長月数についての指定の通知があった場合には、当該通知に係る書面（通知書）に記載された年月日を記載してください。

ロ 最初に適用を受けようとした事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に所轄税務署長から処分の通知がなかった場合には、当該事業年度終了の日の翌日から 15 日又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過した日を記載してください。

(3) 「確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長の特例の適用をやめようとする理由」欄には、延長の特例の適用をやめようとする理由を簡明に記載してください。

(4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(56 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 青色申告の承認申請書							※整理番号
令和 年 月 日	納 税 地	〒					
	(フリガナ)						
	法 人 名 等						
	法 人 番 号						
	(フリガナ)						
	代 表 者 氏 名						㊟
	代 表 者 住 所	〒					
	事 業 種 目						業
	資 本 金 又 は 出 資 金 額						円
	自令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。 至令和 年 月 日						
記							
1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。 <input type="checkbox"/> 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあってはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあっては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあっては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実が該当する号及びその事実が生じた日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成・令和 年 月 日							
2 参考事項							
(1) 帳簿組織の状況							
伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期		
(2) 特別な記帳方法の採用の有無							
<input type="checkbox"/> 伝票会計採用 <input type="checkbox"/> 電子計算機利用							
(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合							
税理士署名押印						㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	入 力 備 考	通 信 日 付 印	
						年 月 日 確 認 印	

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(57 青色申告の承認申請書)

税務署受付印 青色申告の承認申請書							※整理番号
令和 年 月 日	納 税 地	〒					
	(フリガナ)						
	法 人 名 等						
	法 人 番 号						
	(フリガナ)						
	代 表 者 氏 名						㊟
	代 表 者 住 所	〒					
	事 業 種 目						業
	資 本 金 又 は 出 資 金 額						円
	自平成・令和 年 月 日 事業年度から法人税の申告書を青色申告によって提出したいので申請します。 至平成・令和 年 月 日						
記							
1 次に該当するときには、それぞれ□にレ印を付すとともに該当の年月日等を記載してください。 <input type="checkbox"/> 青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告書の提出をやめる旨の届出書を提出した後に再び青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取消しの通知を受けた日又は取りやめの届出書を提出した日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> この申請後、青色申告書を最初に提出しようとする事業年度が設立第一期等に該当する場合には、内国法人である普通法人若しくは協同組合等にあってはその設立の日、内国法人である公益法人等若しくは人格のない社団等にあっては新たに収益事業を開始した日又は公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）に該当していた普通法人若しくは協同組合等にあっては当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第1項（連結納税の承認の取消し）の規定により連結納税の承認を取り消された後に青色申告書の提出の承認を申請する場合には、その取り消された日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 法人税法第4条の5第2項各号の規定により連結納税の承認を取り消された場合には、第4条の5第2項各号のうち、取消しの起因となった事実が該当する号及びその事実が生じた日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結納税の取りやめの承認を受けた日を含む連結親法人事業年度の翌事業年度に青色申告書の提出をしようとする場合には、その承認を受けた日 平成・令和 年 月 日							
2 参考事項							
(1) 帳簿組織の状況							
伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期	伝票又は帳簿名	左の帳簿の形態	記帳の時期		
(2) 特別な記帳方法の採用の有無							
<input type="checkbox"/> 伝票会計採用 <input type="checkbox"/> 電子計算機利用							
(3) 税理士が関与している場合におけるその関与度合							
税理士署名押印						㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号	番 号	入 力 備 考	通 信 日 付 印	
						年 月 日 確 認 印	

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(56) 青色申告の承認申請書

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

 - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。

 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日
 - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結税法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請
連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(57) 青色申告の承認申請書

青色申告の承認申請書の記載要領等

- この申請書は、法人税法第2条第16号に規定する連結申告法人以外の法人が各事業年度における法人税の確定申告書及び中間申告書を青色申告書によって提出することの承認を受けようとする場合に使用してください。
- この申請書は、青色申告書によって申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。

 - 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人又は協同組合等が当該普通法人又は協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度…同日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
 - 普通法人若しくは協同組合等の設立の日、公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日又は公益法人等(収益事業を行っていないものに限ります。)に該当していた普通法人若しくは協同組合等が当該普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日（以下「設立等の日」といいます。）から上記(1)から(3)に掲げる事業年度終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度の翌事業年度…当該設立等の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日

(注) 外国法人については、法人税法第146条の規定によって提出してください。

 - 内国法人が、法人税法第4条の5第2項第4号又は第5号(連結納税の承認の取消し)の規定により第4条の2(連結納税義務者)の承認を取り消された場合におけるその取り消された日の前日の属する事業年度…当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））の前日
 - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取り消された日（以下「取消日」といいます。）の属する事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 内国法人が法人税法第4条の5第2項各号の規定により第4条の2の承認を取り消された場合におけるその取消日の属する事業年度開始の日からその終了の日までの期間が3月に満たない場合における当該事業年度後の各事業年度…当該取消日以後3月を経過した日と当該各事業年度終了の日の翌日から2月を経過する日（平成22年10月1日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度にあつては、当該事業年度終了の日の翌日から1月を経過する日（当該翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日））とのうちいずれか早い日の前日
 - 法人税法第4条の5第3項の承認を受けて第4条の2の適用を受けることとなった内国法人の当該承認を受けた日の属する連結税法人事業年度の翌事業年度…当該翌事業年度開始の日以後3月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日
- 「参考事項」欄は、次により記載してください。
 - 「帳簿組織の状況」欄には、貴法人の伝票から総勘定元帳までの帳簿書類等の種類、形態及び記帳の時期を記載します。なお、「左の帳票の形態」欄には、例えば、「3枚複写伝票」、「大学ノート」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」のように記載し、「記帳の時期」欄には、例えば、「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載します。
 - 「特別な記帳方法の採用の有無」欄は、貴法人がイ又はロのいずれかに該当する場合には、該当項目を○で囲んで表示してください。
 - 「税理士が関与している場合におけるその関与度合」欄は、その関与度合を例えば、「総勘定元帳の記帳から一切の事務」、「伝票整理から一切の事務」のように具体的に記載してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 連結納税の承認申請中の青色申告の承認申請
連結納税の承認申請中において提出された、連結事業年度を対象とした青色申告の承認申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。
このため、連結グループから離脱した際に、青色申告の承認を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

(57 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
	令和 年 月 日	
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	殿
<p>承認 青色申告の承認申請の 却下 通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調 査したところ 相当 と認められるのでこれを承認 したから通知します。 以下の理由により不相当 却下</p> <p>(処分の理由)</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 </div>		

(58 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)


納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
	令和 年 月 日	
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	殿
<p>承認 青色申告の承認申請の 却下 通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調 査したところ 相当 と認められるのでこれを承認 したから通知します。 以下の理由により不相当 却下</p> <p>(処分の理由)</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。 </div>		

改 正 後	改 正 前
<p>(60 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p>「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。</p> <p>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>	<p>(61 帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">帳簿書類の記載事項等の省略承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、青色申告法人又は連結親法人が、帳簿書類の記載事項等についてその業種、業態及び規模等により法人税法施行規則第 54 条から第 56 条（青色申告法人の帳簿書類）までの規定又は法人税法施行規則第 8 条の 3 の 5 から第 8 条の 3 の 7 まで（連結法人の帳簿書類）の規定により難くその記載事項の一部を省略又は変更したい場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p>(1) 普通法人、連結親法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度又は連結事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>(3) 普通法人、連結親法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日又は連結事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度又は翌連結事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日又は当該翌連結事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p>（注）外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すとともに「省略」、「変更」の別は該当する項目を○で囲んでください。</p> <p>(4) 「帳簿書類の記載事項の一部を省略又は変更しようとする内容」欄には、その省略又は変更しようとする内容を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p>「法人番号」欄には、法人番号（13 桁）を記載してください。</p> <p>なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 526 140">(61 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)</p> <p data-bbox="264 209 878 233" style="text-align: center;">売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等</p> <p data-bbox="56 280 1111 368">1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="56 384 1111 472">2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="91 488 936 504">なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p data-bbox="69 520 1111 576">(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p data-bbox="69 592 1111 647">(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p data-bbox="69 663 1111 783">(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</p> <p data-bbox="56 799 365 815">3 各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="69 831 1111 887">(1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。</p> <p data-bbox="69 903 1111 959">(2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="69 975 443 991">(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="56 1007 174 1023">4 留意事項</p> <p data-bbox="69 1038 353 1054">(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="91 1070 1111 1158">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p data-bbox="69 1174 315 1190">(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p data-bbox="91 1206 674 1222">「法人番号」欄には、法人番号 (13 桁) を記載してください。</p> <p data-bbox="91 1238 864 1254">なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>	<p data-bbox="1131 116 1601 140">(62 売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書)</p> <p data-bbox="1341 209 1955 233" style="text-align: center;">売上に関する帳簿の記載事項の省略承認申請書の記載要領等</p> <p data-bbox="1131 280 2188 368">1 この申請書は、小売その他これに類するものを行う青色申告法人又は連結法人が、帳簿書類の記載事項等について法人税法施行規則別表 20 の (11) の記載事項欄のただし書の規定にもより難く日々の現金売上の総額のみを記載しようとする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1131 384 2188 472">2 この申請書は、帳簿書類の記載事項についてその記載事項の一部を省略又は変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、青色申告法人又は連結親法人が納税地（連結子法人に係る場合には、その連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="1167 488 2011 504">なお、その事業年度が次の事業年度に該当するときは、次に掲げる日までに提出してください。</p> <p data-bbox="1144 520 2188 576">(1) 普通法人又は協同組合等の設立の日の属する事業年度…設立の日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p data-bbox="1144 592 2188 647">(2) 公益法人等又は人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日の属する事業年度…開始した日以後 3 月を経過した日と当該事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日</p> <p data-bbox="1144 663 2188 783">(3) 普通法人若しくは協同組合等の設立の日又は公益法人等若しくは人格のない社団等の新たに収益事業を開始した日から、その事業年度終了の日までの期間が 3 月に満たない場合におけるその翌事業年度…その設立の日又は新たに収益事業を開始した日以後 3 月を経過した日と当該翌事業年度終了の日とのうちいずれか早い日の前日 (注) 外国法人については、法人税法第 146 条の規定によって提出してください。</p> <p data-bbox="1131 799 1440 815">3 各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="1144 831 2188 887">(1) 「帳簿書類の記載事項を省略しようとする内容」欄には、日々の現金売上の総額のみを記載する旨を記載してください。</p> <p data-bbox="1144 903 2188 959">(2) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1144 975 1518 991">(3) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1131 1007 1249 1023">4 留意事項</p> <p data-bbox="1144 1038 1433 1054">(1) 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="1167 1070 2188 1158">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p data-bbox="1144 1174 1391 1190">(2) 「法人番号」欄の記載</p> <p data-bbox="1167 1206 1749 1222">「法人番号」欄には、法人番号 (13 桁) を記載してください。</p> <p data-bbox="1167 1238 1939 1254">なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

改正後

(62 青色申告の取りやめの届出書)

 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
税務署長殿	事業種目	業	
自令和 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。 至令和 年 月 日			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名押印 Ⓜ


※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	---------

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(63 青色申告の取りやめの届出書)

 青色申告の取りやめの届出書		※整理番号	
令和 年 月 日	納税地	〒 電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号 (フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
税務署長殿	事業種目	業	
自平成・令和 年 月 日 事業年度から青色申告書による法人税の申告書の提出をやめますので届け出ます。 至平成・令和 年 月 日			
記			
1 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日 年 月 日			
2 青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由			
3 その他の参考事項			

税理士署名押印 Ⓜ

※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号	番 号	入 力	備 考	通信 日付印	年 月 日	確認 印
-------------	--------	---------	----------	--------	--------	--------	-----------	-------	---------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(62 青色申告の取りやめの届出書)

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項（青色申告）の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。
 - (2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。
 - (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(63 青色申告の取りやめの届出書)

青色申告の取りやめの届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、法人税法第 121 条第 1 項（青色申告）の承認を受けている法人が、同項各号に掲げる申告書を青色申告書により提出することをやめようとする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、青色申告書により提出することをやめようとする事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載します。
 - (1) 「青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、先に提出した「青色申告の承認申請書」に対する処分の通知の有無により、次のとおり記載してください。
 - イ 所轄税務署長から承認の通知があった場合は、当該通知書に記載された年月日を記載してください。
 - ロ 最初に青色申告書によって提出することの承認を受けようとした事業年度終了の日（当該事業年度について中間申告書を提出すべき法人については、当該事業年度開始の日以後 6 月を経過した日の前日。以下同じ。）までに所轄税務署長から承認又は却下の通知がなかった場合は、当該事業年度終了の日を記載してください。
 - (2) 「青色申告書による法人税の申告をやめようとする理由」欄には、青色申告書による法人税の申告書の提出をやめようとする理由を簡明に記載してください。
 - (3) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (4) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(63 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p>「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (5) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨」欄及び「③ 法令 14 条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (7) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>	<p>(64 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書)</p> <p>「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書」の記載要領等</p> <p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認を受けようとする法人は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請書とその納税地（連結子法人にあっては、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの申請書を作成し、添付書類を添えて提出してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 提出部数及び添付書類等 この申請書は、法令14条の4第1項第1号イからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類を添付して1通（調査課所管法人にあっては2通）を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>2 各欄の記載方法 (1) 「責任者の氏名」欄には、外国法人が当該申請書を提出する場合に、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。 (2) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。 (3) 「資本金の額又は出資金の額」欄には、登記されている資本金の額又は出資金の額を記載してください。 (4) 「① 法人が現に行っている事業の概要」欄には、業務内容を記載してください。 (5) 「② 法令14条の4第1項第2号に規定する作成及び保存を確実にする旨」欄及び「③ 法令 14 条の4第1項第4号の規定による開示をしない場合には、同号の規定により閲覧させることを確実にする旨」欄については、各項の該当する□にレ印を付し、その右の余白に要件に該当する事由について記載してください。記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載してください。 (6) 「添付書類」欄には、添付が必要とされる下記3(1)のイからハまでに掲げるいずれかの法人に該当する旨を証する書類で、添付したものを記載してください。 (7) 法人の名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「④ その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は記載しないでください。</p> <p>3 留意事項 この申請は、次に掲げる要件に該当する法人が行うことができます。 (1) 次のイからハに掲げるいずれかの法人に該当すること。 イ 信託会社（信託業法（平成16年法律第154号）第2条第4項に規定する管理型信託会社を除きます。） ロ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）の規定により同法第1条第1項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関 ハ 資本金の額又は出資金の額が5,000万円以上である法人（その設立日以後1年を経過していないものを除きます。） (2) その引受けを行う信託に係る信託法（平成18年法律第108号）第37条第1項に規定する書類若しくは電磁的記録又は同法第222条第2項に規定する会計帳簿及び同法第37条第2項又は同法第222条第4項に規定する書類又は電磁的記録の作成及び保存が確実に行われると見込まれること。 (3) その帳簿書類に取引の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装して記載又は記録をした事実がないこと。 (4) その業務及び経理の状況につき金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書に記載する方法その他の財務省令で定める方法により開示し、又は会社法第435条第2項に規定する計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書その他これらに類する書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これらを閲覧させること。 (5) 清算中でないこと。</p> <p>(注) (1)ハの「設立日」とは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める日をいいます。 一 内国法人 設立の日（当該内国法人が次に掲げる法人に該当する場合には、当該法人の区分に応じそれぞれ次に定める日） イ 合併法人（その合併により被合併法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該合併法人と各被合併法人（その合併によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。イにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日） ロ 分割承継法人（その分割により分割法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該分割承継法人と各分割法人（その分割によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ロにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日） ハ 被現物出資法人（その現物出資により現物出資法人が営んでいた信託の引受けを行う事業の移転を受け、かつ、当該事業を引き続き営むものに限ります。） 当該被現物出資法人と各現物出資法人（その現物出資によりその営んでいた信託の引受けを行う事業を移転するものに限ります。ハにおいて同じ。）の設立の日のうち最も早い日（現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日） 二 外国法人 恒久的施設を有することとなった日又は平成26年改正前の法人税法第141条第1号（外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準）に掲げる外国法人に該当することとなった日</p>

改 正 後

(64 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

		法第		号
		令和	年	月
				日
納 税 地				
法 人 名				
代 表 者 名	殿			
		税務署長		⑩
		財務事務官		
<p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請 については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。</p>				

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

		法第		号
		令和	年	月
				日
納 税 地				
法 人 名				
代 表 者 名	殿			
		税務署長		⑩
		財務事務官		
<p>特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承 認申請については、調査したところ相当と認められるのでこれを承認したから通知します。</p>				

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(64 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から <u>令和</u> 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」 の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合に、申

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の承認通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から <u>平成・令和</u> 年 月 日付でされた(中略)これを承認したから通知します。」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について承認する場合

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

	法第 号
	令和 年 月 日
納税地	
法人名	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官 ㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、貴法人は法人税法施行令第 14 条の 4 第 1 項第 号に規定する要件に該当しないので、同条第 5 項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

02.06 改正

改正前

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

	法第 号
	令和 年 月 日
納税地	
法人名	
代表者名	殿

税務署長
財務事務官 ㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請については、貴法人は法人税法施行令第 14 条の 4 第 1 項第 号に規定する要件に該当しないので、同条第 5 項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から令和 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「（前略）法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

改 正 前

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書」は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた（後略）」の空白部分は、特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請について却下する場合に、申請者から提出された承認申請書の收受日を記載する。 「（前略）法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する（中略）これを却下したから通知します。」の空白部分は、却下の理由に応じて同条第1項各号の該当号を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

改 正 後

(65 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(66 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(67 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -
	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	法 人 名	
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	電話 () -

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

提出対象事業年度	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	令和 年 月 日
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類 ※入力
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 令和 年 月 日 (至) 令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	

(規格 A 4)

※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	----	-------	-------	-----

02.06 改正

改 正 前

(68 特定受益証券発行信託に関する書類の提出書)

特定受益証券発行信託に関する書類の提出書

令和 年 月 日 税務署長殿	※整理番号	〒
	本店又は主たる事務所の所在地	電話 () -
	納 税 地	〒
	(フリガナ)	電話 () -
	法 人 名	
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		
代 表 者 住 所	〒	電話 () -

法人税法施行令第14条の4第9項の規定に基づき、下記のとおり特定受益証券発行信託に関する書類を提出します。

記

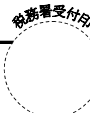
提出対象事業年度	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	法人税法施行令第14条の4第6項の承認年月日	平成・令和 年 月 日
提出対象事業年度中に計算期間の終了した特定受益証券発行信託	信託の名称	計算期間	提出書類 ※入力
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	
	(自) 平成・令和 年 月 日 (至) 平成・令和 年 月 日	1 貸借対照表、損益計算書 2 その他 ()	

(規格 A 4)

※税務署整理欄	部門	決算期	番号	通信日付印	年 月 日	確認印
---------	----	-----	----	-------	-------	-----

01.06 改正

(68 事前確定届出給与に関する届出書)

 令和 年 月 日 税務署長殿		事前確定届出給与に関する届出書		※整理番号	
				※郵/電	
提出人	<input type="checkbox"/> 単体	納 税 地	電話() -		
	<input type="checkbox"/> 連続	(フリガナ)			
	<input type="checkbox"/> 親	法 人 名 等			
	<input type="checkbox"/> 法	法 人 番 号			
	<input type="checkbox"/> 人	(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名	㊦		
		代 表 者 住 所			
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法 人 名 等	※ 整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	(局 署)	部 門		
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名	決 算 期		
	代 表 者 住 所		業 種 番 号		
			整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。					
記					
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 令和 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		令和 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由					
⑥ その他参考となるべき事項					
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日				
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)				
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)				
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日				
ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日					
届出期限となる日 <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ					
税 理 士 署 名 押 印		㊦			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

02.06改正

(規格A4)

(69 事前確定届出給与に関する届出書)

 令和 年 月 日 税務署長殿		事前確定届出給与に関する届出書		※整理番号	
				※郵/電	
提出人	<input type="checkbox"/> 単体	納 税 地	電話() -		
	<input type="checkbox"/> 連続	(フリガナ)			
	<input type="checkbox"/> 親	法 人 名 等			
	<input type="checkbox"/> 法	法 人 番 号			
	<input type="checkbox"/> 人	(フリガナ)			
		代 表 者 氏 名	㊦		
		代 表 者 住 所			
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法 人 名 等	※ 整理番号		
	本店又は主たる 事務所の所在地	(局 署)	部 門		
	(フリガナ)	代 表 者 氏 名	決 算 期		
	代 表 者 住 所		業 種 番 号		
			整 理 簿		
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
事前確定届出給与について下記のとおり届け出ます。					
記					
① 事前確定届出給与に係る株主総会等の決議をした日及びその決議をした機関等		(決議をした日) 平成・令和 年 月 日 (決議をした機関等)			
② 事前確定届出給与に係る職務の執行を開始する日		平成・令和 年 月 日			
③ 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成・令和 年 月 日			
④ 事前確定届出給与等の状況		付表__ (No. ~No.) のとおり。			
⑤ 事前確定届出給与につき定期同額給与による支給としない理由及び事前確定届出給与の支給時期を付表の支給時期とした理由					
⑥ その他参考となるべき事項					
届 出 期 限	イ 次のうちいずれか早い日 令和 年 月 日				
	(イ) ①又は②に記載した日のうちいずれか早い日から1月を経過する日 (令和 年 月 日)				
	(ロ) 会計期間4月経過日等 (令和 年 月 日)				
	ロ 設立の日以後2月を経過する日 令和 年 月 日				
ハ 臨時改定事由が生じた日から1月を経過する日 令和 年 月 日					
届出期限となる日 <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ロ <input type="checkbox"/> ハ					
税 理 士 署 名 押 印		㊦			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿
					備 考
					通 信 日 付 印
					年 月 日
					確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後

(69 付表 1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))				No.					
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)				()					
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)				(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)					
当該(連結)事業年度				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
職務執行期間開始の日の属する会計期間				令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
事前確定届出給与に 関する事項	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	事前確定届出給与以外の給与	金銭による給与(業績連動給与を除く)	職務執行期間開始の日の属する会計期間以後	支給時期(年月日)	支給額(円)	
									業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要
事前確定届出給与に 関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	・	・	・	・	・	・	
		支給額	・	・	・	・	・	・	
	翌会計期間	今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・

改 正 前

(70 付表 1(事前確定届出給与等の状況(金銭交付用)))

付表 1 (事前確定届出給与等の状況(金銭交付用))				No.					
事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)				()					
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日(職務執行期間)				(平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)					
当該(連結)事業年度				平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
職務執行期間開始の日の属する会計期間				平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					
事前確定届出給与に 関する事項	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	事前確定届出給与以外の給与	金銭による給与(業績連動給与を除く)	翌会計期間以後	支給時期(年月日)	支給額(円)	
									業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要
事前確定届出給与に 関する事項	職務執行期間開始の日の属する会計期間	届出額	・	・	・	・	・	・	
		支給額	・	・	・	・	・	・	
	翌会計期間	今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・
		今回の届出額	・	・	・	・	・	・	・

改 正 後

(70 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況(株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
当該 (連結) 事業年度	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交 付 数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
条件その他の内容					

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)					
	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	
の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要					

02.06改正

改 正 前

(71 付表 2 (事前確定届出給与等の状況 (株式等交付用)))

付表 2 (事前確定届出給与等の状況(株式等交付用))

No.

事前確定届出給与対象者の氏名 (役職名)	()
事前確定届出給与に係る職務の執行の開始の日 (職務執行期間)	(平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日)
当該 (連結) 事業年度	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
職務執行期間開始の日の属する会計期間	平成・令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

1 事前確定届出給与に関する事項

職の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	区分	支給時期 (年月日)	交付する株式又は 新株予約権の銘柄	交 付 数	交付決議時価額 (円)
				金銭債権の額 (円)	
の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	届出内容	・ ・			
	支給内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
	今回の届出内容	・ ・			
条件その他の内容					

2 事前確定届出給与以外の給与に関する事項

金銭による給与 (業績連動給与を除く。)					
	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	支給時期 (年月日)	支給額 (円)	
の 務属 執行 する 期間 開 計 始 期 の 日 間	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
	・ ・		・ ・		
業績連動給与又は金銭以外の資産による給与の支給時期及び概要					

01.06改正

改 正 後

(71 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p>		※整理番号 ※連結グループ 整理番号	
		事前確定届出給与に関する変更届出書	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	納 税 地 (フリガナ) 法人名等	〒 電話() -
	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	法人番号 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	〒
	〒 代表者住所	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。		
① 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 令和 年 月 日	
業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(決議をした日) 令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 令和 年 月 日	
② 変更を行った機関等		(機関等)	
③ 変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。	
④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)	
⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日		令和 年 月 日	
⑥ その他参考となるべき事項		令和 年 月 日	
届出期限 <input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		(規格 A 4)	
税 理 士 署 名 押 印		④	
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号	番 号 整 理 簿 備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

02.06改正

改 正 前

(72 事前確定届出給与に関する変更届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p>		※整理番号 ※連結グループ 整理番号	
		事前確定届出給与に関する変更届出書	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	納 税 地 (フリガナ) 法人名等	〒 電話() -
	〒 (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	法人番号 (フリガナ) 代表者氏名	〒 代表者住所
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	〒
	〒 代表者住所	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	事前確定届出給与に関する変更について下記のとおり届け出ます。		
① 臨時改定事由の概要及びその臨時改定事由が生じた日		(臨時改定事由の概要) (臨時改定事由が生じた日) 平成・令和 年 月 日	
業績悪化改定事由により直前届出に係る「定め」の内容の変更に関する株主総会等の決議をした日及びその変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日		(決議をした日) 平成・令和 年 月 日 (直前届出に係る給与の支給の日) 平成・令和 年 月 日	
② 変更を行った機関等		(機関等)	
③ 変更後の事前確定届出給与等の状況		付表 (No. ~No.) のとおり。	
④ 変更前後で事前確定届出給与の支給時期が異なる場合のその理由		(理由)	
⑤ 直前届出に係る届出書の提出をした日		平成・令和 年 月 日	
⑥ その他参考となるべき事項		令和 年 月 日	
届出期限 <input type="checkbox"/> 臨時改定事由：「臨時改定事由が生じた日」から1月を経過する日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 業績悪化改定事由：「決議をした日」から1月を経過する日と「直前届出に係る給与の支給の日」の前日とのいずれか早い日 令和 年 月 日		(規格 A 4)	
税 理 士 署 名 押 印		④	
※税務署 処理欄	部 門 決 算 期 業 種 番 号	番 号 整 理 簿 備 考	通 信 日 付 印 年 月 日 確 認 印

01.06改正

改 正 後

(72 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))

付表(変更後の事前確定届出給与等の状況)

事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)	()	No.	
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	令和 年 月 日		
直前届出に係る届出書の提出をした日	令和 年 月 日		
当初届出に係る(連結)事業年度開始の日	令和 年 月 日		
当初届出に係る(連結)事業年度開始の日の属する会計期間	令和 年 月 日		

1 金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			

2 株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
条件その他の内容						

02.06改正

改 正 前

(73 付表(変更後の事前確定届出給与等の状況))

付表(変更後の事前確定届出給与等の状況)

事前確定届出給与対象者の氏名(役職名)	()	No.	
変更前の直前届出に係る「定め」に基づく給与の支給の日	平成・令和 年 月 日		
直前届出に係る届出書の提出をした日	平成・令和 年 月 日		
当初届出に係る(連結)事業年度開始の日	平成・令和 年 月 日		
当初届出に係る(連結)事業年度開始の日の属する会計期間	平成・令和 年 月 日		

1 金銭交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)	変更前の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	支給額(円)
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			
今回の届出額	・	・		今回の届出額	・	・			

2 株式等交付

変更後の事前確定届出給与に関する事項	職の属する期間開計開始の日	区分	支給時期(年月日)	交付する株式又は新株予約権の銘柄	交付数	交付決議時価額(円)
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
今回の届出内容	・	・				
条件その他の内容						

01.06改正

改 正 後

(73 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書										※整理番号			
税務署受付印										※親署/子署			
令和 年 月 日										納税地	〒	電話() -	
										<input type="checkbox"/> (フリガナ)			
										<input type="checkbox"/> 単連	法人名等		
										<input type="checkbox"/> 連結	法人番号		
										<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
										<input type="checkbox"/> 親	代表者氏名		㊟
税務署長殿										〒	代表者住所		
										業	事業種目		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※	整理番号									
	法人名等		税	部 門									
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期									
	(フリガナ)		署	業 種 番 号									
	代表者氏名		処	整 理 簿									
	代表者住所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課								
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。													
記													
事業の種類 (又は事業所別)		資 産 の 区 分		評 価 方 法									
		商 品 又 は 製 品											
		半 製 品											
		仕 掛 品 (半 成 工 事)											
		主 要 原 材 料											
		補 助 原 材 料											
		そ の 他 の 棚 卸 資 産											
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 令和 年 月 日												
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 令和 年 月 日												
	3 その他												
税 理 士 署 名 押 印										㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印				

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(74 棚卸資産の評価方法の届出書)

棚卸資産の評価方法の届出書										※整理番号			
税務署受付印										※親署/子署			
令和 年 月 日										納税地	〒	電話() -	
										<input type="checkbox"/> (フリガナ)			
										<input type="checkbox"/> 単連	法人名等		
										<input type="checkbox"/> 連結	法人番号		
										<input type="checkbox"/> 法人	(フリガナ)		
										<input type="checkbox"/> 親	代表者氏名		㊟
税務署長殿										〒	代表者住所		
										業	事業種目		
連 結 子 法 人	(フリガナ)		※	整理番号									
	法人名等		税	部 門									
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)	務	決 算 期									
	(フリガナ)		署	業 種 番 号									
	代表者氏名		処	整 理 簿									
	代表者住所	〒	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課								
棚卸資産の評価方法を下記のとおり届け出ます。													
記													
事業の種類 (又は事業所別)		資 産 の 区 分		評 価 方 法									
		商 品 又 は 製 品											
		半 製 品											
		仕 掛 品 (半 成 工 事)											
		主 要 原 材 料											
		補 助 原 材 料											
		そ の 他 の 棚 卸 資 産											
参 考 事 項	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 平成・令和 年 月 日												
	2 新たに他の種類の事業を開始した場合又は事業の種類を変更した場合には、開始又は変更の年月日 平成・令和 年 月 日												
	3 その他												
税 理 士 署 名 押 印										㊟			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印				

01.06

(規格 A 4)

改 正 後

(73) 棚卸資産の評価方法の届出書

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていきますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。

- イ 原価法
 - (1) 個別法による原価法
 - (2) 先入先出法による原価法
 - (3) 総平均法による原価法
 - (4) 移動平均法による原価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法
 - (6) 売価還元法による原価法

- ロ 低価法
 - (1) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (2) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (3) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (4) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (6) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

- (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(74) 棚卸資産の評価方法の届出書

棚卸資産の評価方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価方法を選定して届け出るときに使用するもので、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（合併により設立された法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）新たに他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した場合	他の種類の事業（又は収益事業）を開始し、あるいは事業（又は収益事業）の種類を変更した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（普通法人が法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

3 棚卸資産の評価方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっていきますから、その区分ごとに評価方法を定めて明確に記載しますが、事業の種類ごとのほか事業所別に、又は資産の区分をさらに細分して異なる評価方法を選定することができます。

4 各欄は、次により記載します。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「事業の種類(又は事業所別)」欄には、実際に行っている事業の内容を種類別に記載しますが、事業所別に選定しようとする場合には、その事業所名を記載してください。
- (4) 「資産の区分」の空白欄には、事業を2以上営んでいる場合又は事業所別に選定しようとする場合に、棚卸資産を次の区分によって記載してください。

- イ 商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）
- ロ 半製品
- ハ 仕掛品（半成工事を含みます。）
- ニ 主要原材料
- ホ 補助原材料その他の棚卸資産

(注) 副産物及び作業くずは、その他の棚卸資産の中に含まれます。

(5) 「評価方法」欄には、次に掲げる評価方法のうち採用しようとする評価方法を記載してください。なお、個別法による原価法(当該原価法により評価した価額を基礎とする低価法を含みます。)は、通常一の取引によって大量に取得され、かつ、規格に応じて価額が定められている棚卸資産については、選定できないことになっていきますから注意してください。

- イ 原価法
 - (1) 個別法による原価法
 - (2) 先入先出法による原価法
 - (3) 総平均法による原価法
 - (4) 移動平均法による原価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法
 - (6) 売価還元法による原価法

- ロ 低価法
 - (1) 個別法による原価法に基づく低価法
 - (2) 先入先出法による原価法に基づく低価法
 - (3) 総平均法による原価法に基づく低価法
 - (4) 移動平均法による原価法に基づく低価法
 - (5) 最終仕入原価法による原価法に基づく低価法
 - (6) 売価還元法による原価法に基づく低価法

(注) (5)に掲げる法定の評価方法によらないで、特別な評価方法により行おうとする場合には、その評価方法についてあらかじめ税務署長の承認を受ける必要がありますので、その場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を作成し、所轄税務署長に提出してください。

- (6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号(13桁)を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後	改 正 前
<p>(74 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。</p> <p>この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。</p> <p>(5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(75 棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、棚卸資産の評価の方法につき、法人税法施行令第 28 条の 2 第 1 項（棚卸資産の特別な評価の方法）に規定する特別な評価の方法により行おうとする場合に、その承認（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）を受けようとするときに使用してください。</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 棚卸資産の評価の方法の選定は、事業の種類ごとに、かつ、法人税法施行令第 29 条第 1 項に定める資産の区分ごとに行うこととなっていますから、その区別ごとに評価の方法を記載してください。</p> <p>この場合、事業所ごとに選定するとき又は資産の区分をさらに細分するときは、その旨及び理由を「その他の参考事項」欄に記載してください。</p> <p>4 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産に係る事業の種類を具体的に記載してください。</p> <p>(4) 「資産の区分」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする棚卸資産を 3 の選定区分により記載してください。</p> <p>(5) 「評価方法」欄には、採用しようとする特別な評価の方法について、その内容を端的に表現する名称を記載してください。</p> <p>(6) 「承認を受けようとする特別な評価方法の内容」欄には、その採用しようとする特別な評価方法を算式等によりできるだけ詳細に記載し、この欄に書ききれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「特別な評価方法を採用しようとする理由」欄には、特別な評価の方法を採用しようとする理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(76) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、短期売買商品等を所有していなかった法人が、新たに短期売買商品等を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・第184条）</p> <p>(注) <u>短期売買商品等とは、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるもの（有価証券を除く。）及び資金決済に関する法律第2条第5項（定義）に規定する暗号資産をいいます。</u> <u>なお、短期的な価格の変動を利用して利益を得る目的で取得した資産として政令で定めるものとは、法人税法施行令第118条の4で定める一定の資産をいいます。</u> (削除)</p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「暗号資産（〇〇コイン）」等のように記載してください。 なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>	<p>(77) 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、<u>短期売買商品及び仮想通貨（以下「短期売買商品等」といいます。）</u>を所有していなかった法人が、新たに短期売買商品等を取得した場合又は従来所有していた短期売買商品等と種類又は銘柄の異なった短期売買商品等を新たに取得した場合において、その取得した短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を届け出るときに、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第118条の6・第155条の6・第184条）</p> <p>(注) <u>1 短期売買商品とは、金、銀、白金その他の資産のうち、市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（以下「短期売買目的」といいます。）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったもの（以下「専担者売買商品」といいます。）及びその取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載したものを（専担者売買商品を除きます。）をいいます。</u> <u>2 仮想通貨とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する仮想通貨をいいます。（法人税法第61条）</u> <u>3 平成31年4月1日時点で現に仮想通貨を有する法人については、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したものとみなして記載してください。</u></p> <p>2 この届出書は、短期売買商品等を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条第1項に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限。以下同じ。）までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>3 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、短期売買商品等の種類又は銘柄の異なるごとに行うことになっていきますから、その区別ごとに評価方法を定めて明確に記載してください。 なお、事業所別に異なる算出方法を選定することができます。</p> <p>4 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類又は銘柄」欄には、新たに取得した短期商品売買等の種類又は銘柄について、その短期売買商品等の種類又は銘柄を、例えば「金」、「銀」、「白金」、「<u>仮想通貨</u>（〇〇コイン）」等のように記載してください。 なお、事業所ごとに選定しようとするときは、その事業所名を併せて記載してください。</p> <p>(4) 「算出方法」欄は、選定する方法を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「新たに取得した年月日」欄には、この届出を必要とする短期売買商品等の取得年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p> <p>(2) 「法人番号」欄の記載 「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。 なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。</p>

改 正 後

(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額…承認申請書)

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
		※監封/押印欄	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 結法親 人法人	納税地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	整理番号
	法人名等	税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期
	(フリガナ)	署	業 種 番 号
	代表者氏名	処	整 理 簿
代表者住所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	欄		業
棚卸資産の評価方法 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の 至令和 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 とおり変更したいので申請します。			
記			
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日
			年月日
			年月日
			年月日
			年月日
			年月日
変更する理由			

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ (規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

02.06改正

改 正 前

(78 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額…承認申請書)

棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位 当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請書		※整理番号	
		※監封/押印	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 単体 結法親 人法人	納税地	〒	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	Ⓜ	
	代表者住所	〒	
事業種目	業		
連 結 子 法 人	(フリガナ)	※	整理番号
	法人名等	税	部 門
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期
	(フリガナ)	署	業 種 番 号
	代表者氏名	処	整 理 簿
代表者住所	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
事業種目	欄		業
棚卸資産の評価方法 自平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度から 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 を下記の 至平成・令和 年 月 日 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 とおり変更したいので申請します。			
記			
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	現によっている評価方法等	左の評価方法等を採用した年月日
			年月日
			年月日
			年月日
			年月日
			年月日
変更する理由			

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ (規格 A 4)

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06改正

改 正 後	改 正 前
<p>(77 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額…承認申請書)</p> <p>棚卸資産の評価方法</p> <p>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、単体法人（連結申告法人を以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条）</p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、有価証券又は短期売買商品等だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成品を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、暗号資産以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、暗号資産については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>	<p>(78 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額…承認申請書)</p> <p>棚卸資産の評価方法</p> <p>短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>1 この申請書は、法人が既に選定している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を変更しようとする場合に、単体法人（連結申告法人を以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。（法人税法施行令第30条・第118条の6・第119条の6・第155条の6・第184条）</p> <p>この場合、棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>2 この申請書は、新たに棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 この申請書は、棚卸資産の評価方法の変更承認申請又は短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請若しくは有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更承認申請を行う場合に使用することになっていますので、不要文字を抹消して使用してください。</p> <p>また、同時にこれらの申請を行う場合には、別々に申請書を提出してください。</p> <p>4 棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行う（有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行い、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、種類又は銘柄ごとに行う）ことになっており、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産、有価証券又は短期売買商品等だけについて明確に記載してください。</p> <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「事業の種類・有価証券の区分」欄には、棚卸資産については、法人の営んでいる事業の種類（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記載し、有価証券については、売買目的有価証券（事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載し、短期売買商品等については、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(4) 「棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品（副産物及び作業くずを除きます。）、②半製品、③仕掛品（半成品を含みます。）、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分（上記区分を更に細分するときはその別）を記載し、仮想通貨以外の短期売買商品等については、①金、②銀、③白金その他の資産の区分（上記区分を更に銘柄別に細分するときはその別）を記載し、仮想通貨については、その種類を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで（第17号を除きます。）の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券（相互会社の社債券を含みます。）、株券（新株予約権を表示する証券を含みます。）、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>(5) 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法（棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。）を記載してください。</p> <p>(6) 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7) 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする棚卸資産の評価方法、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>6 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。</p>

改 正 後																					
(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認・却下通知書)																					
<p>棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の却下通知書</p>																					
<p>1 使用目的 「棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の変更申請の承認通知書は、棚卸資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p>																					
<p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 題 及 び 本 文</td> <td>「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本 文</td> <td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>申請の対象が連結子法人の場合</td> <td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td> </tr> <tr> <td>事業の種類・有価証券の区分</td> <td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類</td> <td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td> </tr> <tr> <td>承認・却下の区分</td> <td>申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 理 由</td> <td>申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。</td> </tr> <tr> <td>調 査 担 当 者</td> <td>「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>教 示</td> <td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象	
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。																				
棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（暗号資産にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																				
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象																				

改 正 前																					
(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認・却下通知書)																					
<p>棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の承認 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の却下通知書</p>																					
<p>1 使用目的 「棚卸資産の評価方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の変更申請の承認通知書は、棚卸資産の評価方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。</p>																					
<p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標 題 及 び 本 文</td> <td>「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>本 文</td> <td>「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>申請の対象が連結子法人の場合</td> <td>対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。</td> </tr> <tr> <td>事業の種類・有価証券の区分</td> <td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類</td> <td>棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（仮想通貨にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。</td> </tr> <tr> <td>承認・却下の区分</td> <td>申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。</td> </tr> <tr> <td>処 分 の 理 由</td> <td>申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。</td> </tr> <tr> <td>調 査 担 当 者</td> <td>「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。</td> </tr> <tr> <td>教 示</td> <td>処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象</td> </tr> </tbody> </table>	項 目	内 容	標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。	本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。	事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。	棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（仮想通貨にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。	承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。	処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。	教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象	
項 目	内 容																				
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法」及び「承認」の箇所については、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法及び「有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法」の箇所については、「却下」の箇所については、決議の内容に応じて不要字句を抹消する。																				
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。																				
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。																				
事業の種類・有価証券の区分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券（法人が事業所ごとに選定しようとするときは、その別）、満期保有目的等有価証券又はその他有価証券の区分を記入する。短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、法人が事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記入する。																				
棚卸資産の区分・短期売買商品等の種類又は銘柄・有価証券の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記入し、短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、白金等の種類又は銘柄（仮想通貨にあっては、その種類）を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類を記入する。																				
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。																				
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記入する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属の国税局名を記入する。																				
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象																				

改 正 後

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認・却下通知書)

となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(79 棚卸資産の評価方法・短期売買商品等の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認・却下通知書)

となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。
なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後 改 正 前

(79 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

(80 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号		
		※課税/調整		
令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 法 人 番 号 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ ④ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	
	連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 _____ 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話 () - _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項〔 <input type="checkbox"/> 第1号〕に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 記			
	法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等			
	上記の方法により有効性判定 を行おうとするオプション取 引の種類	繰延ヘッジ 時価ヘッジ		
	繰延ヘッジ処理を行う場合の ヘッジ対象資産等損失額を減 少させようとする資産又は負 債及び金銭の範囲	資産又は負債 金 銭		
	時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価 証券損失額を減少させようとする売買目的外 有価証券の範囲			
適用を受けようとする最初の事業年度開始の 日及び終了の日	開始の日	令和 年 月 日	終了の日 令和 年 月 日	
その他の参考事項				
税 理 士 署 名 押 印 _____ ④				
※税務署処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
番号	整理 簿	備考		

02.06 改正

(規格 A 4)

ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書		※整理番号		
		※課税/調整		
令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印 	提出法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結親法人	納 税 地 〒 _____ (フリガナ) _____ 法 人 名 等 _____ 法 人 番 号 _____ (フリガナ) _____ 代 表 者 氏 名 _____ ④ 代 表 者 住 所 〒 _____ 事 業 種 目 _____ 業	
	連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等 _____ 〒 _____ (局 署) 本店又は主たる 事務所の所在地 電話 () - _____ (フリガナ) 代 表 者 氏 名 _____ 〒 _____ 代 表 者 住 所 _____ 事 業 種 目 _____ 業	※ 税 務 署 処 理 欄	整 理 番 号 _____ 部 門 _____ 決 算 期 _____ 業 種 番 号 _____ 整 理 簿 _____ 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
	□ 繰延ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の3の2第1項〔 <input type="checkbox"/> 第1号〕に規定する方法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 □ 時価ヘッジ処理については、法人税法施行令第121条の9の2第1項に規定する変動差額比較法により有効性判定を行いたいので、下記のとおり届け出ます。 記			
	法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等			
	上記の方法により有効性判定 を行おうとするオプション取 引の種類	繰延ヘッジ 時価ヘッジ		
	繰延ヘッジ処理を行う場合の ヘッジ対象資産等損失額を減 少させようとする資産又は負 債及び金銭の範囲	資産又は負債 金 銭		
	時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価 証券損失額を減少させようとする売買目的外 有価証券の範囲			
適用を受けようとする最初の事業年度開始の 日及び終了の日	開始の日	平成 令和 年 月 日	終了の日 平成 令和 年 月 日	
その他の参考事項				
税 理 士 署 名 押 印 _____ ④				
※税務署処理欄	部門	決算 期	業種 番号	
番号	整理 簿	備考		

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(79 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。</p> <p>なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲(オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲)を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。</p>	<p>(80 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理におけるオプション取引の有効性判定について、法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用を受けようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の方法により有効性判定を行おうとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、例えば、通貨オプション取引、株券(個別株)オプション取引、株価指数オプション取引などと記載してください。</p> <p>ロ 「繰延ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる法人税法第61条の6第1項第1号に規定する資産若しくは負債又は同項第2号に規定する金銭の範囲について記載してください。</p> <p>ハ 「時価ヘッジ処理を行う場合のヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引のヘッジ対象となる売買目的外有価証券の範囲について記載してください。</p> <p>ニ 「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」の各欄には、この届出に係るオプション取引につき法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受ける最初の事業年度開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 届出書の提出単位 この届出書は、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けようとするオプション取引について、一の取引ごとに提出することができますが、有効性判定の方法を同じくする複数又は全ての取引をまとめて一つの届出書として提出しても差し支えありません。</p> <p>なお、複数又は全ての取引を一つの届出書として提出する場合、「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けるオプション取引の種類等」の各欄には、その対象とする取引の範囲(オプション取引の種類やヘッジ対象の資産等の範囲)を具体的に記載する必要がありますが、各欄への具体的な記載に代えて、提出法人がいわゆるヘッジ会計を適用するに当たって作成しているリスク管理方針文書などの該当箇所の写しをこの届出書に添付する方法でも差し支えありません。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(80 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>(2) 法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。</p> <p>ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。</p> <p>ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。</p> <p>ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。</p> <p>(5) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ 提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。</p> <p>この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。</p>	<p>(81 ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法の取りやめに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の3の2第1項《オプション取引を行った場合の繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項各号に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>(2) 法令第121条の9の2第1項《オプション取引を行った場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等》の規定の適用を受けている法人が、オプション取引の有効性判定について同項に定める方法によることをやめようとする場合</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、適用をやめようとする有効性判定の方法について、該当する□にレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 「法人税法施行令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類等」の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>イ 「上記の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日」欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめようとする事業年度開始の日を記載してください。</p> <p>ロ 「上記の規定の適用をやめようとするオプション取引の種類」の各欄には、法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のうち、その適用をやめようとするオプション取引の種類について、繰延ヘッジ処理又は時価ヘッジ処理のいずれによるかの区分に応じ、それぞれ記載してください。</p> <p>ハ 「繰延ヘッジ処理におけるヘッジ対象資産等損失額を減少させようとする資産又は負債及び金銭の範囲」の各欄には、法令第121条の3の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である資産若しくは負債又は金銭を記載してください。</p> <p>ニ 「時価ヘッジ処理におけるヘッジ対象有価証券損失額を減少させようとする売買目的外有価証券の範囲」欄には、法令第121条の9の2第1項の規定の適用を受けたオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券のうち、その適用をやめようとするオプション取引のヘッジ対象である売買目的外有価証券を記載してください。</p> <p>(5) 「その他の参考事項」欄には、この届出書により法令第121条の3の2第1項各号又は第121条の9の2第1項に定める方法による有効性判定をやめようとするオプション取引に係る「ヘッジ処理におけるオプション取引に係る有効性判定の方法に関する届出書」(以下「適用開始届出書」といいます。)を提出した年月日と適用開始届出書に記載した「適用を受けようとする最初の事業年度開始の日及び終了の日」を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p> <p>(2) 一括して適用開始届出書を提出した場合の有効性判定の方法の一部取りやめ 提出法人が、複数又は全てのオプション取引について、一括して適用開始届出書を提出した場合であっても、そのオプション取引の一部について、この届出書により法令第121条の3の2第1項又は第121条の9の2第1項の規定の適用をやめることができます。</p> <p>この場合の届出書の提出に当たっては、既に提出している適用開始届出書に記載した複数又は全てのオプション取引のうち、この届出書により適用をやめる取引と、引き続き適用を受ける取引が明確に分かるような内訳資料を添付してください。</p>

改 正 後

(81 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書		※整理番号				
		※総務課		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連結 法人 納税地 〒 (フリガナ) 電話() - 法人名等 法人番号 〒 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目				
連 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号			
	法人名等				部 門			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期			
	(フリガナ)				業 種 番 号			
	代表者氏名	〒			整 理 簿			
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課				
事 業 種 目	業							
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。								
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等								
適用を受けようとする最初の事業年度		(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日						
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由								
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法								
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合								
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額								
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲								
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由								
その他の参考事項								
税 理 士 署 名 押 印		㊟						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認 印

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(82 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿		ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書		※整理番号				
		※総務課		提出法人 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 連結 法人 納税地 〒 (フリガナ) 電話() - 法人名等 法人番号 〒 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 〒 事業種目				
連 子 法 人	(フリガナ)			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号			
	法人名等				部 門			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 (局 署)			決 算 期			
	(フリガナ)				業 種 番 号			
	代表者氏名	〒			整 理 簿			
代表者住所	〒		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課				
事 業 種 目	業							
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理については、特別な有効性判定方法等によりたいので申請します。								
承認を受けようとする特別な有効性判定方法等								
適用を受けようとする最初の事業年度		(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日						
上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由								
法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法								
法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合								
法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額								
特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲								
特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由								
その他の参考事項								
税 理 士 署 名 押 印		㊟						
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	確 認 印

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(81 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、1の方法を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、平成30年3月31日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(82 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 繰延ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第121条の4第1項《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>(2) 時価ヘッジ処理における有効性判定方法等につき、法令第121条の10第1項《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》の規定に基づく特別な有効性判定方法等を採用しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度については、1の方法を採用しようとする最初の事業年度に係る確定申告書の提出期限(中間申告書を提出する場合は中間申告書の提出期限)の3月前の日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>なお、平成30年3月31日前開始事業年度については、平成30年改正前の法人税法施行令(以下「旧法令」といいます。)第121条の4第1項又は第121条の10第1項のとおり、承認を受けた日の属する事業年度後の各事業年度に1の方法が適用されますのでご注意ください。</p> <p>3 各欄は、次により記載してください。</p> <p>なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題は、行おうとする申請の頭部の□をレ印でチェックしてください。</p> <p>(4) 承認を受けようとする特別な有効性判定方法等の各欄は、それぞれ次により記載してください。</p> <p>なお、旧法令に基づいてこの申請書を提出する場合は、イ及びロを記載する必要はありません。</p> <p>イ 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第121条の4第1項又は第121条の10第1項の規定の適用を受けようとする最初の事業年度を記載してください。</p> <p>ロ 「上記事業年度が、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等を行った事業年度でない場合には、その事業年度において承認を受けなかった理由」欄には、当該デリバティブ取引等を行った事業年度において承認を受けなかった理由を記載してください。</p> <p>ハ 「法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法」欄には、その採用しようとする有効性判定の方法を記載してください。</p> <p>ニ 「法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合を記載してください。</p> <p>ホ 「法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額」欄には、繰延ヘッジ処理については、その代えようとするヘッジ対象資産等損失額を減少させるために有効である部分の金額を記載し、時価ヘッジ処理については、その代えようとするデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額を記載してください。</p> <p>(5) 「特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲」欄には、特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由」欄には、特別な有効性判定方法等を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(82 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(83 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

記

<input type="checkbox"/> 申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承 認 又 は 却 下 す る 特 別 な 有 効 性 判 定 方 法 等	適用を受けようとする最初の事業年度	(自)令和 年 月 日 (至)令和 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(処分の理由)		

<input type="checkbox"/> 申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承 認 又 は 却 下 す る 特 別 な 有 効 性 判 定 方 法 等	適用を受けようとする最初の事業年度	(自)平成・令和 年 月 日 (至)平成・令和 年 月 日
	法人税法施行令第121条第1項各号、第121条の3の2第1項各号、第121条の7第1項又は第121条の9の2第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 〃 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

この通知に係る処分は、 〃 〃 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(83 減価償却資産の償却方法の届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p>		<p>減価償却資産の償却方法の届出書</p>		※整理番号			
		<p>※親署/子署</p>					
提出法人	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 法人	納税地	〒	電話() -			
		(フリガナ)					
		法人名等					
		法人番号					
		(フリガナ)					
		代表者氏名		㊟			
		代表者住所		〒			
事業種目				業			
連 結 子 法 人	届出の対象となる法人の種類を 記入する	(フリガナ) 法人名等	〒	※整理番号	(局 署)		
		本店又は主たる事務所の所在地		電話() -			
		(フリガナ) 代表者氏名				※税務署 処理欄	部門
		代表者住所		〒		業種番号	決算期
		事業種目				整理簿	回付先
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。							
記							
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法				
建物附属設備							
構築物							
船舶							
航空機							
車両及び運搬具							
工具							
器具及び備品							
機械及び装置							
() 設備							
() 設備							
事項考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		令和 年 月 日				
税理士署名押印		㊟					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿		
					備 考		
					通 信 日 付 印		
					年 月 日		
					確 認 印		

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(84 減価償却資産の償却方法の届出書)

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p>		<p>減価償却資産の償却方法の届出書</p>		※整理番号			
		<p>※親署/子署</p>					
提出法人	<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 法人	納税地	〒	電話() -			
		(フリガナ)					
		法人名等					
		法人番号					
		(フリガナ)					
		代表者氏名		㊟			
		代表者住所		〒			
事業種目				業			
連 結 子 法 人	届出の対象となる法人の種類を 記入する	(フリガナ) 法人名等	〒	※整理番号	(局 署)		
		本店又は主たる事務所の所在地		電話() -			
		(フリガナ) 代表者氏名				※税務署 処理欄	部門
		代表者住所		〒		業種番号	決算期
		事業種目				整理簿	回付先
				<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課			
減価償却資産の償却方法を下記のとおり届け出ます。							
記							
資産、設備の種類	償却方法	資産、設備の種類	償却方法				
建物附属設備							
構築物							
船舶							
航空機							
車両及び運搬具							
工具							
器具及び備品							
機械及び装置							
() 設備							
() 設備							
事項考	1 新設法人等の場合には、設立等年月日 2 その他		平成・令和 年 月 日				
税理士署名押印		㊟					
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿		
					備 考		
					通 信 日 付 印		
					年 月 日		
					確 認 印		

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(83) 減価償却資産の償却方法の届出書

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出る場合には、事業所別に届出書を別業に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほか減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注1) 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4 各欄は、次により記入してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。
ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- (4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 前

(84) 減価償却資産の償却方法の届出書

減価償却資産の償却方法の届出書の記載要領等

1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、減価償却資産の償却方法を選定して届け出る場合に使用するもので、次の区分に応じそれぞれの提出期限までに提出してください。

区 分	提 出 期 限
普通法人を設立した場合	設立第1期の確定申告書の提出期限（法人税法第72条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）
公益法人等及び人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合	新たに収益事業を開始した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限
設立後（又は収益事業開始後）既に償却方法を選定している減価償却資産以外の減価償却資産を取得した場合	その減価償却資産を取得した日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに事業所を設けた法人で、その事業所に属する減価償却資産につき、その減価償却資産と同一区分の減価償却資産について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に事業所ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに事業所を設けた日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）
新たに船舶の取得をした法人で、その船舶につき、その船舶以外の船舶について既に採用している償却方法と異なる償却方法を選定しようとする場合又は既に船舶ごとに異なった償却方法を採用している場合	新たに船舶の取得をした日の属する事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第72条又は第144条の4に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときはその中間申告書の提出期限）

(注) 連結親法人については、法人税法施行令第155条の6の規定によって提出してください。また、外国法人については、法人税法施行令第184条第5項又は平成26年改正前の法人税法施行令第188条第8項の規定によって提出してください。

2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
この場合、事業所別に償却方法を選定して届け出る場合には、事業所別に届出書を別業に作成して提出してください。
なお、鉱業権（試掘権を除きます。）及び坑道については、この届出書のほか減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）第1条第2項に定める鉱業権及び坑道の耐用年数の認定申請書を提出することが必要ですからご注意ください。

3 減価償却資産の償却方法の選定は、一般減価償却資産、鉱業用減価償却資産及び鉱業権の別に、かつ、耐用年数省令に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、その区別ごとに償却方法を定めて明確に記入してください。

(注1) 平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物並びに平成19年4月1日以後に取得した建物、法人税法施行令第13条第8号に掲げる無形固定資産及び同条第9号に掲げる生物の償却方法は、鉱業用減価償却資産、鉱業権及びリース資産に該当するものを除き、定額法によることとされていますので、償却方法の届出を要しません。

2 鉱業用減価償却資産とは、鉱業経営上直接必要な減価償却資産で、鉱業の廃止により著しくその価値を減ずるものをいいます。

4 各欄は、次により記入してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「資産、設備の種類」欄には、次の区分ごとに所有する減価償却資産の種類を記入してください。
この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号を（ ）内に記載してください。
また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと同日前に取得したもので区別してください。
イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている7つの種類）ごと。
ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。
ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。
ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。
- (4) 「償却方法」欄には、「資産、設備の種類」に記載した区分に応じて、採用しようとする旧定額法、旧定率法若しくは旧生産高比例法又は定額法、定率法若しくは生産高比例法の別を記入してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

- (1) 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
- (2) 「法人番号」欄の記載
「法人番号」欄には、法人番号（13桁）を記載してください。
なお、提出日時点において、法人番号の指定を受けていない場合は、記載不要です。

改 正 後

(84 特別な償却方法の承認申請書)

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第48条の4・第155条の6)
 (注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。

2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
 3 申請書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。
- (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。
- (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号(事業年度途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例)に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。

(注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合.....第1号
 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合.....第2号

(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(85 特別な償却方法の承認申請書)

特別な償却方法の承認申請書の記載要領等

1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、減価償却資産の減価償却を旧定額法、旧定率法、旧生産高比例法、定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第48条の4・第155条の6)
 (注) 取替法又は特別な償却率により償却を行っている減価償却資産についてはこの申請の対象となりません。

2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
 3 申請書の各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 「種類1」欄には、特別な償却方法により減価償却を行おうとする資産について、法人税法施行規則第14条に掲げる償却の方法の選定の単位ごとにその種類(設備の種類を含みます。)を記載してください。
- (4) 特別な償却方法は、前記の「種類」につき構造、用途又は細目の区分が定められているものについては、その構造、用途又は細目の区分ごとに、かつ、耐用年数の異なるものについてはその異なるものごとに選定できることに取り扱われていますので、この取扱いによる場合は、「構造又は用途2」、「細目3」及び「耐用年数4」の各欄に減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める構造、用途、細目及び耐用年数を記載してください。
- (5) 「承認を受けようとする特別な償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却方法を算式等により明細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(6) 「特別な償却方法を採用しようとする理由」欄には、特別な償却方法を採用しようとする理由を詳細に記載してください。

なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。

(7) 「期中取得資産の償却方法」欄には、その採用しようとする特別な償却の方法が法人税法施行令第59条第1項第1号又は第2号(事業年度途中で事業の用に供した減価償却資産の償却限度額の特例)に掲げる償却限度額の特例のいずれに類するかにより該当する文字を○で囲んでください。

(注) 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧定額法、旧定率法、定額法、定率法又は取替法に類する場合.....第1号
 承認を受けようとする特別な償却の方法が旧生産高比例法又は生産高比例法に類する場合.....第2号

(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(85 特別な償却方法の承認通知書)

法第 号
令和 年 月 日

納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	
納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	
納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
申請に係る減価償却資産		承認・却下の区分		承認した特別な償却方法	
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	
(処分の理由)					
(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(86 特別な償却方法の承認通知書)

法第 号
令和 年 月 日

納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	
納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	
納 税 地	法 人 名 等	代 表 者 名	殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			
申請に係る減価償却資産		承認・却下の区分		承認した特別な償却方法	
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	
(処分の理由)					
(付記事項) この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(86 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(87 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、以下の理由によりその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第 48 条の 4 第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(88 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の6）</p> <p>2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取替資産の名称1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。</p> <p>(4) 「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分2」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。</p> <p>(6) 「数量4」、「取得価額5」及び「帳簿価額6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について1年間で使用に耐えなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(89 取替法採用承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取替法採用承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行規則（以下単に「法規」といいます。）第10条各号に掲げる資産の減価償却を取替法により行おうとする場合に使用してください。（法人税法施行令第49条・第155条の6）</p> <p>2 この申請書は、取替法を採用しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「取替資産の名称1」欄には、取替法を採用しようとする資産について法規第10条各号に掲げる資産の異なるものごと（当該取替資産で種類及び品質を異にするものがあるときは、その種類品質の異なるものごと）に、その名称を記載してください。</p> <p>(4) 「同上の法人税法施行規則第10条各号の区分2」欄には、(3)の資産の法規第10条各号の区分を記載してください。</p> <p>(5) 「所在する場所3」欄には、(3)の資産の所在する場所の名称、路線名等を記載してください。</p> <p>(6) 「数量4」、「取得価額5」及び「帳簿価額6」の各欄には、(3)の資産の取替法を採用しようとする事業年度開始の時における数量、取得価額（昭和27年12月31日以前に取得された取替資産については、その取得価額にその取得の時期に応じて定められた資産再評価法別表第三の倍数を乗じて計算した金額）及び帳簿価額の合計額を記載してください。</p> <p>(7) 「参考事項」欄には、(3)の資産について1年間で使用に耐えなくなって取替える見込みの数量等取替資産について参考となるべき事項を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(89 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

税務署受付印

提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結法人		納税地 〒 電話() -	※整理番号	
令和 年 月 日		(フリガナ)	※課税簿	
税務署長殿		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒	
		事業種目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結法人である場合は限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号	
	法人名等	税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期	
	電話() -	署	業 種 番 号	
	(フリガナ)	処	整 理 簿	
	代表者氏名	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代表者住所	欄			
事業種目	業			

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。
記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			

参 考 事 項	1 採用する事業年度	自 令和 年 月 日
	2 その他	至 令和 年 月 日

税 理 士 署 名 押 印	㊟									
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考				

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(90 リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)

リース賃貸資産の償却方法に係る
旧リース期間定額法の届出書

税務署受付印

提出法人 <input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結法人		納税地 〒 電話() -	※整理番号	
令和 年 月 日		(フリガナ)	※課税簿	
税務署長殿		法人名等		
		法人番号		
		(フリガナ)		
		代表者氏名		㊟
		代表者住所	〒	
		事業種目		業

連 結 子 法 人 (届出の対象が連結法人である場合は限り記載)	(フリガナ)	※	整理番号	
	法人名等	税	部 門	
	本店又は主たる事務所の所在地	務	決 算 期	
	電話() -	署	業 種 番 号	
	(フリガナ)	処	整 理 簿	
	代表者氏名	理	回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代表者住所	欄			
事業種目	業			

リース賃貸資産について旧リース期間定額法を採用することを下記のとおり届け出ます。
記

資産、設備の種類	改定取得価額の合計額	資産、設備の種類	改定取得価額の合計額
建 物			
建 物 附 属 設 備			
構 築 物			
船 舶			
航 空 機			
車 両 及 び 運 搬 具			
工 具			
器 具 及 び 備 品			
機 械 及 び 装 置			
() 設 備			

参 考 事 項	1 採用する事業年度	自 平成・令和 年 月 日
	2 その他	至 平成・令和 年 月 日

税 理 士 署 名 押 印	㊟									
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考				

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(89) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。</p> <p>（注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている 8 つの種類）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の 2 第 3 項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(90) リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書)</p> <p style="text-align: center;">リース賃貸資産の償却方法に係る旧リース期間定額法の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、法人税法施行令第 49 条の 2《リース賃貸資産の償却の方法の特例》の規定に基づき、リース賃貸資産（法人税法施行令第 48 条第 1 項第 6 号《減価償却資産の償却の方法》に規定する改正前リース取引の目的とされている減価償却資産（同号に規定する国外リース資産を除きます。））の償却方法に旧リース期間定額法を選定して届け出る場合に使用するもので、その旧リース期間定額法を採用しようとする事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条に規定する仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに提出してください。</p> <p>（注）連結法人については、法人税法施行令第 155 条の 6 の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>3 各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産、設備の種類」欄には、リース賃貸資産について、次の区分ごとにその資産の種類を記入してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二又は別表第五の番号を（ ）内に記載してください。</p> <p>また、鉱業用減価償却資産を有する場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示してください。</p> <p>イ 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類（この欄に既に印刷されている 8 つの種類）ごと。</p> <p>ロ 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ハ 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>ニ 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>ホ 坑道及び鉱業権（試掘権を除きます。）については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>ヘ 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(4) 「改定取得価額の合計額」欄には、区分された資産の種類ごとにリース賃貸資産の改定取得価額（法人税法施行令第 49 条の 2 第 3 項に規定する「改定取得価額」をいいます。）の合計額を記載します。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※税務署処理欄」には、何も記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(90) 特別な償却率の認定申請書

特別な償却率の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の6)
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する口にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。
 - (8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(91) 特別な償却率の認定申請書

特別な償却率の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、漁網、活字に常用されている金属その他法人税法施行規則(以下単に「法規」といいます。)第12条各号に掲げる資産の減価償却を特別な償却率により行おうとする場合に使用してください。(法人税法施行令第50条・第155条の6)
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して国税局長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、法規第12条各号に掲げる資産の異なるごと、かつ、認定を受けようとする償却率の異なるごとに、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、当該提出法人の該当する口にレ印を付すとともに、「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「種類1」、「構造又は用途2」及び「細目3」の各欄には、特別な償却率により減価償却を行おうとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一に掲げる種類、構造又は用途及び細目を記載してください。
 - (4) 「名称4」欄には、法規第12条各号に掲げる資産の名称を記載してください。
 - (5) 「所在する場所5」欄には、その所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「数量6」、「取得価額7」及び「帳簿価額8」の各欄には、申請書を提出する日の属する事業年度開始の日における(4)の資産の数量、取得価額の合計額及び帳簿価額の合計額を記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする償却率9」欄には、(4)の資産について認定を受けようとする償却率を記載してください。
 - (8) 「認定を受けようとする償却率の算定の基礎」欄には、認定を受けようとする償却率の算定の根基、算出の過程等を詳細に、かつ、具体的に記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(91 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

国 税 局 長
財務事務官

④

特別な償却率の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(92 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

国 税 局 長
財務事務官

④

特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後	改 正 前
<p>(95 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の 6）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の事由 1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。</p> <p>(4) 「資産の種類及び名称 2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(5) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要 7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」</p> <p>(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</p> <p>(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</p> <p>(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</p> <p>(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(96 耐用年数の短縮の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">耐用年数の短縮の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、耐用年数の短縮の承認を受けようとする場合に使用してください。（法人税法施行令第 57 条・第 155 条の 6）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長に 2 通提出してください。 なお、この申請に係る耐用年数の短縮の規定については、所轄国税局長から書面による承認の通知があった日の属する事業年度から適用できます。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請の事由 1」欄には、耐用年数の短縮の承認を受けようとする減価償却資産（以下「申請資産」といいます。）のその申請の事由が、法人税法施行令第 57 条第 1 項第 1 号から第 6 号まで及び法人税法施行規則第 16 条各号に掲げる事由のいずれの事由に該当するかの区分を記載してください。</p> <p>(4) 「資産の種類及び名称 2」欄には、申請資産につき、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類又は設備の種類及びその名称を記載してください。</p> <p>(5) 「同上の資産の（3～6）」欄には、申請資産につき、その所在する事業所名及び所在地、承認を受けようとする使用可能期間の年数、未経過使用可能期間の年数及び法定耐用年数をそれぞれ記載してください。</p> <p>(6) 「使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短い事由及びその事実の概要 7」欄には、実際の耐用年数が法定耐用年数に比し著しく短いことについての具体的な事由及びその事実の概要を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 申請書の提出にあたっては、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 「承認を受けようとする使用可能期間及び未経過使用可能期間の算定の明細書」</p> <p>(2) 申請資産の取得価額が確認できる資料（例：請求書等）</p> <p>(3) 個々の資産の内容及び使用可能期間が確認できる資料（例：見積書、仕様書、メーカー作成資料等）</p> <p>(4) 申請資産の状況が明らかとなる資料（例：写真、カタログ、設計図等）</p> <p>(5) 申請資産がリース物件の場合、貸与を受けている者の用途等が確認できる書類（例：リース契約書の写し、納品書の写し等）</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(97 耐用年数の短縮の承認通知書)

(98 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号																																														
		令 和 年 月 日																																														
		殿																																														
<p>国 税 局 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>																																																
<p>耐用年数の短縮の承認通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。</p> <p>承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th colspan="2">対象法人名等</th> <th colspan="3">申請に係る減価償却資産</th> <th rowspan="2">承認・却下の区分</th> <th rowspan="2">承認した使用可能期間(年)</th> <th rowspan="2">承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>種類(設備の種類を含む)</th> <th>構造は用途</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>帳簿価額(千円)</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>(処分の理由)</p> <p>(付記事項)</p> <p>この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。</p> <p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)	番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																														
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)																																							
番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																																											

(規格 A 4)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号																																														
		令 和 年 月 日																																														
		殿																																														
<p>国 税 局 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>																																																
<p>耐用年数の短縮の承認通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。</p> <p>承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、令和 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2">申請の対象が連結子法人の場合</th> <th colspan="2">対象法人名等</th> <th colspan="3">申請に係る減価償却資産</th> <th rowspan="2">承認・却下の区分</th> <th rowspan="2">承認した使用可能期間(年)</th> <th rowspan="2">承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)</th> </tr> <tr> <th>番号</th> <th>種類(設備の種類を含む)</th> <th>構造は用途</th> <th>細目</th> <th>数量</th> <th>帳簿価額(千円)</th> </tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table> <p>(処分の理由)</p> <p>(付記事項)</p> <p>この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。</p> <p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)	番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																														
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		申請に係る減価償却資産			承認・却下の区分	承認した使用可能期間(年)	承認した未経過使用可能期間(耐用年数)(年)																																							
番号	種類(設備の種類を含む)	構造は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)																																											

(規格 A 4)

改正後

(98 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名		国 税 局 長 財 務 事 務 官 印	

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改正前

(99 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		令和	年 月 日
代 表 者 名		国 税 局 長 財 務 事 務 官 印	

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第 57 条第 1 項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第 57 条第 3 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(102 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

2
通
信
送
付
書
類
添
付
書
類
添
付
書
類
添
付
書
類
添
付
書
類

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書</p>		※整理番号	
		※課税/非課税	
令和 年 月 日		電話() -	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 親法人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
代 表 者 住 所		〒	
事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等	〒 (局 署)	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業	
		※ 税務署処理欄	
		整理番号	
		部 門	
		決 算 期	
		業 種 番 号	
		整 理 簿	
		備 考	<input type="checkbox"/> 子署から送付物有
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。			
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日	
届 出 の 事 由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当
届出資産の種類及び名称	3		
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所	4	
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)	5 年	
	未経過使用可能期間(付表のp)	6 年	
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	7	法第 号 平成・令和 年 月 日 ※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。	
参 考 と な る べ き 事 項	8		
添 付 書 類	「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(103 耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書)

2
通
信
送
付
書
類
添
付
書
類
添
付
書
類
添
付
書
類

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">耐用年数の短縮の承認を受けた減価償却資産と材質又は製作方法を同じくする減価償却資産を取得した場合等の届出書</p>		※整理番号	
		※課税/非課税	
令和 年 月 日		電話() -	
提出法人 <input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 親法人	納 税 地	〒	
	(フリガナ)		
	法 人 名 等		
	法 人 番 号		
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名	Ⓜ	
代 表 者 住 所		〒	
事 業 種 目		業	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法 人 名 等	〒 (局 署)	
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	
	(フリガナ)		
	代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒	
事 業 種 目		業	
		※ 税務署処理欄	
		整理番号	
		部 門	
		決 算 期	
		業 種 番 号	
		整 理 簿	
		備 考	<input type="checkbox"/> 子署から送付物有
		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
次の減価償却資産について、法人税法施行令第57条第8項の規定の適用を受けることを下記のとおり届け出ます。			
届出資産の取得をした日の属する(連結)事業年度	1	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	
届 出 の 事 由	2	法人税法施行令第57条第1項第1号 該当	法人税法施行規則第16条第1号 該当
届出資産の種類及び名称	3		
同 上 の 資 産 の	所 在 す る 場 所	4	
	みなし承認を受けようとする使用可能期間(付表のo)	5 年	
	未経過使用可能期間(付表のp)	6 年	
既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の文書番号及び発行年月日	7	法第 号 平成・令和 年 月 日 ※既承認資産に係る「耐用年数の短縮の承認通知書」の写しを添付する場合は、この欄を記載する必要はありません。	
参 考 と な る べ き 事 項	8		
添 付 書 類	「みなし承認を受けようとする使用可能期間の算定の明細書」(付表)		
税 理 士 署 名 押 印	Ⓜ		
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
	番 号	整 理 簿	備 考
	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

01.06改正

(規格 A 4)

(104 増加償却の届出書)

増加償却の届出書										※整理番号									
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div>										※課税/不課税									
令和 年 月 日										納税地		〒							
税務署長殿										<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 法人親法人		納税地		電話() -					
												(フリガナ)							
										法人名等									
										法人番号									
										(フリガナ)									
代表者氏名		㊟																	
代表者住所		〒																	
事業種目		業																	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		法人名等		※ 整理番号														
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		部 門														
	(フリガナ)		代表者氏名		決 算 期														
	代表者住所		〒		業 種 番 号														
	事業種目		業		整 理 簿														
	回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課																
自 令和 年 月 日 (連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行いますので 至 令和 年 月 日 届け出ます。																			
設 備 の 種 類		1																	
細 目		2																	
所 在 す る 場 所		3																	
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間		4																	
通常使用されるべき日数		5																	
平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間		6																	
1日当りの超過使用時間		7																	
同上の時間の計算方法		8		第一号該当		第二号該当													
増加償却割合 [35/1000×「7」]		9																	
操業度上昇の理由																			
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																			
税 理 士 署 名 押 印										㊟									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印										

02.06 改正

(規格 A 4)

(105 増加償却の届出書)

増加償却の届出書										※整理番号									
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 税務署受付印 </div>										※課税/不課税									
令和 年 月 日										納税地		〒							
税務署長殿										<input type="checkbox"/> 単体 <input type="checkbox"/> 連結 法人親法人		納税地		電話() -					
												(フリガナ)							
										法人名等									
										法人番号									
										(フリガナ)									
代表者氏名		㊟																	
代表者住所		〒																	
事業種目		業																	
連 結 子 法 人	(フリガナ)		法人名等		※ 整理番号														
	本店又は主たる事務所の所在地		〒 (局 署)		部 門														
	(フリガナ)		代表者氏名		決 算 期														
	代表者住所		〒		業 種 番 号														
	事業種目		業		整 理 簿														
	回付先		<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課																
自 平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度における次の機械及び装置については、増加償却を行います 至 平成・令和 年 月 日 ので届け出ます。																			
設 備 の 種 類		1																	
細 目		2																	
所 在 す る 場 所		3																	
通常の経済事情における1日当りの平均的な使用時間		4																	
通常使用されるべき日数		5																	
平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間		6																	
1日当りの超過使用時間		7																	
同上の時間の計算方法		8		第一号該当		第二号該当													
増加償却割合 [35/1000×「7」]		9																	
操業度上昇の理由																			
超過使用したことを証する書類として保存するものの名称																			
税 理 士 署 名 押 印										㊟									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印										

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(104 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。
- 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
 - (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
 - (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
 - (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
 - (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left[\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間}}{\text{個々の機械及び装置の取得価額}} \right] \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left[\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間の合計時間}}{\text{個々の機械及び装置の総数}} \right]}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$
- (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
- (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$
- (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。
- (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

(105 増加償却の届出書)

増加償却の届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、通常の使用時間を超えて使用される機械及び装置の償却限度額の計算について、法人税法施行令第 60 条又は第 155 条の 6 に規定する増加償却を適用しようとする場合に使用してください。
- 2 増加償却を適用する場合には、その適用を受けようとする事業年度の確定申告書又は連結事業年度の連結確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「設備の種類 1」欄には、適用を受ける機械及び装置の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「耐用年数省令」といいます。）別表第二に掲げる設備の種類を記載してください。
 - (4) 「細目 2」欄には、増加償却を適用しようとする機械及び装置について、耐用年数省令別表第二の細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。
 - (5) 「所在する場所 3」欄には、機械及び装置の所在する事業場名及びその所在地を記載してください。
 - (6) 「通常の経済事情における 1 日当りの平均的な使用時間 4」欄には、法人の営む事業の通常の経済事情における 1 日当りの平均使用時間を記載してください。
 - (7) 「通常使用されるべき日数 5」欄には、増加償却を適用する事業年度の日数から、日曜、祭日、年末年始の休日等貴社の属する業種において通常休日とされている日数を控除した日数を記載してください。
 - (8) 「平均的な使用時間を超えて使用した時間の合計時間 6」欄には、増加償却を適用しようとする事業年度において、その対象となる機械及び装置を、(6)に掲げる時間を超えて使用した時間の合計時間を記載してください。
 - (9) 「1 日当りの超過使用時間 7」欄には、次のイ又はロに掲げる方法のいずれか一の方法で計算した 1 日当りの超過使用時間を記載してください。

イ 機械及び装置に属する個々の機械及び装置ごとに次の算式により計算した時間の合計時間を 1 日当りの超過使用時間とする方法

$$\left[\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間}}{\text{個々の機械及び装置の取得価額}} \right] \times \frac{\text{個々の機械及び装置の取得価額}}{\text{機械及び装置の取得価額}}$$

ロ 次の算式により計算する方法

$$\text{1 日当りの超過使用時間} = \frac{\left[\frac{\text{個々の機械及び装置の増加償却を実施しようとする事業年度における平均超過使用時間の合計時間}}{\text{個々の機械及び装置の総数}} \right]}{\text{個々の機械及び装置の総数}}$$
 - (10) 「同上の時間の計算方法 8」欄には、1 日当りの超過使用時間の計算を(9)のイの方法によったときは第一号該当を、(9)のロの方法によったときは第二号該当を○で囲んでください。
 - (11) 「増加償却割合 9」欄には、次の算式により計算した割合（その割合に小数点以下 2 位未満の端数があるときは、切り上げる。）を記載してください。

$$\frac{35}{1,000} \times \text{「1 日当りの超過使用時間 7」}$$
 - (12) 「操業度上昇の理由」欄には、適用を受ける機械及び装置の操業度上昇の理由及び超過操業の状況を記載します。
 - (13) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (14) 「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

改 正 後

(104 増加償却の届出書)

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(105 増加償却の届出書)

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用
可能期間の認定申請書

※整理番号	
※郵便/ホームページ	

税務署受付印

2
添付書類添付
通提出
(C)

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	
	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 人 親 法 人	(フリガナ)			
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名		㊟		
	代 表 者 住 所		〒		
	この申請に回答 する係及び氏名		電話() -		
事 業 種 目		業			

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話() -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種 (設備の種類を含む)	1	
構 造 又 は 用 途	2	
細 目 (資産の名称)	3	
所 在 す る 場 所	4	
取 得 年 月 日	5	年 月 日
取 得 価 額	6	円
取得価額の100分の95相当額 に達した事業年度終了の日	7	令和 年 月 日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)

堅牢な建物等の残存使用
可能期間の認定申請書

※整理番号	
※郵便/ホームページ	

税務署受付印

2
添付書類添付
通提出
(C)

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	納 税 地	〒	電話() -	
	<input type="checkbox"/> 単 <input type="checkbox"/> 連 体 結 法 人 親 法 人	(フリガナ)			
	法 人 名 等				
	法 人 番 号				
	(フリガナ)				
	代 表 者 氏 名		㊟		
	代 表 者 住 所		〒		
	この申請に回答 する係及び氏名		電話() -		
事 業 種 目		業			

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名 等		※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 (局 署)		部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	電話() -		決 算 期	
	代 表 者 住 所	〒		業 種 番 号	
	事 業 種 目	業		整 理 簿	
				回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課

次の資産の減価償却について、取得価額の100分の95相当額に達した後の残存使用可能期間の月数の認定を申請します。

認定を受ける減価償却資産の明細

種 (設備の種類を含む)	1	
構 造 又 は 用 途	2	
細 目 (資産の名称)	3	
所 在 す る 場 所	4	
取 得 年 月 日	5	年 月 日
取 得 価 額	6	円
取得価額の100分の95相当額 に達した事業年度終了の日	7	平成・令和 年 月 日
同上における帳簿価額	8	円
認定を受けようとする月数	9	
月数の算定根基		

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-------	-----	-----------	-------	-------

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(105 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の2条第1項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）</p> <p>2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(4) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、堅牢な建物等（法人税法施行令第61の2条第1項に掲げる減価償却資産）のうち、償却額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達したものについて、さらにその帳簿価額が1円に達するまで償却しようとする場合の残存使用可能期間の月数の認定を受けようとするときに使用してください。（法人税法施行令第155条の6の規定を含む）</p> <p>2 この申請書は、1の認定を受けようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「種類（設備の種類を含む。）1」、「構造又は用途2」及び「細目（資産の名称）3」の各欄には、認定を受けようとする資産の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に掲げる種類、設備の種類、構造又は用途及び細目（細目がない資産については個々の資産の名称）を記載してください。</p> <p>(4) 「所在する場所4」欄には、その所在する事業場名及び所在地を記載してください。</p> <p>(5) 「同上における帳簿価額8」欄には、認定を受けようとする資産についてした償却の額の累積額が当該資産の取得価額の100分の95相当額に達することとなった日の属する事業年度又は連結事業年度終了の日における帳簿価額を記載してください。</p> <p>(6) 「月数の算定根基」欄には、認定を受けようとする資産の現況に基づき予測される残存使用可能期間等を基礎として、認定を受けようとする月数の算定の根基を詳細に記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、残存使用可能期間について参考となるべき書類その他の参考書類（近い将来において当該資産を撤去することが確実に予測される場合には、その旨を記載した書類）を別紙として添付してください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

印

堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自令和 年 月 日 (連結) 事業年度 至令和 年 月 日 からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目(個々の資産)・資産の種類		残 存 使 用 可 能 期 間 月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

印

堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、下記のとおり認定したので通知します。

この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成・令和 年 月 日 (連結) 事業年度 至平成・令和 年 月 日 からです。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目(個々の資産)・資産の種類		残 存 使 用 可 能 期 間 月
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(106 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「 <u>自令和</u> 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可 至 <u>令和</u> 年 月 日」 能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算 を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、 その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分 の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なる こととなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」 の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象 となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記 入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の 空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入す る。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付し ない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(107 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」は、当該資産の取得価額の100分の95相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「 <u>自平成・令和</u> 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可 至 <u>平成・令和</u> 年 月 日」 能期間の認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算 を行う最初の（連結）事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が 連結子法人の場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、 その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分 の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なる こととなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」 の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象 となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記 入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の 空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入す る。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付し ない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(108) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。
 - (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。
 - (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(109) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、採掘権、租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（以下「採掘権等」といいます。）並びに坑道の耐用年数の認定を申請しようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。
- 3 申請書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「資産の区分」欄には、採掘権等又は坑道の別を記載してください。
 - (4) 「所在地」欄には、その鉱区又は採石場の所在地及び当該鉱区等に係る事業所名を記載してください。
 - (5) 「帳簿価額」欄には、この申請書を提出する日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日における(3)の資産の帳簿価額を記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする年数」欄には、別紙「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」のj欄の年数を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 この申請書には、「認定を受けようとする耐用年数の算定に関する明細書」を添付してください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(110) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

(111) 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		令 和 年 月 日
代 氏 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		令 和 年 月 日
代 氏 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは
自 令 和 年 月 日 （連結）事業年度
至 令 和 年 月 日
からです。

認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは
自平成・令和 年 月 日 （連結）事業年
至 令 和 年 月 日
度からです。

記

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)
(処分の理由)				
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。				

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		
鉱業権、 坑道の別	採掘権、租鉱権 採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	認定した年数 (年)
(処分の理由)				
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。				

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(110 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「 <u>自 令 和</u> 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 <u>令 和</u> 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(111 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「 <u>自平成・令和</u> 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道 至 <u>令 和</u> 年 月 日」 の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の（連結）事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」 ～「認定した 年数（年）」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後	改 正 前
<p>(112 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項) 欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産等の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注) の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(113 外貨建資産等の期末換算方法等の届出書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等につき、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 122 条の 5《外貨建資産等の期末換算方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、外貨建資産等の期末換算の方法を選定して届け出る場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等（外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。）につき、法令第 122 条の 10 第 2 項《為替予約差額の一括計上の方法の選定の手続》及び法令第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用）の規定に基づいて、法人税法第 61 条の 10 第 3 項に規定する為替予約差額の一括計上の方法（以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。）を選定する旨を届け出る場合</p> <p>2 外貨建資産等の期末換算の方法については、その外国通貨の種類を異にするごとに、かつ、外貨建資産等の区分ごとに選定してください。また、為替予約差額の一括計上の方法については、外国通貨の種類を異にするごとに選定してください。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を選定する場合には、「(その他参考事項) 欄等に事業所名を記載した上、別葉にしてこの届出書を提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務（外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務） 長期外貨建債権債務（短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務） 満期保有目的有価証券（償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券） 償還有価証券（売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券（上記 3 の有価証券を除きます。）） 短期外貨預金（外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 1 年を経過した日の前日までに到来する外貨預金） 長期外貨預金（短期外貨預金以外の外貨預金） <p>3 この届出書は、①外貨建資産等の取得又は発生の起因となった外貨建取引を行った場合（その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度前の事業年度においてその外貨建資産等と外国通貨の種類及び外貨建資産等の区分を同じくする外貨建資産等につき法令第 122 条の 5 の規定による届出をすべき場合を除きます。）又は②為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする場合には、その外貨建取引を行った日の属する事業年度又は連結事業年度、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとする事業年度又は連結事業年度の確定申告書の提出期限（法人税法第 72 条第 1 項《仮決算をした場合の中間申告書の記載事項》の規定による仮決算をした場合の中間申告書を提出するときは、その中間申告書の提出期限）までに、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 標題中の〔 〕内は、この届出書の規定に応じて、いずれか該当する□にレ印を付けてください。</p> <p>(4) 「外国通貨の種類・外貨建資産等の区分」欄には、外貨建資産等の期末換算方法の届出については、その国の貨幣単位及び外貨建資産等の上記 2 (注) の区分を記載し、為替予約差額の一括計上の方法の届出については、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5) 「換算方法」欄は、「発生時換算法」又は「期末時換算法」のうち選択する方法を○で囲んでください。</p> <p>(6) 「為替予約差額の一括計上の方法」欄は、為替予約差額の一括計上の方法を選定しようとするときに、「選定する」と記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(113 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。</p> <p>(4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5)「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。</p> <p>(6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。</p> <p>(8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等 	<p>(114 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、次に掲げる場合に使用してください。</p> <p>(1) 外貨建資産等の期末換算の方法につき、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更の手続》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、現によっている期末換算の方法を変更しようとする場合</p> <p>(2) 短期外貨建資産等(外貨建資産等のうち、その決済による本邦通貨の受取又は支払の期限がその事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から一年を経過した日の前日までに到来するものをいいます。)につき、法令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び法令第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定に基づいて、既に選定している法人税法第61条の10に規定する為替予約差額の一括計上の方法(以下「為替予約差額の一括計上の方法」といいます。)を変更しようとする場合</p> <p>2 この申請書は、新たな期末換算の方法を採用しようとする事業年度又は為替予約差額の一括計上の方法を変更しようとする事業年度又は連結事業年度開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>この場合、その変更の対象とした事業年度又は連結事業年度終了の日(その事業年度について中間申告書を提出すべき内国法人については、その事業年度又は連結事業年度開始の日以後6月を経過した日の前日)までに承認又は却下の処分がなかったときは、その日において承認があったものとみなされます。</p> <p>3 外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。また、為替予約差額の一括計上の方法の変更は、外国通貨の種類を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの申請書を記載してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務(外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務(短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券(償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものととして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券(売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券(上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金(外貨預金のうちその満期日が事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金(短期外貨預金以外の外貨預金) <p>4 各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3)「外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記3(注)の区分を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は、この欄の記載は省略して差し支えありません。</p> <p>(4)「外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(5)「現によっている期末換算方法等」欄には、1の(1)の場合は、現在採用している期末換算の方法(期末換算方法の届出を行わなかったため法定の期末換算の方法によることとされている場合には、その期末換算の方法を含みます。以下同じ。)を記載し、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法」と記載してください。</p> <p>(6)「左の期末換算方法等を採用した年月日」欄には、現在採用している期末換算方法等を最初に採用又は選定した事業年度又は連結事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>(7)「採用しようとする新たな期末換算の方法等」欄には、これから採用しようとする期末換算の方法を記載してください。</p> <p>なお、1の(2)の場合は「為替予約差額の一括計上の方法以外の方法」と記載してください。</p> <p>(8)「変更しようとする理由」欄には、期末換算の方法等を変更する理由をできるだけ詳細に記載してください。</p> <p>(9)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等

改 正 後

(113 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(114 外貨建資産等の期末換算方法等の変更承認申請書)

に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(114 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納税地
法人名等
代表者名

殿

法第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(115 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

納税地
法人名等
代表者名

殿

法第 号
令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

㊟

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請
については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	採用しようとする換算方法等	承認又は却下の区分
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

公益法人等が特定の要件に該当する場合に における評価方法等の変更に関する届出書		※整理番号	
		〒	納税地
令和 年 月 日 税務署長殿		電話() -	
		(フリガナ)	
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		代表者住所	
事業種目		業	
自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日 事業年度から		<input type="checkbox"/> 棚卸資産の評価方法 <input type="checkbox"/> 減価償却資産の償却方法 <input type="checkbox"/> 略号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 外貨建資産等の期末換算方法	
変更したいので届け出ます。		を下記のとおり	
事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日
			採用しようとする 新たな評価方法等
			備 考
その他の 参考事項	1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 2 その他		
税理士署名押印		Ⓢ	
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年 月 日
			確認 印

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 前

(116 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)

公益法人等が特定の要件に該当する場合に における評価方法等の変更に関する届出書		※整理番号	
		〒	納税地
令和 年 月 日 税務署長殿		電話() -	
		(フリガナ)	
		法人名	
		法人番号	
		(フリガナ)	
		代表者氏名	
		代表者住所	
事業種目		業	
自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日 事業年度から		<input type="checkbox"/> 棚卸資産の評価方法 <input type="checkbox"/> 減価償却資産の償却方法 <input type="checkbox"/> 仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 <input type="checkbox"/> 外貨建資産等の期末換算方法	
変更したいので届け出ます。		を下記のとおり	
事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分	棚卸資産の区分 仮想通貨の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類	現によっている 評価方法等	左の評価方法等を 採用した年月日
			採用しようとする 新たな評価方法等
			備 考
その他の 参考事項	1 新たに収益事業を開始した日又は普通法人等に該当することとなった日 平成・令和 年 月 日 2 その他		
税理士署名押印		Ⓢ	
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
			番号
			整理 簿
			備考
		通信 日付印	年 月 日
			確認 印

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後	改 正 前
<p>(115 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、<u>暗号資産</u>の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において<u>鉱業権</u>（<u>試掘権</u>を除く。）及び<u>坑道</u>については、この届出書のほかに「<u>採掘権</u>、<u>租鉱権</u>、<u>採石権</u>又は<u>坑道の耐用年数の認定申請書</u>」を提出しなければなりません。</p> <p>7 <u>暗号資産</u>とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する<u>暗号資産</u>をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、<u>鉱業用減価償却資産</u>及び<u>鉱業権</u>の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「<u>耐用年数省令</u>」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別</p>	<p>(116 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、公益法人等又は人格のない社団等が特定の要件に該当する場合において、その該当することとなった事業年度において既に選定している棚卸資産の評価方法、減価償却資産の償却方法、<u>仮想通貨</u>の一単位当たりの帳簿価額の算出方法、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は外貨建資産等の期末換算方法（以下「各評価方法等」といいます。）を変更しようとする場合に、各評価方法等の変更承認申請書に代えて使用してください。（法人税法施行令第30条・第52条・第118条の6・第119条の6・第122条の6・第184条、平成26年改正前の法人税法施行令（以下「旧法人税法施行令」という。）第188条）</p> <p>(注) 1 特定の要件に該当する場合とは、公益法人等又は人格のない社団等が収益事業の廃止等の事情により法人税の納税義務を有しなくなった後に、次に掲げる事情により再び法人税の納税義務が生じたことをいいます。</p> <p>① 公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始したこと</p> <p>② 公益法人等（収益事業を行っていないものに限ります。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと</p> <p>2 特定の要件に該当する場合以外において、既に選定している各評価方法等を変更しようとする場合には、新たに各評価方法等を採用しようとする事業年度開始の日の前日までに、各評価方法等の変更承認申請書を提出する必要があります。</p> <p>3 既に選定している各評価方法等には、各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされているものを含みます。</p> <p>4 棚卸資産について変更しようとする評価方法が法定の評価方法ではなく特別な評価方法であるときは、「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>5 減価償却資産について変更しようとする償却方法が定額法、定率法又は生産高比例法以外の特別な償却方法であるときは、「特別な償却方法の承認申請書」により納税地の所轄税務署長に提出してください。</p> <p>6 減価償却資産の償却方法において<u>鉱業権</u>（<u>試掘権</u>を除く。）及び<u>坑道</u>については、この届出書のほかに「<u>採掘権</u>、<u>租鉱権</u>、<u>採石権</u>又は<u>坑道の耐用年数の認定申請書</u>」を提出しなければなりません。</p> <p>7 <u>仮想通貨</u>とは、資金決済に関する法律第2条第5項に規定する<u>仮想通貨</u>をいいます。（法人税法第61条）</p> <p>8 外国法人については、法人税法施行令第184条又は旧法人税法施行令第188条の規定によって提出してください。</p> <p>2 この届出書は、収益事業を開始した日又は普通法人若しくは協同組合等に該当することとなった日の属する事業年度に係る確定申告書の提出期限までに、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>なお、この届出書の提出をもって各評価方法等の変更の承認があつたものとみなされます。</p> <p>3 この届出書は、各評価方法等の変更を行う場合に使用することになっていますので、標題中のいずれか該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>なお、一枚の届出書により、複数の評価方法等についてこの届出を行うこともできます。この場合には、それぞれ該当する評価方法等の口にレ印を付してください。</p> <p>4 各評価方法等の選定は次の点に注意してください。</p> <p>(1) 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>棚卸資産の評価方法の選定は、原則として事業の種類ごとに、かつ、資産の区分ごとに行うことになっており、また、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分ごとに、かつ、有価証券の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている評価方法等を変更しようとする場合も、その区別ごとにその評価方法等を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその区別ごとの資産又は有価証券だけについて明確に記載してください。</p> <p>(2) 減価償却資産の償却方法</p> <p>減価償却資産の償却方法の選定は、減価償却資産の取得の時期に応じて、一般減価償却資産、<u>鉱業用減価償却資産</u>及び<u>鉱業権</u>の別に、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「<u>耐用年数省令</u>」といいます。）に定める区分ごとに、また、2以上の事業所又は船舶を有する法人は事業所又は船舶ごとに行うことができることとなっていますから、償却方法を変更しようとする場合もその区別</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(115) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別業にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、暗号資産の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの暗号資産だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上記区分を更に細分するときはその別) を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで</p>	<p>(116) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書)</p> <p>ごとに償却方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとする当該区別ごとの資産、設備だけについて明確に記載してください。</p> <p>なお、事業所別に償却方法等を選定しているものにつき、その償却方法等の変更を届け出るときには、事業所別に別業にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(3) 仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>仮想通貨の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の選定は、仮想通貨の種類ごとに行うことになっていますから、現によっている算出方法を変更しようとする場合も、その種類ごとにその算出方法を変更するかどうかを定めて、変更しようとするその種類ごとの仮想通貨だけについて明確に記載してください。</p> <p>(4) 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>外貨建資産等の期末換算の方法の変更については、外国通貨の種類、かつ、外貨建資産等の区分を異にするごとに行うことができます。</p> <p>なお、事業所ごとに期末換算の方法を変更しようとする場合には、「(その他参考事項)」欄等に事業所名を記載した上、別業にしてこの届出書を作成して提出してください。</p> <p>(注) 外貨建資産等の区分とは、次に掲げる別をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 短期外貨建債権債務 (外貨建債権債務のうち、その決済により外国通貨を受け取り又は支払う期限が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨建債権債務) 長期外貨建債権債務 (短期外貨建債権債務以外の外貨建債権債務) 満期保有目的有価証券 (償還期限の定めのある売買目的有価証券以外の有価証券のうち、その償還期限まで保有する目的で取得し、かつ、その取得の日においてその償還期限まで保有する目的で取得したものとして、その取得の日に「満期保有目的債券」等の勘定科目により区分した有価証券) 償還有価証券 (売買目的有価証券以外の有価証券のうち、償還期限及び償還金額の定めのある有価証券 (上記3の有価証券を除きます。)) 短期外貨預金 (外貨預金のうちその満期日が事業年度終了の日の翌日から1年を経過した日の前日までに到来する外貨預金) 長期外貨預金 (短期外貨預金以外の外貨預金) <p>5 各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 共通して記載する欄</p> <p>イ 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>ロ 「現によっている評価方法等」欄には、現在採用している評価方法等 (各評価方法等の届出を行わなかった等のため、法定の方法によることとされている場合には、その方法。以下同じ。)を記載してください。</p> <p>ハ 「左の評価方法等を採用した年月日」欄には、現在の各評価方法等を採用した事業年度の開始の日を記載してください。</p> <p>ニ 「採用しようとする新たな評価方法等」欄には、これから採用しようとする各評価方法等を記載してください。</p> <p>ホ 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(2) (1)以外の欄は、各評価方法等ごとに次により記載します。</p> <p>イ 棚卸資産の評価方法及び有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ) 「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、棚卸資産については、法人の行っている事業の種類 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別) を記載し、有価証券については、売買目的有価証券 (事業所ごとに選定しようとするときは、その別)、満期保有目的等有価証券、その他有価証券の区分を記載してください。</p> <p>(ロ) 「棚卸資産の区分 仮想通貨の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、棚卸資産については、①商品又は製品 (副産物及び作業くずを除きます。)、②半製品、③仕掛品 (半成工事を含みます。)、④主要原材料、⑤補助原材料その他の棚卸資産の区分 (上記区分を更に細分するときはその別) を記載し、有価証券については、おおむね金融商品取引法第2条第1項第1号から第21号まで</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(115) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書) (第17号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を()内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類(建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品)ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権(試掘権を除く。)については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ 暗号資産の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、<u>暗号資産の種類</u>(例:〇〇コイン)を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記4(3)(注)の区分を記載してください。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 暗号資産の種類 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3)「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(116) 公益法人等が特定の要件に該当する場合における評価方法等の変更に関する届出書) (第17号を除きます。)の各号の区分を記載します。</p> <p>したがって、例えば、国債証券、地方債証券、社債券(相互会社の社債券を含みます。)、株券(新株予約権を表示する証券を含みます。)、証券投資信託の受益証券、貸付信託の受益証券などは、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。この場合、外国又は外国法人の発行するもので同項第1号から第9号まで及び第12号から第16号までの性質を有するものはこれに準じて区分して記載してください。</p> <p>(注) 新株予約権付社債は、それ以外の社債とはそれぞれ種類の異なる有価証券として区分し、外貨建ての有価証券と円貨建ての有価証券又は外国若しくは外国法人の発行する有価証券と国若しくは内国法人の発行する有価証券は、それぞれ種類の異なる有価証券として区分することができます。</p> <p>ロ 減価償却資産の償却方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、選定する減価償却資産の償却方法に応じた減価償却資産の区分及び次の区分にしたがって減価償却資産の種類を記載してください。</p> <p>なお、鉱業用減価償却資産について変更しようとする場合には、一般の減価償却資産と区別して鉱業用資産と明示するとともに、平成28年4月1日以後に取得したものと、同日前に取得したもので区別してください。</p> <p>この場合、機械及び装置については、耐用年数省令別表第二の番号等を()内に記載してください。</p> <p>A 機械及び装置以外の減価償却資産については、耐用年数省令別表第一に規定する種類(建物、建物附属設備、構築物、船舶、航空機、車両運搬具、工具、器具備品)ごと。</p> <p>B 機械及び装置については、耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>C 公害防止の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第五に規定する種類ごと。</p> <p>D 開発研究の用に供されている減価償却資産については、耐用年数省令別表第六に規定する種類ごと。</p> <p>E 坑道及び鉱業権(試掘権を除く。)については、当該坑道及び鉱業権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>F 試掘権については、当該試掘権に係る耐用年数省令別表第二に規定する設備の種類ごと。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、記載する事項はありません。</p> <p>ハ <u>仮想通貨</u>の一単位当たりの帳簿価額の算出方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、事業所ごとに選定しようとするときに限り、その事業所名を記載してください。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、<u>仮想通貨の種類</u>(例:〇〇コイン)を記載してください。</p> <p>ニ 外貨建資産等の期末換算の方法</p> <p>(イ)「事業の種類 資産、設備の種類 有価証券の区分 外貨建資産等の区分」欄には、その外貨建資産等の上記4(3)(注)の区分を記載してください。</p> <p>(ロ)「棚卸資産の区分 <u>仮想通貨の種類</u> 有価証券の種類 外国通貨の種類」欄には、その国の貨幣単位を記載してください。</p> <p>(3)「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(117 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	内国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊟

法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由	
その他参考となるべき事項	

(規格 A 4)

税理士署名押印	㊟																		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号															

02.06改正

改 正 前

(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書)

危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書

※整理番号

令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒	電話 () -
	(フリガナ)		
	内国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
代表者氏名			㊟

法人税法施行令第141条の4第4項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

適用を受けようとする最初の事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	月 日
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由	
その他参考となるべき事項	

(規格 A 4)

税理士署名押印	㊟																		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	番号															

01.06改正

改 正 後

(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話 () ー	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	◎	
(フリガナ)			
責任者氏名	◎		
法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	年 月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	整理 簿	備考
通信日 付印	年月日	確認 印	

(規格A4)

02.06改正

改 正 前

(119 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用))

税務署受付印 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書 (外国法人用)

		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	納税地	〒 電話 () ー	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	◎	
(フリガナ)			
責任者氏名	◎		
法人税法施行令第188条第7項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けたいので、同条第8項の規定により下記のとおり届け出ます。			
記			
適用を受けようとする最初の事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日		
各事業年度終了の日 前6月以内の一定の日	年 月 日		
申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由			
その他参考となるべき事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	番号	整理 簿	備考
通信日 付印	年月日	確認 印	

(規格A4)

01.06改正

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="47 116 739 140">(118 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用））</p> <p data-bbox="163 172 999 196" style="text-align: center;">危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）の記載要領等</p> <p data-bbox="47 264 1111 320">1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第 7 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="47 368 1111 424">2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="47 472 421 496">3 この届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="47 504 1111 560">(1) 「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。</p> <p data-bbox="47 568 853 592">(2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="47 600 1111 655">(3) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p data-bbox="47 671 1003 695">(4) 「各事業年度終了の日前 6 月以内の一定の日」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する一定の日を記載してください。</p> <p data-bbox="47 703 1111 759">(5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。</p> <p data-bbox="47 775 1037 799">(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="47 807 394 831">(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p data-bbox="1122 116 1814 140">(119 危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用））</p> <p data-bbox="1238 172 2074 196" style="text-align: center;">危険勘案資産額の計算日の特例の適用に関する届出書（外国法人用）の記載要領等</p> <p data-bbox="1122 264 2186 320">1 この届出書は、法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 188 条第 7 項に規定する危険勘案資産額の計算日の特例の適用を受けようとする旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1122 368 2186 424">2 この届出書は、適用を受けようとする最初の事業年度の確定申告書（又は中間申告書）の提出期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人の場合は 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="1122 472 1496 496">3 この届出書の各欄は、次により記載します。</p> <p data-bbox="1122 504 2186 560">(1) 「納税地」、「外国法人の名称」及び「法人番号」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定の適用を受けようとする納税地、外国法人の名称及び法人番号を記載してください。</p> <p data-bbox="1122 568 1928 592">(2) 「責任者氏名」欄には、恒久的施設を通じて行う事業の経営の責任者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="1122 600 2186 655">(3) 「適用を受けようとする最初の事業年度」欄には、法令第 188 条第 7 項の規定を受けようとする最初の事業年度の開始の日及び終了の日を記載してください。</p> <p data-bbox="1122 671 2083 695">(4) 「各事業年度終了の日前 6 月以内の一定の日」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する一定の日を記載してください。</p> <p data-bbox="1122 703 2186 759">(5) 「申告書の提出期限までに危険勘案資産額を計算することが困難な理由」欄には、法令第 188 条第 7 項に規定する提出期限まで同項に規定する危険勘案資産額を計算することが困難である理由を記載してください。</p> <p data-bbox="1122 775 2114 799">(6) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1122 807 1469 831">(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(119 特別修繕費の金額の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。</p> <p>(4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。</p> <p>ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(120 特別修繕費の金額の認定申請書)</p> <p style="text-align: center;">特別修繕費の金額の認定申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、特別修繕準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別修繕費の金額の認定の申請をする場合に使用してください。（この申請は、青色申告法人に限ります。）</p> <p>2 この申請書は、納税地の所轄税務署長に2通提出してください。</p> <p>3 申請書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「資産の種類等」欄には、特別修繕準備金勘定を設けようとする資産の種類を記載します。</p> <p>(4) 「特別修繕費の算定の基礎とした類似資産等の名称及び所有者名2」欄には、(3)の資産と構造、型式及び仕様等が最も類似する資産の名称及びその所有者名を記載してください。</p> <p>ただし、中古資産を取得した場合等特別の修繕を行ったことのある資産について認定を受けようとする場合には、当該資産の名称を記載してください。</p> <p>(5) 「2の資産について最近において行われた特別修繕完了の日3」欄には、(3)の資産の最近において行われた特別修繕完了の日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする特別修繕費の金額5」欄には、「3に要した特別修繕費の金額4」欄に記載した金額を基礎として算定した金額を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 この申請書には、次の書類を添付してください。</p> <p>(1) 特別修繕費の金額の認定を受けようとする資産及び特別修繕費の算定の基礎とした類似資産（(4)の資産）につき、付表により記載した書類</p> <p>(2) 特別修繕費の金額の計算の基礎の詳細を記載した書類</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(121 特別修繕費の金額の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 の 認 定 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の
属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	金額
認定区分	資産の種類又は名称	額
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

02.06 改正

（規格 A 4）

(122 特別修繕費の金額の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
		令 和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑩

特 別 修 繕 費 の 金 額 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した修繕費の金額を基礎とする特別修繕準備金の計算は、令和 年 月 日の
属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	金額
認定区分	資産の種類又は名称	額
修 繕 費 の 額		円
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

01.06 改正

（規格 A 4）

(123 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書										※整理番号	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>〒 _____</p> <p>電話() _____</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>法人名等 _____</p> <p>法人番号 _____</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>代表者氏名 _____ ㊟</p> <p>代表者住所 〒 _____</p> <p>事業種目 _____ 業</p> </div> </div>										※連絡/メール整理番号	
										法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。	
記											
欠損事業年度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日		還付所得事業年度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日					
区 分				請 求 金 額		※ 金 額					
欠損事業年度の欠損金額		欠 損 金 額 (1)									
		同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)									
還付所得事業年度の所得金額		所 得 金 額 (3)									
		既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)									
		差引所得金額((3)-(4)) (5)									
還付所得事業年度の法人税額		納付の確定した法人税額 (6)		00							
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)									
		控 除 税 額 (8)									
		使途秘匿金額に対する税額 (9)		00							
		課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)									
		リース特別控除取戻税額 (11)									
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)									
		既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)									
		差引法人税額((12)-(13)) (14)									
		還付金額((14)×(2)÷(5)) (15)									
請求期限		令和 年 月 日		確定申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日					
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____					
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し											
税 理 士 署 名 押 印										㊟	
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		整 理 簿	
										通 信 日 付 印	
										年 月 日 確 認 印	

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書)

欠損金の繰戻しによる還付請求書										※整理番号	
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>令和 年 月 日</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>〒 _____</p> <p>電話() _____</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>法人名等 _____</p> <p>法人番号 _____</p> <p>(フリガナ) _____</p> <p>代表者氏名 _____ ㊟</p> <p>代表者住所 〒 _____</p> <p>事業種目 _____ 業</p> </div> </div>										※連絡/メール整理番号	
										法人税法第80条の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。	
記											
欠損事業年度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日		還付所得事業年度		自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日					
区 分				請 求 金 額		※ 金 額					
欠損事業年度の欠損金額		欠 損 金 額 (1)									
		同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額 (2)									
還付所得事業年度の所得金額		所 得 金 額 (3)									
		既に欠損金の繰戻しを行った金額 (4)									
		差引所得金額((3)-(4)) (5)									
還付所得事業年度の法人税額		納付の確定した法人税額 (6)		00							
		仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)									
		控 除 税 額 (8)									
		使途秘匿金額に対する税額 (9)		00							
		課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)									
		リース特別控除取戻税額 (11)									
		法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)									
		既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)									
		差引法人税額((12)-(13)) (14)									
		還付金額((14)×(2)÷(5)) (15)									
請求期限		令和 年 月 日		確定申告書提出年月日		平成・令和 年 月 日					
還付を受けようとする金融機関等		1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号 _____		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 _____		3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等 _____					
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合、確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第80条第4項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第66条の13第2項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明書の写し											
税 理 士 署 名 押 印										㊟	
※税務署 処理欄		部 門		決 算 期		業 種 番 号		番 号		整 理 簿	
										通 信 日 付 印	
										年 月 日 確 認 印	

改 正 後	改 正 前
<p>(123) 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三))の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一))の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(124) 欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等 (単 体 申 告 用)</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)、別表一(二)又は別表一(三))の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「差引所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一)若しくは別表一(三))の「差引所得に対する法人税額」欄又は別表一(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額、昭和42年5月31日までに解散し又は合併した内国法人から受けるみなし配当の25%相当額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一(一))の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄又は別表一(二)若しくは別表一(三)の「リース特別控除取戻税額」欄)の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (同 左)</p>

(124 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

令和 年 月 日		※整理番号	
納税地	〒	電話() -	
	〒	電話() -	
	〒	電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
代表者氏名		Ⓢ	
代表者氏名		Ⓢ	
事業種目	業	責任者住所	〒 電話() -
法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分	法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項
	請求金額	※金額	請求金額 ※金額
欠損年度欠損金額	欠損金額(1)		
還付事業年度所得金額	同上のうち還付所得事業年度に繰戻し欠損金額(2)		
還付事業年度法人税額	所得金額(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)		
	差引所得金額((3)-(4))(5)		
	納付の確定した法人税額(6)	00	00
	所得税額控除(7)		
	外国税額控除(8)		
	使途秘匿金額に対する税額(9)	00	00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)		
	リース特別控除取戻税額(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)		
	差引法人税額((12)-(13))(14)		
	還付金額((14)×(2)÷(5))(15)		
	請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。		
	1 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税理士署名押印	Ⓢ		
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
	番 号	整理 簿	備 考
	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印

(規格 A 4)

(125 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用))

欠損金の繰戻しによる還付請求書 (外国法人用)

令和 年 月 日		※整理番号	
納税地	〒	電話() -	
	〒	電話() -	
	〒	電話() -	
	(フリガナ)		
	法人名等		
	法人番号		
代表者氏名		Ⓢ	
代表者氏名		Ⓢ	
事業種目	業	責任者住所	〒 電話() -
法人税法第144条の13第1項又は第2項の規定に基づき下記のとおり欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日	還付所得事業年度	自平成・令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日
区 分	法第144条の13第1項第1号		法第144条の13第1項第2号又は第2項
	請求金額	※金額	請求金額 ※金額
欠損年度欠損金額	欠損金額(1)		
還付事業年度所得金額	同のうに還付所得事業年度に繰戻し欠損金額(2)		
還付事業年度法人税額	所得金額(3)		
	既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)		
	差引所得金額((3)-(4))(5)		
	納付の確定した法人税額(6)	00	00
	所得税額控除(7)		
	外国税額控除(8)		
	使途秘匿金額に対する税額(9)	00	00
	課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)		
	リース特別控除取戻税額(11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11))(12)		
	既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)		
	差引法人税額((12)-(13))(14)		
	還付金額((14)×(2)÷(5))(15)		
	請求期限	令和 年 月 日	確定申告書提出年月日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 漁協・農協 本所・支所 預金 口座番号		2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号 3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
	この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。		
	1 期限後提出の場合、確定申告書その提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第144条の13第9項又は第10項の規定に基づくものである場合には、解散、事業の全部の譲渡等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第20条第1項の証明に係る同条第2項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し		
税理士署名押印	Ⓢ		
※税務署 処理欄	部 門	決算 期	業種 番号
	番 号	整理 簿	備 考
	通 信 日付印	年 月 日	確 認 印

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(124) 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)の記載要領等</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>へ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(125) 欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)</p> <p style="text-align: center;">欠損金の繰戻しによる還付請求書(外国法人用)の記載要領等</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「請求金額」の各欄</p> <p>イ 「法第144条の13第1項第1号」欄には、法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>ロ 「法第144条の13第1項第2号又は第2項」欄には、法第141条第1号ロ又は法第141条第2号に掲げる国内源泉所得に係る欠損金額をその事業年度開始の前日1年以内に開始したいずれかの事業年度に繰戻し、法人税額の還付を請求する場合に記載してください。</p> <p>(3) 「欠損事業年度の欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「欠損金額(1)」欄には、欠損事業年度において生じた欠損金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得事業年度に繰戻す欠損金額(2)」欄には、欠損事業年度の欠損金額のうち還付所得事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損事業年度において生じた災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)③の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損事業年度の欠損金額(災害損失欠損金額について欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損事業年度の欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得事業年度の所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(4) 「還付所得事業年度の所得金額」の各欄</p> <p>イ 「所得金額(3)」欄には、還付所得事業年度の所得金額(申告書別表一の三の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された所得金額ですが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「所得金額又は欠損金額」欄に記載された更正後の所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得事業年度について、既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(5) 「還付所得事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「差引所得に対する法人税額」欄の金額を記載しますが、その事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「所得税額控除(7)」欄及び「外国税額控除(8)」欄には、還付所得事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額控除を記載してください。</p> <p>なお、還付所得事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ハ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第62条第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ニ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第5節の2(土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「リース特別控除取戻税額(11)」欄には、還付所得事業年度の申告書別表一の三の「リース特別控除取戻税額等」欄の金額を記載してください。</p> <p>へ 「既に欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得事業年度について既に欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付金額(15)」欄には、$\left[(14) \times \frac{(2)}{(5)} \right]$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (同 左)</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(133 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 地方法人税額 の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) 再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(3) 特別清算開始の決定があったこと。</p> <p>(4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実</p> <p>(5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第8条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(134 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う 法人税額 地方法人税額 の還付請求書の記載要領等</p> <p>1 この請求書は、平成21年4月1日以後に次に掲げる事実が生じた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項の規定によって仮装経理法人税額又は仮装経理地方法人税額の還付を請求する場合に使用してください。</p> <p>(1) 更生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(2) 再生手続開始の決定があったこと。</p> <p>(3) 特別清算開始の決定があったこと。</p> <p>(4) 法人税法施行令第24条の2第1項《再生計画認可の決定に準ずる事実等》に規定する事実</p> <p>(5) 法令の規定による整理手続によらない負債の整理に関する計画の決定又は契約の締結で、第三者が関与する協議によるものとして法人税法施行規則第60条の2第1項又は地方法人税法施行規則第8条第1項で定めるものがあつたこと（(4)に掲げるものを除きます。）。</p> <p>2 この請求書は、法第135条第4項又は地方法人税法第29条第4項に規定する事実が生じた日以後1年以内に、納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人の場合は2通）提出してください。この場合、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正の対象事業年度が2以上ある場合には別葉に作成して提出してください。</p> <p>3 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、この届出の対象が連結子法人である場合における当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。</p> <p>(3) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額」欄には、法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する法人税額20」欄の「差引減少（－印）する法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(4) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う法人税の減少額1」欄には、(3)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付法人税額2」欄には、法第135条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された法人税額3」欄には、法第70条又は第81条の16の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(5) 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額」欄には、地方法人税額等の更正通知書及び加算税の賦課決定通知書の「差引納付すべき又は減少（－印）する地方法人税額14」欄の「差引減少（－印）する地方法人税額」を－（マイナス）印を付さずに記載します。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする税額の計算（仮装経理地方法人税額）」の各欄</p> <p>イ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う地方法人税の減少額5」欄には、(5)の金額を記載します。</p> <p>ロ 「還付地方法人税額6」欄には、地方法人税法第29条第2項、第3項又は第7項の規定により還付されるべきこととなった金額を記載します。</p> <p>ハ 「繰越控除された地方法人税額7」欄には、地方法人税法第13条の規定により控除された金額を記載します。</p> <p>(7) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等（該当の文字は○で囲んでください。）、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(133 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(134 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額・地方法人税額の還付請求書)

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(135) 取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により取用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その取用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すと同時に、「する」又は「しない」に○を付してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「取用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する取用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(136) 取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により取用等に伴い特別勘定を設けた場合において、その取用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すと同時に、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付してください。</p> <p>(4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する□にレ印を付すと同時に、「する」又は「しない」に○を付してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>(7) 「取用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する取用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(136 取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により取用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3)「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(137 取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">取用等に伴い特別勘定を設けた場合における特定非常災害による特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 64 条の 2 又は第 68 条の 71 の規定により取用等に伴い特別勘定を設けた場合において、措置法第 64 条の 2 第 17 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 64 条の 2 第 7 項又は第 68 条の 71 第 8 項に規定する指定期間（以下「指定期間」といいます。）内に代替資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 64 条第 1 項の各号に規定する資産ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1)「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2)「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3)「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(4)「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(5)「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6)「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(137 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 の括弧書又は、同法第 68 条の 79 の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別業とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(138 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は、同法第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、その特定の資産を譲渡した日を含む事業年度又は連結事業年度（以下「譲渡事業年度」といいます。）の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 1 年以内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、譲渡事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に提出する必要があります。 なお、措置法第 65 条の 8 の括弧書又は、同法第 68 条の 79 の括弧書の規定に基づく特別勘定の設定期間の延長申請をしないで特別勘定を設けている場合において、譲渡事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日から 2 月を経過した日以後にやむを得ない事情が生じたため、1 年以内に買換資産を取得することが困難であることとなった場合には、当該事情が生じた日から 2 月以内に限ってこの申請をすることができます。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は同法第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別業とし、1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにも関わらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。 (4) 「取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄 イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。 ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。 ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。 ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。 (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。 (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(138 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官	
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書		
貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別 勘定〔 <small>租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当</small> / <small>第68条の78第1項の表の第 号該当</small> 〕の設定期間の延長については、 下記のとおり認定したので通知します。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号 令和 年 月 日
殿	税 務 署 長 財務事務官	
特定の資産の買換えの場合における 特別勘定の設定期間延長認定通知書		
貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別 勘定〔 <small>租税特別措置法 第65条の7第1項の表の第 号該当</small> / <small>第68条の78第1項の表の第 号該当</small> 〕の設定期間の延長については、 下記のとおり認定したので通知します。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
	令和 年 月 日	
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(139 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第 65 条の 8 第 19 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4) 「買換対象資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(140 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、単体法人（連結法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 又は第 68 条の 79 の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合において、措置法第 65 条の 8 第 19 項の特定非常災害として指定された非常災害（以下「特定非常災害」といいます。）に基因するやむを得ない事情により措置法第 65 条の 8 第 7 項又は第 68 条の 79 第 8 項に規定する取得指定期間（以下「取得指定期間」といいます。）内に買換資産を取得することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、取得指定期間の末日までに提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、その特別勘定の設定の基礎となった措置法第 65 条の 7 第 1 項又は第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の上欄に掲げる譲渡資産の区分ごとに別葉とし、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「申請時の 法第 65 条の 8 第 4 項第 1 号 法第 68 条の 79 第 5 項第 1 号 に規定する特別勘定の金額」欄には、この申請書を提出する日現在における特定資産買換特別勘定の金額（譲渡事業年度の前事業年度又は前連結事業年度までに設けた特別勘定の金額がある場合には、この金額を除きます。）を記載しますが、特別勘定設定後益金の額に算入されるべき金額があるにもかかわらず特別勘定の取り崩しを行っていない場合には、当該金額を控除した残額を記載することに注意してください。</p> <p>(4) 「買換対象資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、買換対象資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、買換対象資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、買換対象資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする特定非常災害に基因するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改正後

(140 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書**

貴法人から令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における
特別勘定〔租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当〕の特定非常災害による設定期
間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買 換 対 象 資 産 の 内 容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(141 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の特定非常災害による設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**特定の資産の買換えの場合における特別勘定の
特定非常災害による設定期間延長承認通知書**

貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における
特別勘定〔租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当〕の特定非常災害による設定期
間の延長については、下記のとおり承認したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
買 換 対 象 資 産 の 内 容	買換対象資産を取得することができる日として認定した日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
	令 和 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(141) 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書		※整理番号					
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※親署/子署					
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	(局 署)			部 門				
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期				
	代表者住所				業 種 番 号				
	事業種目	業			整 理 簿				
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課			
自 令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 令和 年 月 日 租税特別措置法 (第65条の7第3項 第68条の78第3項) (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。									
記									
先 行 取 得 資 産	種 類								
	規 模								
	所 在 地								
	用 途								
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
取 得 価 額	円	円	円	円	円				
譲渡予定資産の種類									
その他参考となるべき事項									
税理士署名押印									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(142) 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書

令和 年 月 日 税務署長殿		先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書		※整理番号					
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※親署/子署					
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等			※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号				
	本店又は主たる 事務所の所在地 電話() -	(局 署)			部 門				
	(フリガナ) 代表者氏名				決 算 期				
	代表者住所				業 種 番 号				
	事業種目	業			整 理 簿				
					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課			
自 平成・令和 年 月 日 (連結)事業年度において取得をした下記の資産につき、 至 平成・令和 年 月 日 租税特別措置法 (第65条の7第3項 第68条の78第3項) (先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用)の規定の適用を 受けたいので、下記のとおり届け出ます。									
記									
先 行 取 得 資 産	種 類								
	規 模								
	所 在 地								
	用 途								
	取 得 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日				
取 得 価 額	円	円	円	円	円				
譲渡予定資産の種類									
その他参考となるべき事項									
税理士署名押印									
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 616 140">(141 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p data-bbox="383 185 788 244" style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="56 292 1113 427">1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は、同法第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="56 443 1113 507">2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="56 523 1113 619">3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は同法第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。 また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p data-bbox="98 635 1113 699">(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 715 1113 778">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 794 1113 858">(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p data-bbox="98 874 1113 938">(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p data-bbox="98 954 1113 1018">(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="98 1034 1113 1058">(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="56 1074 1113 1233">4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1131 116 1691 140">(142 先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書)</p> <p data-bbox="1458 185 1863 244" style="text-align: center;">先行取得資産に係る買換えの特例 の適用に関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1131 292 2192 427">1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、取得（製作又は建設を含みます。）をした資産について、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 7 第 3 項又は、同法第 68 条の 78 第 3 項（先行取得資産がある場合の買換えの特例の適用）の規定の適用を受ける旨を届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1131 443 2192 507">2 この届出書は、その取得をした日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に、納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p data-bbox="1131 523 2192 619">3 届出書の各欄は、次により記載してください。なお、措置法第 65 条の 7 第 3 項又は同法第 68 条の 78 第 3 項の規定は、この届出書に記載された資産に限り適用を受けることができますから、明確に記載してください。 また、この届出書に記載しきれない場合には、別紙に記載してください。</p> <p data-bbox="1164 635 2192 699">(1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 715 2192 778">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 794 2192 858">(3) 「種類」欄及び「用途」欄は、その資産が減価償却資産である場合には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表に定めるところに準じて記載してください。</p> <p data-bbox="1164 874 2192 938">(4) 「規模」欄は、その資産が、土地等、建物、構築物等にあつてはその面積等を、機械及び装置等にあつては処理能力等を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 954 2192 1018">(5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1164 1034 2192 1058">(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1131 1074 2192 1233">4 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(142 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※課税/課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所所在地	電話() -	部 門		
	(フリガナ)	代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所		業 種 番 号		
	事業種目		整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法(第66条の2第9項、第68条の85第9項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地			
		代表者氏名			
適格分割等の年月日		令和 年 月 日			
譲 渡 した 地 等	所在地				
	面積	m ²	譲渡年月日	令和 年 月 日	
先 行 取 得 土 地 等	所在地				
	面積	m ²	取得年月日	平成 年 月 日	
取得価額		円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)		
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金額		円			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		ⓐ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(143 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)

令和 年 月 日 税務署長殿		適格分割等による先行取得 土地等の移転に関する届出書		※整理番号	
		納税地 (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 代表者住所 事業種目		※課税/課税	
連 結 子 法 人	(フリガナ)	法人名等	※整理番号		
	本店又は主たる 事務所所在地	電話() -	部 門		
	(フリガナ)	代表者氏名	決 算 期		
	代表者住所		業 種 番 号		
	事業種目		整 理 簿		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課	
適格分割等による先行取得土地等の移転について 租税特別措置法(第66条の2第9項、第68条の85第9項)の規定により下記のとおり届け出ます。 記					
分割承継法人等		法人名等			
		納税地			
		代表者氏名			
適格分割等の年月日		平成・令和 年 月 日			
譲 渡 した 地 等	所在地				
	面積	m ²	譲渡年月日	平成・令和 年 月 日	
先 行 取 得 土 地 等	所在地				
	面積	m ²	取得年月日	平成・令和 年 月 日	
取得価額		円	(帳簿価額を減額した金額の計算に関する明細)		
損金の額に算入される 帳簿価額を減額した金額		円			
(その他参考となるべき事項)					
税 理 士 署 名 押 印		ⓐ			
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿 備 考
				通 信 日 付 印	年 月 日 確 認 印

01.06改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(142) 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。 (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。 (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。 (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。 	<p>(143) 適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による先行取得土地等の移転に関する届出書の記載要領等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条の2第1項又は第68条の85第1項(平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例)に規定する先行取得土地等(以下「先行取得土地等」といいます。)に係る届出書を所轄税務署長に提出している場合に、その先行取得土地等の取得の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日後10年以内に、その単体法人、連結親法人又はその連結親法人による完全支配関係にある連結子法人の有する他の土地等の譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度に適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その譲渡の日以後に行われるものに限ります。以下「適格分割等」といいます。)によってその先行取得土地等をその適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人に移転するときにおいて、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、相手先の名称及び納税地(連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄には、適格分割等の年月日を記載してください。 (5) 「譲渡した他の土地等」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定の適用を受けようとする他の土地等の所在地及び面積並びにその譲渡年月日をそれぞれ記載してください。 (6) 「先行取得土地等」の各欄には、既に所轄税務署長に提出している「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例の適用に関する届出書」に記載された先行取得土地等の所在地、面積及びその取得価額並びにその取得年月日をそれぞれ記載してください。 (7) 「損金の額に算入される帳簿価額を減額した金額」の各欄には、措置法第66条の2第7項又は第68条の85第7項の規定により損金の額に算入される金額(帳簿価額を減額した金額)及びその金額の計算に関する明細をそれぞれ記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。 (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (9) 「※」欄は、記載しないでください。 5 留意事項 <ul style="list-style-type: none"> ○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(143 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)

令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 国 法 法 人 人	納 税 地 番	〒	電話 () -
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	〒	
		法 人 名		
		法 人 番 号	: : : : : : :	
		(フリガナ)		
代表者氏名				
提供内容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)			
提供対象の最終親会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 社 理 親 会 社 等 届 出 事 項	国別報告事項の提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他		
	名 (フリガナ)			
	称			
	納 税 地			
	本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)			
	法 人 番 号	: : : : : :		
	代 表 者 氏 名			
	名 (フリガナ)			
	称			
	納 税 地			
本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)				
法 人 番 号	: : : : : :			
代 表 者 氏 名				
名 (フリガナ)				
称				
納 税 地				
本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)				
法 人 番 号	: : : : : :			
代 表 者 氏 名				
提供義務者が複数ある場合における代表提供者				
税 理 士 署 名				

02.06 改正

改 正 前

(144 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供)

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項
兼最終親会社等届出事項・国別報告事項・事業概況報告事項の
提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等の提供 (初葉)

令和 年 月 日	<input type="checkbox"/> 内 <input type="checkbox"/> 外 国 法 法 人 人	納 税 地 番	〒	電話 () -
		本店又は主たる事務所の所在地 (フリガナ)	〒	
		法 人 名		
		法 人 番 号	: : : : : :	
		(フリガナ)		
代表者氏名				
提供内容	<input type="checkbox"/> ① 特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項 (□修正) <input type="checkbox"/> ② 最終親会社等届出事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) を提供します。 <input type="checkbox"/> ③ 国別報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正) <input type="checkbox"/> ④ 事業概況報告事項の提供義務者が複数ある場合における代表提供者に係る事項等 (□修正)			
提供対象の最終親会計年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日			
最 終 親 会 社 等 社 理 親 会 社 等 届 出 事 項	国別報告事項の提供者の属性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他		
	名 (フリガナ)			
	称			
	納 税 地			
	本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)			
	法 人 番 号	: : : : : :		
	代 表 者 氏 名			
	名 (フリガナ)			
	称			
	納 税 地			
本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)				
法 人 番 号	: : : : : :			
代 表 者 氏 名				
名 (フリガナ)				
称				
納 税 地				
本店又は主たる事務所の所在地 (所在国:)				
法 人 番 号	: : : : : :			
代 表 者 氏 名				
提供義務者が複数ある場合における代表提供者				
税 理 士 署 名				

01.06 改正

(144 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項)

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
--------------	-----------------------

提 供 者 の 属 性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他
-------------	--

(最 提 供 者 が 最 終 親 会 社 等 以 外 の 場 合 等)	(フリガナ)	
	名 称	
	本店若しくは主たる事務所の所在地 又はその事業が管理され、かつ 支配されている場所の所在地	(所在国:)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	令和 年 月 日
--------------------------------	----------

税 理 士 署 名	
-----------	--

(145 特定多国籍企業グループに係る国別報告事項)

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る国別報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
--------------	-----------------------------

提 供 者 の 属 性	<input type="checkbox"/> 最終親会社等 <input type="checkbox"/> 代理親会社等 <input type="checkbox"/> その他
-------------	--

(最 提 供 者 が 最 終 親 会 社 等 以 外 の 場 合 等)	(フリガナ)	
	名 称	
	本店若しくは主たる事務所の所在地 又はその事業が管理され、かつ 支配されている場所の所在地	(所在国:)
	法 人 番 号	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成・令和 年 月 日
--------------------------------	-------------

税 理 士 署 名	
-----------	--

(146 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項)

(147 特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項)

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

令和 年 月 日 税務署長殿	納 税 地	〒 電話 () -
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ)	
	法 人 名	
	法 人 番 号	
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。

特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供します。

提供対象の最終親会計年度	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
--------------	-----------------------

提供対象の最終親会計年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
--------------	-----------------------------

(最 提 供 者 が 最 終 親 会 社 等 以 外 の 場 合 等)	(フリガナ)		
	名 称		
	納 税 地		
	本店又は主たる事務所の所在地	最終親会社等が外国法人の場合 (所在国:)	
	法 人 番 号		
代 表 者 氏 名			

(最 提 供 者 が 最 終 親 会 社 等 以 外 の 場 合 等)	(フリガナ)		
	名 称		
	納 税 地		
	本店又は主たる事務所の所在地	最終親会社等が外国法人の場合 (所在国:)	
	法 人 番 号		
代 表 者 氏 名			

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	令和 年 月 日
--------------------------------	----------

特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項の提供年月日	平成・令和 年 月 日
--------------------------------	-------------

税 理 士 署 名	
-----------	--

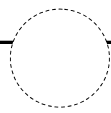
税 理 士 署 名	
-----------	--

(147 土地の無償返還に関する届出書)

土地の無償返還に関する届出書

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番 号	
		確 認	

受付印



令和 年 月 日

国 税 局 長 殿
税 務 署 長

土地所有者 _____ は、借地権の設定等
使用貸借契約により下記の土地を 令和 年 月 日
から _____ に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で
土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届
け出ることとします。

記

土地の表示

所 在 地 _____

地 目 及 び 面 積 _____ m²

〒 _____ (土地所有者)

〒 _____ (借地人等)

住所又は所在地
電話 () - _____ 電話 () - _____

氏名又は名称 _____ ⑤ _____ ⑤

代 表 者 氏 名 _____ ⑤ _____ ⑤

_____ (土地所有者が連結申告法人の場合) _____ (借地人等が連結申告法人の場合)
〒 _____ 連 結 親 法 人 の 納 税 地 電話 () - _____ 電話 () - _____

連 結 親 法 人 名 等 _____

連 結 親 法 人 等 の 代 表 者 氏 名 _____

借地人等と土地
所有者との関係

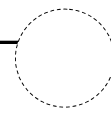
借地人等又はその連結親法人
の所轄税務署又は所轄国税局

(148 土地の無償返還に関する届出書)

土地の無償返還に関する届出書

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
	2 借地人等	番 号	
		確 認	

受付印



令和 年 月 日

国 税 局 長 殿
税 務 署 長

土地所有者 _____ は、借地権の設定等
使用貸借契約により下記の土地を 平成
令和 年 月 日
から _____ に使用させることとしましたが、その契約に基づき将来借地人等から無償で
土地の返還を受けることになっていますので、その旨を届け出ます。

なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を届
け出ることとします。

記

土地の表示

所 在 地 _____

地 目 及 び 面 積 _____ m²

〒 _____ (土地所有者)

〒 _____ (借地人等)

住所又は所在地
電話 () - _____ 電話 () - _____

氏名又は名称 _____ ⑤ _____ ⑤

代 表 者 氏 名 _____ ⑤ _____ ⑤

_____ (土地所有者が連結申告法人の場合) _____ (借地人等が連結申告法人の場合)
〒 _____ 連 結 親 法 人 の 納 税 地 電話 () - _____ 電話 () - _____

連 結 親 法 人 名 等 _____

連 結 親 法 人 等 の 代 表 者 氏 名 _____

借地人等と土地
所有者との関係

借地人等又はその連結親法人
の所轄税務署又は所轄国税局

2
通提出
(添付書類含む)

2
通提出
(添付書類含む)

改 正 後

(147 土地の無償返還に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

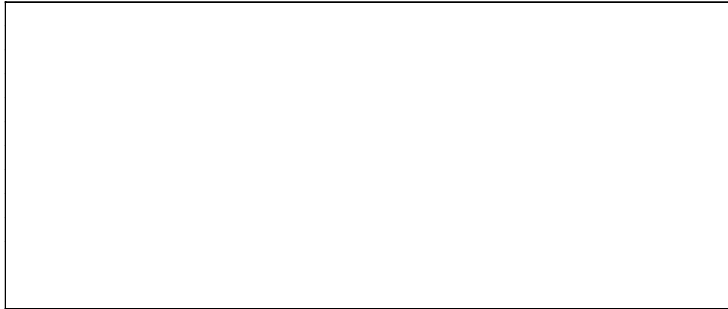
5 土地の価額等

(1) 土地の価額 _____ 円 (財産評価額 _____ 円)

(2) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改 正 前

(148 土地の無償返還に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

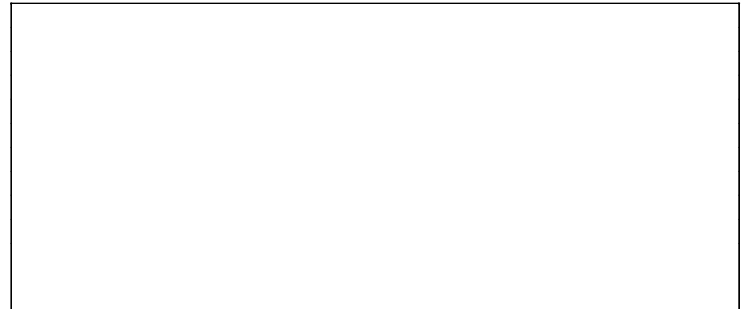
5 土地の価額等

(1) 土地の価額 _____ 円 (財産評価額 _____ 円)

(2) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

(148 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

相当の地代の改訂方法に関する届出書

相当の地代の改訂方法に関する届出書

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
		番 号	
	2 借地人等	確 認	

※ 整理 事項	1 土地所有者	整理簿	
		番 号	
	2 借地人等	確 認	

2
通
提
出
(添付書類含む)

2
通
提
出
(添付書類含む)

令和 年 月 日

国 税 局 長 殿
税 務 署 長

令和 年 月 日

国 税 局 長 殿
税 務 署 長

土地所有者 _____ は、借地権の設定等により下記の土地を令和 ____年 ____月 ____日
 から _____ に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第137条に
 規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させてい
 る期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達13-1-8（又は連結納税基本通達16-1-
 8）の〔(1)により改訂する〕こととしましたので、その旨を届け出ます。
 なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を
 届け出ることとします。

土地所有者 _____ は、借地権の設定等により下記の土地を〔平成 ____年 ____月 ____日
 から _____ に使用させることとし、その使用の対価として法人税法施行令第137条に
 規定する相当の地代を収受することとしましたが、その契約において、その土地を使用させてい
 る期間内に収受する地代の額につき法人税基本通達13-1-8（又は連結納税基本通達16-1-
 8）の〔(1)により改訂する〕こととしましたので、その旨を届け出ます。
 なお、下記の土地の所有又は使用に関する権利等に変動が生じた場合には、速やかにその旨を
 届け出ることとします。

記

記

土地の表示

所 在 地 _____

地 目 及 び 面 積 _____ m²

(土地所有者) (借地人等)

〒 _____ 〒 _____

住 所 又 は 所 在 地 _____

電話 () - _____ 電話 () - _____

氏 名 又 は 名 称 _____ ㊟ _____ ㊟ _____

代 表 者 氏 名 _____ ㊟ _____ ㊟ _____

(土地所有者が連結申告法人の場合) (借地人等が連結申告法人の場合)

〒 _____ 〒 _____

連結親法人の
納 税 地 電話 () - _____ 電話 () - _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等
の代表者氏名 _____

借地人等と土地 借地人等又はその連結親法人
所有者との関係 の所轄税務署又は所轄国税局

土地の表示

所 在 地 _____

地 目 及 び 面 積 _____ m²

(土地所有者) (借地人等)

〒 _____ 〒 _____

住 所 又 は 所 在 地 _____

電話 () - _____ 電話 () - _____

氏 名 又 は 名 称 _____ ㊟ _____ ㊟ _____

代 表 者 氏 名 _____ ㊟ _____ ㊟ _____

(土地所有者が連結申告法人の場合) (借地人等が連結申告法人の場合)

〒 _____ 〒 _____

連結親法人の
納 税 地 電話 () - _____ 電話 () - _____

連結親法人名等 _____

連結親法人等
の代表者氏名 _____

借地人等と土地 借地人等又はその連結親法人
所有者との関係 の所轄税務署又は所轄国税局

改 正 後

(148 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

5 土地の価額等

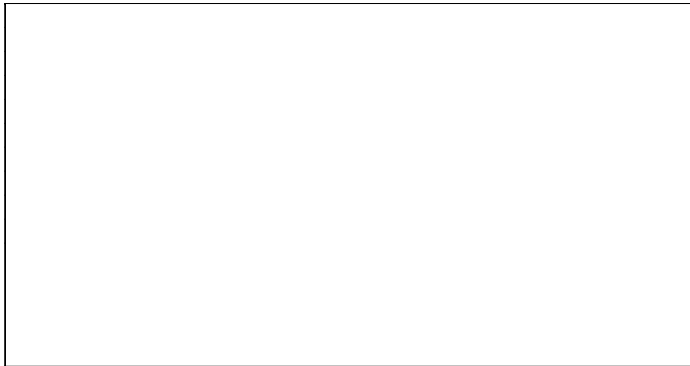
(1) 土地の価額 _____ 円 (_____) 円

(2) 権利金等の額 _____ 円

(3) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改 正 前

(149 相当の地代の改訂方法に関する届出書)

(契約の概要等)

1 契約の種類 _____

2 土地の使用目的 _____

3 契約期間 平成・令和 年 月 ~ 令和 年 月

4 建物等の状況

(1) 種類 _____

(2) 構造及び用途 _____

(3) 建築面積等 _____

5 土地の価額等

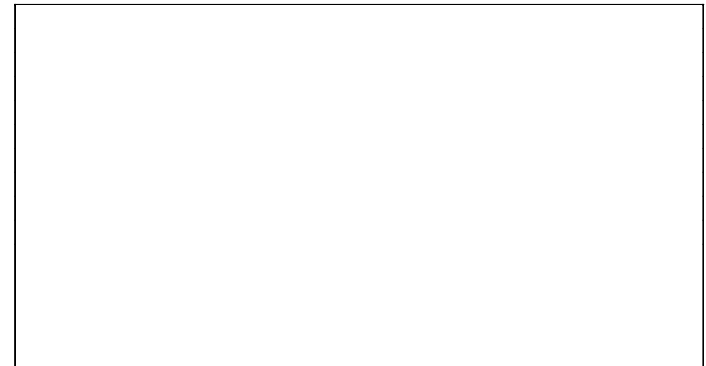
(1) 土地の価額 _____ 円 (_____) 円

(2) 権利金等の額 _____ 円

(3) 地代の年額 _____ 円

6 特約事項 _____

7 土地の形状及び使用状況等を示す略図



8 添付書類 (1) 契約書の写し (2) _____

改正後

(150 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に

ついては、その全部
下記 の国税関係帳簿について、これを承認しましたので通知します。
記

(承認対象の国税関係帳簿)

改正前

(151 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請に

ついては、その全部
下記 の国税関係帳簿について、これを承認しましたので通知します。
記

(承認対象の国税関係帳簿)

改正後

(151 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下 記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改正前

(152 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下 記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

(152 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊞

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下 記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

(153 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊞

国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税
関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請については、
その全部
下 記 の国税関係書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係書類)

改 正 後

(153 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部下記の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係帳簿書類)

改 正 前

(154 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律法律第 条第 項の承認に係る申請については、その全部下記の国税関係帳簿書類について、これを承認しましたので通知します。

記

(承認対象の国税関係帳簿書類)

(154 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 その全部
 は、下記 1 の国税関係帳簿について、下記 2 の理由により（同法第9条において
 準用する）同法第6条第3項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
 す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(155 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納 税 地 等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 その全部
 は、下記 1 の国税関係帳簿について、下記 2 の理由により（同法第9条において
 準用する）同法第6条第3項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
 す。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(155 国税関係書類の電磁的記録等による保存の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 は、その全部
 下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準
 用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(156 国税関係書類の電磁的記録等による保存の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する
 国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について
 は、その全部
 下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準
 用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。

記

1 却下の対象

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(156 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

	第 号 令和 年 月 日
納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	
税務署長 財務事務官 ㊟	
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書	
<p style="text-align: center;">から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する</p> <p>国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について</p> <p>は、その全部 下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準 用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。</p>	
記	
<p>1 却下の対象</p> <p>2 却下の理由</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。	

02.06 改正

改 正 前

(157 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書)

	第 号 令和 年 月 日
納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	
税務署長 財務事務官 ㊟	
国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書	
<p style="text-align: center;">から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する</p> <p>国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について</p> <p>は、その全部 下記 1 の国税関係書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において準 用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知します。</p>	
記	
<p>1 却下の対象</p> <p>2 却下の理由</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	
この通知に係る処分は、 _____ の職員の調査に基づいて行いました。	

01.06 改正

改 正 後 改 正 前

(157 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の却下通知書)

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の却下通知書)

第 号
令和 年 月 日

第 号
令和 年 月 日

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

納税地等	
保存義務者名	
代表者氏名	

税務署長
財務事務官 ㊟

税務署長
財務事務官 ㊟

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書

から令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

から平成・令和 年 月 日付でされた電子計算機を使用して作成する

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について

国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第 条第 項の承認に係る申請について

は、その全部
下記 1 の国税関係帳簿書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において
準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
す。

は、その全部
下記 1 の国税関係帳簿書類について、下記 2 の理由により（同法第 9 条において
準用する）同法第 6 条第 3 項第 号に該当しますので、これを却下しましたから通知しま
す。

記

記

1 却下の対象

1 却下の対象

2 却下の理由

2 却下の理由

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後																					
(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)																					
<p style="text-align: center;"> 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書 </p>																					
<p>1 使用目的</p> <p>この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。</p> <p>なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。</p> <p>(注) 1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合）には、別業とする。</p> <p>2 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。</p>																					
<p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>から</td> <td>申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。</td> </tr> <tr> <td>令和 年 月 日付</td> <td>この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。</td> </tr> <tr> <td>第 条 第 項</td> <td>申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（同法第9条において準用する）</td> <td>申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>そ の 全 部 下 記 1</td> <td>承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>第6条第3項 第 号</td> <td>却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。</td> </tr> <tr> <td>却 下 の 対 象</td> <td>申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>却 下 の 理 由</td> <td>却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。</td> </tr> <tr> <td>調 査 担 当 者</td> <td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。	令和 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。	第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。	（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。	そ の 全 部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。	第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。	却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。	却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の
項 目	内 容																				
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。																				
令和 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。																				
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。																				
（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。																				
そ の 全 部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。																				
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。																				
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。																				
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の																				

改 正 前																					
(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)																					
<p style="text-align: center;"> 国税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請の却下通知書 国税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請の却下通知書 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書 </p>																					
<p>1 使用目的</p> <p>この通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。</p> <p>なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。</p> <p>(注) 1 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合）には、別業とする。</p> <p>2 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。</p>																					
<p>2 記載要領</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>から</td> <td>申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。</td> </tr> <tr> <td>平成・令和 年 月 日付</td> <td>この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。</td> </tr> <tr> <td>第 条 第 項</td> <td>申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。</td> </tr> <tr> <td>（同法第9条において準用する）</td> <td>申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>そ の 全 部 下 記 1</td> <td>承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>第6条第3項 第 号</td> <td>却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。</td> </tr> <tr> <td>却 下 の 対 象</td> <td>申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。</td> </tr> <tr> <td>却 下 の 理 由</td> <td>却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。</td> </tr> <tr> <td>調 査 担 当 者</td> <td>「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	内 容	から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。	平成・令和 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。	第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。	（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。	そ の 全 部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。	第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。	却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。	却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。	調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の
項 目	内 容																				
から	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。																				
平成・令和 年 月 日付	この却下に係る申請書が提出された年月日を記載する。																				
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。																				
（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を抹消する。																				
そ の 全 部 下 記 1	承認の態様に応じて不要な文字を抹消する。																				
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。																				
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を抹消する。																				
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② 「 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。																				
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の																				

改 正 後

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

の 表 示	職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	<p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 前

(158 国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存の承認申請の却下通知書)

の 表 示	職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を抹消する。
教 示 文	<p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合</p> <p>「…3月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「保存義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(162 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください（法令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>
32③	21の3	<u>【削除】</u>	<u>【削除】</u>
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	57の4 ⑪	21の11②
47⑦	24の8	68の54⑨	22の55②
48⑦	24の10	57の5 ⑬	21の12②
49⑤	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6 ⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤(注1)	25の8(注2)	57の8 ⑪	21の14②
法令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58②
139の4⑧	28の3	58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦
※ 読み替え規定有り（法令155の6①②）			
(注1)平成30年改正前の法人税法			
(注2)平成30年改正前の法人税法施行令			

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

改 正 前

(163 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

適格分割等による期中損金経理額等の
損金算入に関する届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人が適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。ただし、平成30年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第53条第5項及び次表に掲げる租税特別措置法の規定を適用する場合にあっては、適格現物分配を除き、租税特別措置法第57条の5第13項及び同法第57条の6第9項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。また、法人税法（以下「法」といいます。）第31条第3項・第32条第3項及び第52条第7項若しくは法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第133条の2第3項及び第139条の4第8項の規定を適用する場合で、適格現物分配のときは残余財産の全部の分配を除きます。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください（法令第155条の6の規定を含む。）。

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法31③	21の2	55の2 ⑧	21の4
32③	21の3	68の44⑦	22の47
42⑦	24の3	56 ⑧	21の5
44⑤	24の6	68の46⑦	22の48
45⑦	24の7	57の4 ⑪	21の11②
47⑦	24の8	68の54⑨	22の55②
48⑦	24の10	57の5 ⑬	21の12②
49⑤	24の12	68の55⑭	22の56②
50⑥	25	57の6 ⑨	21の13
52⑦	25の6	68の56⑩	22の57
53⑤(注1)	25の8(注2)	57の8 ⑪	21の14②
法令133の2③	27の18	68の58⑩	22の58②
139の4⑧	28の3	58 ⑩	21の15⑦
		68の61⑨	22の59⑦
※ 読み替え規定有り（法令155の6①②）			
(注1)平成30年改正前の法人税法			
(注2)平成30年改正前の法人税法施行令			

- 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。

(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。

改 正 後

(162 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 前

(163 適格分割等による期中損金経理額等の損金算入に関する届出書)

- (2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- (3) 本文の条項欄は、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
- (4) 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。なお、受託者が個人である場合には、「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 853 140">〔163〕 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p data-bbox="309 181 853 240" style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="73 285 1113 480">1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="73 489 1113 549">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p data-bbox="73 558 521 582">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="94 592 1113 651">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="94 660 1113 719">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="94 729 1113 788">(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p data-bbox="94 798 1113 857">(4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p data-bbox="94 866 893 890">(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p data-bbox="94 900 1113 994">(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。</p> <p data-bbox="94 1003 1113 1062">(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p data-bbox="94 1072 1113 1131">(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="94 1141 461 1165">(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="73 1174 192 1198">4 留意事項</p> <p data-bbox="94 1208 371 1232">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="94 1241 1113 1335">法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1131 116 1928 140">〔164〕 適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p data-bbox="1384 175 1928 234" style="text-align: center;">適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1144 279 2184 474">1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の全部の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産等と関連を有する繰延資産を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第32条第5項《適格分割等により移転する資産等と関連を有する繰延資産の引継ぎに係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1144 483 2184 542">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p data-bbox="1144 552 1592 576">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="1164 585 2184 644">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 654 2184 713">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 722 2184 782">(3) 「繰延資産」及び「繰延資産が関連を有する資産等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ繰延資産ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p data-bbox="1164 791 2184 850">(4) 「繰延資産」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に引き継ぐ法第32条第4項第2号ハに規定する繰延資産について、法施行令第14条第1項各号の区分に応じ、その支出の費目を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 860 1973 884">(5) 「繰延資産」の「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 893 2184 987">(6) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「種類」欄は、適格分割等により分割承継法人等に移転する資産等が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 997 2184 1056">(7) 「繰延資産が関連を有する資産等」の「関連性の説明」欄は、引き継ぐ繰延資産と移転する資産等との間に関連性があると認められることの説明を記載してください。</p> <p data-bbox="1164 1066 2184 1125">(8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1164 1134 1534 1158">(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1144 1168 1270 1192">4 留意事項</p> <p data-bbox="1164 1201 1447 1225">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="1164 1235 2184 1329">法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="47 114 1113 140">(164) 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)</p> <p data-bbox="277 181 882 242" style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p data-bbox="76 284 1113 319">1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第7項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="76 328 1113 363">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p data-bbox="76 373 1113 408">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="98 418 1113 481">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 491 1113 555">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 564 1113 628">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第6項の適格分割に係る同項第1号の分割承継法人等又は第2号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</p> <p data-bbox="98 638 1113 673">(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="98 683 1113 746">(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第6項第2号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p data-bbox="98 756 1113 820">(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p data-bbox="98 829 1113 893">(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p data-bbox="98 903 1113 967">(8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="98 976 1113 1040">(9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="98 1050 1113 1114">(10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p data-bbox="98 1123 1113 1187">(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="98 1197 1113 1232">(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="76 1241 1113 1276">4 留意事項</p> <p data-bbox="98 1286 1113 1350">○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づ</p>	<p data-bbox="1122 114 2188 140">(165) 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)</p> <p data-bbox="1352 181 1957 242" style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 国 庫 補 助 金 等 に 係 る 期 中 特 別 勘 定 の 金 額 の 損 金 算 入 に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p data-bbox="1151 284 2188 319">1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）に国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入について、法人税法（以下「法」といいます。）第43条第7項《国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1151 328 2188 363">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。</p> <p data-bbox="1151 373 2188 408">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="1173 418 2188 481">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 491 2188 555">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 564 2188 628">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第43条第6項の適格分割に係る同項第1号の分割承継法人等又は第2号の分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。</p> <p data-bbox="1173 638 2188 673">(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 683 2188 746">(5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第43条第6項第2号の規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。</p> <p data-bbox="1173 756 2188 820">(6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第八までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 829 2188 893">(7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 903 2188 967">(8) 「期中特別勘定の金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 976 2188 1040">(9) 「添付書類」欄は、期中特別勘定の金額に相当する金額及び当該金額の計算に関する明細（別表十三(一)）を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="1173 1050 2188 1114">(10) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 1123 2188 1187">(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1173 1197 2188 1232">(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1151 1241 2188 1276">4 留意事項</p> <p data-bbox="1173 1286 2188 1350">○ 法人課税信託の名称の併記 法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づ</p>

改 正 後

(164 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)
き税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(165 適格分割等による国庫補助金等に係る期中特別勘定の金額の損金算入に関する届出書)
き税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(165 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第 2 号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(166 適格分割等による国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

適格分割等による国庫補助金等に係る
特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に国庫補助金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法（以下「法」といいます。）第 43 条第 9 項《国庫補助金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出》又は法施行令第 155 条の 6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号の適格分割等（以下「適格分割等」といいます。）に係る同項第 2 号イの分割承継法人等又は同号ロの分割承継法人又は被現物出資法人について記載してください。
 - (4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。
 - (5) 「取得又は改良をすることが見込まれる固定資産」欄は、法第 43 条第 8 項第 2 号ロの規定により、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって取得又は改良をすることが見込まれる固定資産について記載してください。
 - (6) 「種類、構造及び規模」欄は、取得又は改良をすることが見込まれる固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。
 - (7) 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人又は被現物出資法人が国庫補助金等をもって固定資産を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。
 - (8) 「引き継ぐ特別勘定の金額」欄は、分割承継法人等又は分割承継法人若しくは被現物出資法人に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。
 - (9) 「その他参考となるべき事項」欄は、取得若しくは改良をした固定資産又は取得若しくは改良をすることが見込まれる固定資産が国庫補助金等の交付の目的に適合することの説明等を記載してください。
 - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (11) 「※」欄は、記載しないでください。
- 4 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(166) 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第8項第2号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p>	<p>(167) 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 保 険 差 益 等 に 係 る 特 別 勘 定 の 金 額 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じ。)に保険差益等に係る特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を引き継ぐことについて、法人税法(以下「法」といいます。)第48条第9項《保険差益等に係る特別勘定の金額の損金算入に係る届出》又は法施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、法第48条第8項第2号の適格分割等に係る同号の分割承継法人等について記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 次のイからホの記載事項については、「特別勘定に係るもの」及び「期中特別勘定に係るもの」の各欄に記載してください。</p> <p>イ 「取得固定資産の種類、構造及び規模」欄は、法第48条第1項の保険金等の支払を受ける基因となった滅失又は損壊をした法第47条第1項《保険金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》に規定する所有固定資産について記載してください。その固定資産が減価償却資産である場合にあっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一から別表第六までに定める種類、構造等を記載してください。</p> <p>ロ 「指定日」欄は、法第48条第1項に規定する指定日(災害その他やむを得ない事由により、保険金等の支払を受ける事業年度終了の日の翌日から2年を経過した日の前日までに代替資産を取得することが困難である場合に、納税地の所轄税務署長が指定した日)がある場合には、その指定日を記載してください。</p> <p>ハ 「取得又は改良をすることが見込まれる代替資産等」欄は、法第48条第8項第2号又は第3号に規定する取得又は改良を行うことが見込まれる法第47条第1項に規定する代替資産、損壊をした所有固定資産又は代替資産となるべき資産について記載してください。</p> <p>ニ 「取得又は改良に要する金額」欄は、分割承継法人等が保険金等で代替資産等を取得又は改良をするために必要と見込まれる金額を記載してください。</p> <p>ホ 「金額」欄は、分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p>

改 正 後

(166 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(167 適格分割等による保険差益等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(167) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

令和 年 月 日		適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書		※整理番号	
				※通関手	
届出者 税務署長殿 下記のとおり届け出ます。		納税地	〒 電話() -		
		(フリガナ) 法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
提出法人	<input type="checkbox"/> 単体法人 法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項	分割法人等の法人名			
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 法人税法第81条の15第6項	分割法人等の納税地	〒		
適格分割等の日	令和 年 月 日	分割法人等の代表者氏名			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)	※整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期		
	事業種目		業 種 番 号		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
(個 別) 国 外 所 得 金 額					
(連結)事業年度	各(連結)事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額			
: :	円	円			
: :					
: :					
控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額					
(連結)事業年度	区 分	各(連結)事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額		
・ ・	国 税	円	円		
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
・ ・	国 税				
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
・ ・	国 税				
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額					
(連結)事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額			
: :	円	円			
: :					
: :					
添付書類(各欄の金額の明細書)					
税理士署名押印					
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(168) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書

令和 年 月 日		適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書		※整理番号	
				※通関手	
届出者 税務署長殿 下記のとおり届け出ます。		納税地	〒 電話() -		
		(フリガナ) 法人名等			
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
提出法人	<input type="checkbox"/> 単体法人 法人税法第69条第12項又は平成26年改正前の法人税法第69条第6項	分割法人等の法人名			
	<input type="checkbox"/> 連結親法人 法人税法第81条の15第6項	分割法人等の納税地	〒		
適格分割等の日	平成 年 月 日	分割法人等の代表者氏名			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	〒 (局 署)	※整理番号		
	本店又は主たる事務所の所在地	電話() -	部 門		
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期		
	事業種目		業 種 番 号		
			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
(個 別) 国 外 所 得 金 額					
(連結)事業年度	各(連結)事業年度の国外所得金額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額			
: :	円	円			
: :					
: :					
控 除 限 度 額 又 は 連 結 控 除 限 度 個 別 帰 属 額					
(連結)事業年度	区 分	各(連結)事業年度の控除限度額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額		
・ ・	国 税	円	円		
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
・ ・	国 税				
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
・ ・	国 税				
・ ・	道 府 県 民 税				
・ ・	市 町 村 民 税				
(個 別) 控 除 対 象 外 国 法 人 税 の 額					
(連結)事業年度	各事業年度の控除対象外国法人税の額	左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額			
: :	円	円			
: :					
: :					
添付書類(各欄の金額の明細書)					
税理士署名押印					
※税務署処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	整 理 簿

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(167) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 11 項又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、法第 69 条第 12 項又は旧法第 69 条第 6 項の規定により届け出る場合若しくは同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「国外所得金額」の各欄 イ 「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄 イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。</p> <p>(5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載して</p>	<p>(168) 適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等が行われた場合の外国税額の控除に係る繰越控除限度額等の計算の特例に関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）により分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じ。）から事業の全部又は一部の移転を受けた場合において、法人税法（以下「法」といいます。）第 69 条第 11 項又は平成 26 年改正前の法人税法（以下「旧法」といいます。）第 69 条第 5 項の規定の適用を受けることについて、法第 69 条第 12 項又は旧法第 69 条第 6 項の規定により届け出る場合若しくは同法第 81 条の 15 第 5 項の規定の適用を受けることについて同条第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 3 月以内（法人税法施行令（以下「法令」といいます。）第 146 条第 11 項又は法令第 155 条の 34 第 11 項の規定の適用がある場合には 4 月以内）に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にはレ印を付すとともに、届出者及び分割法人等の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「国外所得金額」の各欄 イ 「事業年度」欄は、分割等前 3 年内事業年度を記載してください。「控除限度額」欄及び「控除対象外国法人税の額」欄の「事業年度」も同様に記載します。 ロ 「各事業年度の国外所得金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額を記載してください。 ハ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の各事業年度の国外所得金額又は各連結事業年度の個別所得金額のうち、内国法人が移転を受けた事業に係る部分の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「控除限度額又は連結控除限度個別帰属額」の各欄 イ 「各事業年度の控除限度額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除限度額又は連結控除限度個別帰属額の控除限度額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により、内国法人若しくは連結法人の控除限度額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項《適格合併等が行われた場合の個別繰越控除限度額等》の規定により連結法人の連結控除限度個別帰属額を記載してください。</p> <p>(5) 「控除対象外国法人税の額」の各欄 イ 「各事業年度の控除対象外国法人税の額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額又は連結控除限度個別帰属額を記載してください。 ロ 「左のうち移転を受けた事業に係る部分の金額」欄は、分割法人等の分割等前 3 年内事業年度の控除対象外国法人税の額のうち、法令第 146 条第 6 項《適格合併等が行われた場合の繰越控除限度額等》の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額、又は法令第 155 条の 34 第 6 項の規定により内国法人が移転を受けた事業に係る控除対象外国法人税の額とされる金額を記載してください。</p> <p>4 この届出書には、各欄の金額の計算に関する明細のほか、参考となるべき事項がある場合にはそれを記載した書類を添付し、添付書類欄に記載してください。</p> <p>5 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>6 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>7 留意事項 ○ 法人課税信託の名称の併記 法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(169) 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項・第68条の71第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(170) 適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による収用等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に収用等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第64条の2第5項・第68条の71第6項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第64条の2第4項・第68条の71第5項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「補償金、対価又は清算金の額」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第64条の2第4項第2号・第68条の71第5項第2号に規定する補償金、対価又は清算金の額を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである代替資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(170) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 7 号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律</p>	<p>(171) 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。）を行った場合において、分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）に特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 65 条の 8 第 5 項・第 68 条の 79 第 6 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p>(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(6) 「分割承継法人等に引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第 65 条の 8 第 4 項・第 68 条の 79 第 5 項の規定により分割承継法人等に引き継ぐ措置法第 65 条の 8 第 4 項第 2 号・第 68 条の 79 第 5 項第 2 号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(7) 「特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産」の各欄は分割承継法人等に引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る譲渡資産の種類、所在地、及び規模（土地等にあってはその面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(8) 「取得する見込みである資産」の各欄は分割承継法人等において取得する見込みである資産の種類及び取得予定年月日（措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の第 1 号から第 7 号までの下欄に掲げる資産については、種類及び構造、所在地、規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得予定年月日）を記載してください。</p> <p>(9) 「適用を受けることとしている表の各号の区分」欄は取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第 65 条の 7 第 1 項の表・第 68 条の 78 第 1 項の表の各号の区分を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律</p>

改 正 後

(170 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(171 適格分割等による特定の資産の譲渡に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)
に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 833 140">(171 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p data-bbox="309 181 853 240" style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="73 287 1113 445">1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第7項又は第68条の102第8項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="73 456 1113 515">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p data-bbox="73 526 524 550">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="94 561 1113 620">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="94 632 1113 691">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="94 702 1113 788">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p data-bbox="94 799 1113 858">(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="94 869 1113 928">(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="94 940 1113 999">(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="94 1010 1113 1096">(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p data-bbox="94 1107 1113 1166">(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p data-bbox="94 1177 1113 1236">(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="94 1248 461 1272">(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="73 1283 192 1307">4 留意事項</p> <p data-bbox="94 1318 371 1342">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="94 1353 1113 1439">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1131 116 1908 140">(172 適格分割等による転廃業助成金等に係る特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書)</p> <p data-bbox="1384 181 1928 240" style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等に係る 特別勘定の金額の引継ぎに関する届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1153 287 2192 445">1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)に転廃業助成金等に係る特別勘定の金額を引き継ぐことについて、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第7項又は第68条の102第8項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1153 456 2192 515">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p data-bbox="1153 526 1603 550">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="1173 561 2192 620">(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 632 2192 691">(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 702 2192 788">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。「適格分割等」の欄は該当する適格分割等の形態を丸印で囲んでください。</p> <p data-bbox="1173 799 2192 858">(4) 「適格分割等の年月日」欄は措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 869 2192 928">(5) 「分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 940 2192 999">(6) 「分割承継法人等を引き継ぐ期中特別勘定の金額」欄は措置法第67条の4第6項・第68条の102第7項の規定により分割承継法人等を引き継ぐ同項第2号に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 1010 2192 1096">(7) 「転廃業助成金等」の各欄は分割承継法人等を引き継ぐ特別勘定の金額又は期中特別勘定の金額に係る措置法第67条の4第6項第2号・第68条の102第7項第2号に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 1107 2192 1166">(8) 「取得する見込みである固定資産」の各欄は分割承継法人等において取得をする見込みである固定資産の種類及び取得予定年月日を記載してください。</p> <p data-bbox="1173 1177 2192 1236">(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1173 1248 1541 1272">(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1153 1283 1272 1307">4 留意事項</p> <p data-bbox="1173 1318 1451 1342">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="1173 1353 2192 1439">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(172 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合请使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項

- この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第8号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
- 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）・同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(173 適格分割等による特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

**適格分割等による特定資産の買換えの場合における
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項の規定により提出すべき書類の届出を行う場合请使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第16項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第17項)
(2) 特定資産の譲渡に伴い設定した期中特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項

- この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
- 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
- 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・第68条の78第9項、第65条の8第8項・第68条の79第9項又は第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する適格分割等の日を記載してください。
- 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその譲渡年月日を記載してください。
- 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模（土地等にあっては、その面積）並びにその取得（予定）年月日を記載してください。（なお、取得見込資産が措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の第8号の下欄に掲げる資産の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。）
また、「表の各号の該当区分」欄は、取得をする見込みである資産について適用を受けることとしている措置法第65条の7第1項の表・第68条の78第1項の表の各号の区分を記載してください。
- 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項（同法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。）・同法第68条の78第9項（同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。）の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は同法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
- 「添付明細（別表等）」欄は、別表十三（五）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
- 「提出書類（証明書等）」欄は措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第40項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。

- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(173 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項又は第68条の81第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の8第1項又は第22条の70第1項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(174 適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定の交換分合に伴い土地等を取得した場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により交換取得資産の帳簿価額を減額したとき、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄は、措置法第65条の10第1項又は第68条の81第1項に規定する譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその譲渡年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項に規定する取得資産の種類、所在地及び規模並びにその取得年月日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第65条の10第4項又は第68条の81第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(六)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の8第6項又は第39条の107第6項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(175 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。)により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項・第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の2第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>	<p>(175 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の取得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、転廃業助成金等の交付を受けた日を含む事業年度において、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(その日以後に行われるものに限ります。))をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。)により転廃業助成金等により取得若しくは改良をした固定資産の帳簿価額を減額したとき又は第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定(適格現物分配の場合を除きます。以下同じ。)により期中特別勘定の金額を設けたとき、これらの金額等の届出及び提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項・第68条の102第3項若しくは第11項に規定する分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項に規定する分割承継法人又は被現物出資法人の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「転廃業助成金」の各欄は、措置法第67条の4第3項若しくは第10項又は第5項・第68条の102第3項若しくは第11項又は第6項に規定する転廃業助成金の金額及び当該転廃業助成金の金額に係る転廃業助成金等の名称を記載してください。</p> <p>(6) 「取得(予定)又は改良(予定)固定資産」の各欄は、取得若しくは改良をした又は取得若しくは改良をする見込みである固定資産の種類及び取得日若しくは改良日又は取得予定日若しくは改良予定日を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第67条の4第3項(第10項において準用する場合を含みます。)・第68条の102第3項(第11項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第67条の4第5項・第68条の102第6項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額について記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(十二)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は、措置法施行令第39条の27第15項・第39条の123の2第15項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p>

改 正 後

(175 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(175 適格分割等による転廃業助成金等により固定資産の得等をした場合における固定資産の帳簿価額の減額又は取得等をする場合において設定をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書)

(11)「※」欄は、記載しないでください。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p>(175) 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第97条第1項又は第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後2年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(176) 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、内国法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいう。)又は連結親法人を、分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)が行われた場合において、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第97条第1項又は第155条の6(個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用)の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は連結事業年度の翌連結事業年度開始の日以後2年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における貸倒実績率を当該適格分割等により移転する事業に係る貸倒れの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等(分割法人又は現物出資法人をいいます。)の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする貸倒実績率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法の内容を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「貸倒実績率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る貸倒実績率を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「貸倒実績率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p style="padding-left: 2em;">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(176 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号						
	令 和 年 月 日							
	殿							
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒 実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 と認めら れるので、これを承認したから通知します。 却下</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: top;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等							
(処分の理由)								

改 正 前

(177 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号						
	令 和 年 月 日							
	殿							
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒 実績率の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 と認めら れるので、これを承認したから通知します。 却下</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: top;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;">この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等							
(処分の理由)								

改 正 後	改 正 前
<p>(178) 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 102 条第 1 項又は第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(179) 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 申 請 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この申請書は、内国法人を分割法人若しくは分割承継法人又は現物出資法人若しくは被現物出資法人とする適格分割等（適格分割又は適格現物出資をいいます。）が行われた場合において、平成 30 年改正前の法人税法施行令第 102 条第 1 項又は第 155 条の 6（個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の適用）の規定により当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度及び当該事業年度の翌事業年度又は翌連結事業年度開始の日以後 1 年以内に終了する各事業年度又は各連結事業年度における返品率を当該適格分割等により移転をする対象事業に係る棚卸資産の買戻しの実績を考慮して合理的な計算方法により計算することについて承認の申請をする場合に、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が必要事項を記載して提出してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後 2 月以内に提出してください。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割法人等又は分割承継法人等」の各欄には、申請をする内国法人が適格分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合にあっては当該適格分割等に係る分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を、当該内国法人が適格分割等に係る分割法人等である場合にあっては当該適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄には、適格分割等を行った日を記載してください。</p> <p>(5) 「採用しようとする返品率の計算方法」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法の内容を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(6) 「返品率の計算の基礎となる金額の明細」欄には、採用しようとする適格分割等により分割承継法人等に移転する事業に係る買戻しの実績を考慮した計算方法による計算の基礎となる金額の明細を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(7) 「返品率の特別な計算方法を採用しようとする理由」欄には、上記(5)及び(6)の方法を採用しようとする理由を記載してください。 なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後 改 正 前

(179 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

(180 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日						
	殿							
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相 当 特計算方法の承認申請については、調査したところ と認められ 以下の理由により不相当 承認 るので、これを したから通知します。 却下</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;">この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等							
(処分の理由)								

(規格 A 4)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 令和 年 月 日						
	殿							
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の 相 当 特別な計算方法の承認申請については、調査したところ と認められ 以下の理由により不相当 承認 るので、これを したから通知します。 却下</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="height: 150px; vertical-align: top; padding: 5px;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px;">この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等							
(処分の理由)								

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(181) 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第133条の2第8項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第133条の2第7項第2号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(182) 適格分割等による一括償却資産の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ る 一 括 償 却 資 産 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいう。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配(残余財産の最後の分配を除きます。))をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に一括償却資産を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第133条の2第8項《適格分割等による一括償却資産の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第133条の2第7項第2号ロに規定する一括償却資産について、その一括償却資産が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「帳簿価額」欄は、適格分割等の直前の帳簿価額を記載してください。</p> <p>(5) 「一括償却対象額」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ一括償却資産に係る法令第133条の2第1項に規定する一括償却対象額(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた一括償却資産の取得価額の合計額をいいます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ一括償却資産が適格分割等により分割承継法人等に移転する事業の用に供するために取得した減価償却資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(182) 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ り 移 転 す る 資 産 に 係 る 繰 延 消 費 税 額 等 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第139条の4第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(183) 適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに関する届出書)</p> <p style="text-align: center;">適 格 分 割 等 に よ り 移 転 す る 資 産 に 係 る 繰 延 消 費 税 額 等 の 引 継 ぎ に 関 す る 届 出 書 の 記 載 要 領 等</p> <p>1 この届出書は、内国法人である単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行った場合において、分割承継法人等(分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。)に移転する資産に係る繰延消費税額等を引き継ぐことについて、法人税法施行令(以下「法令」といいます。)第139条の4第13項《適格分割等により移転する資産に係る繰延消費税額等の引継ぎに係る届出》又は法令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等」の各欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ繰延消費税額等について、その繰延消費税額等が生じた事業年度ごとに記載してください。なお、記載欄が不足する場合は、この届出書を追加して記載してください。</p> <p>(4) 「引き継ぐ繰延消費税額等」欄は、適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ法令第139条の4第12項第2号ロに規定する繰延消費税額等(適格分割等により分割承継法人等を引き継ぐ同条第3項に規定する繰延消費税額等(分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の各事業年度において生じた繰延消費税額等)から同条第3項、第4項及び第7項の規定により損金の額に算入された金額を除いた金額)を記載してください。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄は、引き継ぐ繰延消費税額等が適格分割等により分割承継法人等に移転する資産に係るものであることの説明等を記載してください。</p> <p>(6) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(7) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(183) 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 9 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 11 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 8 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 12 項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第 20 条第 3 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 3 項 6 号又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行規則第 20 条第 12 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 12 項第 6 号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は旧租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。

改 正 前

(184) 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請書

分割等による移転試験研究費の額の
計算方法の認定申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。）又は分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。）である場合における比較試験研究費の額の計算方法について、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧租税特別措置法施行令」といいます。）第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定により税務署長の認定を受けようとする場合に使用してください。
- 2 この申請書は、分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1 通（調査課所管法人にあつては 2 通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載します。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 第 27 条の 4 第 9 項	<input type="checkbox"/> 旧第 27 条の 4 第 11 項
<input type="checkbox"/> 第 39 条の 39 第 8 項	<input type="checkbox"/> 旧第 39 条の 39 第 12 項

 には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。
 - (4) 「分割承継法人等」の各欄には、分割承継法人等の名称及び納税地（連結子法人である場合は本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名を記載してください。
 - (5) 「移転事業及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由」欄には、移転事業（分割等により分割承継法人等に移転する事業をいいます。）及び当該移転事業に係る試験研究並びに当該移転事業と当該試験研究とが関連する理由を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (6) 「分割承継法人等が試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員」の各欄には、分割承継法人等が租税特別措置法施行規則第 20 条第 3 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 3 項 6 号又は平成 29 年改正前の租税特別措置法施行規則第 20 条第 12 項第 5 号若しくは第 22 条の 23 第 12 項第 6 号に規定する試験研究を行うために当該分割等により移転する資産及び人員をそれぞれ記載してください。
 - (7) 「認定を受けようとする合理的な方法」欄には、この申請書により認定を受けようとする合理的な方法を記載してください。
なお、記載しきれない場合には、別紙に記載して添付してください。
 - (8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (9) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 この申請書には、分割計画書又は分割契約書その他これらに類する書類の写しを添付し、「添付書類」欄に記載してください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。
 - 「分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書」の提出
税務署長の認定を受けた計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 9 項若しくは第 39 条の 39 第 8 項又は旧租税特別措置法施行令第 27 条の 4 第 11 項若しくは第 39 条の 39 第 12 項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後 2 月以内（平成 29 年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成 29 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の日前に行われた分割等にあつては、その開始の日以後 6 月以内）に提出する必要があります。

改 正 後

(184 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法 第 号
		令和 年 月 日
	殿	
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>分割等による移転試験研究費の 額の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の 額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
(処分の理由)		
(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあっては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(185 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納税地 法人名等 代表者名		法 第 号
		令和 年 月 日
	殿	
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>分割等による移転試験研究費の 額の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の 額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認定した計算方法		
(処分の理由)		
(注) この通知は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転試験研究費の額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第9項若しくは第39条の39第8項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第11項若しくは第39条の39第12項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による試験研究費の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあっては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(185 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書 ※整理番号 ※経理/メール履歴		〒	
		電話() -	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> 納 税 地	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 法 人 法 人	法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所		〒
	事 業 種 目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 整 理 番 号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期	
	代 表 者 住 所	業 種 番 号	
	事 業 種 目	整 理 簿	
		回 付 先	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。			
分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の 年 月 日	年 月 日		
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	金	円
		千	円
		百	円
		十	円
		千	円
		百	円
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	金	円
		千	円
		百	円
		十	円
		千	円
		百	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
処 理 欄	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

(規格 A 4)

02.06 改正

改 正 前

(186 分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書)

分割等による試験研究費の額の区分に関する届出書 ※整理番号 ※経理/メール履歴		〒	
		電話() -	
令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人	〒	
	<input type="checkbox"/> 納 税 地	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> 単 連 体 結 法 親 法 人 法 人	法 人 名 等	
		法 人 番 号	
		(フリガナ)	
		代 表 者 氏 名	
	代 表 者 住 所		〒
	事 業 種 目		業
連 結 子 法 人 (届出の対象が連結子法人である場合に限り記載)	(フリガナ) 法 人 名 等	※ 整 理 番 号	
	本店又は主たる事務所の所在地	部 門	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期	
	代 表 者 住 所	業 種 番 号	
	事 業 種 目	整 理 簿	
		回 付 先	
分割等による試験研究費の額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第9項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第11項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第8項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第12項 の規定により下記のとおり届け出ます。			
分割法人等又は分割承継法人等	法 人 名 等		
	納 税 地 等		
	代 表 者 氏 名		
分 割 等 の 年 月 日	年 月 日		
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る試験研究費の額及び移転試験研究費の額	試験研究費の額	金	円
		千	円
		百	円
		十	円
		千	円
		百	円
	移 転 試 験 研 究 費 の 額	金	円
		千	円
		百	円
		十	円
		千	円
		百	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印			
※税務署 部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号
処 理 欄	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(187 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号									
		令 和 年 月 日									
		殿									
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額 の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額 の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">認 定 し た 計 算 方 法</td> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p>(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		認 定 し た 計 算 方 法			(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等										
認 定 し た 計 算 方 法											
(処分の理由)											

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(188 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号									
		令 和 年 月 日									
		殿									
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p style="text-align: center;">分割等による移転売上金額 の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から平成・令和 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額 の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">申請の対象が連結子法人の場合</td> <td style="width: 30%;">対象法人名等</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">認 定 し た 計 算 方 法</td> <td colspan="2" style="height: 100px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(処分の理由)</td> </tr> </table> <p>(注) この通知は、分割等による移転売上金額の計算方法を認定したものです。 なお、当該計算方法により算定した移転売上金額に基づいて、租税特別措置法施行令第27条の4第24項若しくは第39条の39第23項又は平成29年改正前の租税特別措置法施行令第27条の4第20項若しくは第39条の39第19項の規定の適用を受ける場合には、分割法人等及び分割承継法人等の全て又は分割法人等の連結親法人及び分割承継法人等の連結親法人の全てがそれぞれの所轄税務署長に「分割等による売上金額の区分に関する届出書」を分割等の日以後2月以内（平成29年改正後の租税特別措置法施行令の規定の適用を受ける場合の平成29年4月1日以後最初に開始する事業年度又は連結事業年度開始の前日に行われた分割等にあつては、その開始の日以後6月以内）に提出する必要があります。</p> <p style="text-align: center;">この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。</p>			申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等		認 定 し た 計 算 方 法			(処分の理由)		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等										
認 定 し た 計 算 方 法											
(処分の理由)											

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(188 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の区分に関する届出書 ※整理番号 ※親/子/子署		提出法人 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	
		令和 年 月 日 税務署長殿	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	〒 代表者住所		業 種 番 号
	業 業 事業種目		整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る売上金額及び移転売上金額	売上金額	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	移転売上金額	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

02.06改正

改正前

(189 分割等による売上金額の区分に関する届出書)

分割等による売上金額の区分に関する届出書 ※整理番号 ※親/子/子署		提出法人 〒 納税地 電話() - (フリガナ) 法人名等 法人番号 (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所 事業種目	
		令和 年 月 日 税務署長殿	
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名等	※ 税 務 署 処 理 欄	整理番号
	〒 (局 署) 本店又は主たる事務所の所在地 電話() -		部 門
	(フリガナ) 代表者氏名		決 算 期
	〒 代表者住所		業 種 番 号
	業 業 事業種目		整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
分割等による売上金額の区分について 租税特別措置法施行令 <input type="checkbox"/> 第27条の4第24項 <input type="checkbox"/> 旧第27条の4第20項 <input type="checkbox"/> 第39条の39第23項 <input type="checkbox"/> 旧第39条の39第19項 の規定により下記のとおり届け出ます。 記			
分割法人等又は分割承継法人等	法人名等		
	納税地等		
	代表者氏名		
分割等の年月日		年 月 日	
届出対象期間内の日を含む分割法人等の各事業年度又は各連結事業年度に係る売上金額及び移転売上金額	売上金額	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
	移転売上金額	円	円
		円	円
		円	円
		円	円
		円	円
(その他参考となるべき事項)			
税 理 士 署 名 押 印		⑩	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日 付 印
			年 月 日
			確 認 印

01.06改正

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 119 913 140">(189) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p data-bbox="277 177 884 236" style="text-align: center;">適格分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="76 280 1115 475">1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第10項・第39条の72第7項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="76 485 1115 544">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p data-bbox="76 553 1115 574">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="98 584 1115 643">(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 652 1115 711">(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="98 721 1115 780">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="98 790 1115 849">(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="98 858 1115 917">(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。</p> <p data-bbox="98 927 1115 986">(6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p data-bbox="98 995 1115 1054">(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="98 1064 1115 1123">(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="98 1133 1115 1192">(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="98 1201 1115 1222">(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="56 1232 1115 1252">4 留意事項</p> <p data-bbox="76 1262 1115 1394">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1133 119 1991 140">(190) 適格分割等による海外投資等損失準備金の損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p data-bbox="1364 177 1971 236" style="text-align: center;">適格分割等による海外投資等損失準備金の 損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p data-bbox="1153 280 2192 475">1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分割等（適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第55条第2項第6号・第68条の43第2項第6号の特定株式等を移転する場合において、措置法第55条第10項・第68条の43第9項及び措置法施行令第32条の2第10項・第39条の72第7項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届出及び書類の提出をする場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1153 485 2192 544">2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。</p> <p data-bbox="1153 553 2192 574">3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p data-bbox="1176 584 2192 643">(1) 「提出法人」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 652 2192 711">(2) 「連結子法人」欄は、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 721 2192 780">(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、適格分割等に係る分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 790 2192 849">(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 858 2192 917">(5) 「特定法人の名称」の欄は、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第55条第1項各号・第68条の43第1項各号に掲げる法人を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 927 2192 986">(6) 「積立金額」欄は、措置法第55条第9項・第68条の43第8項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。</p> <p data-bbox="1176 995 2192 1054">(7) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十二(一)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="1176 1064 2192 1123">(8) 「提出書類（認定書等）」欄は、措置法施行規則第21条第7項・第22条の45第5項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。</p> <p data-bbox="1176 1133 2192 1192">(9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p data-bbox="1176 1201 2192 1222">(10) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p data-bbox="1133 1232 2192 1252">4 留意事項</p> <p data-bbox="1153 1262 2192 1394">○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(191) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(192) 適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等を行う場合の特定の資産の買換えの場合における期中特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、法人である単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、対象期間内に租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第65条の8第1項・第68条の79第1項に規定する譲渡をし、かつ、その譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度において適格分割等(適格分割又は適格現物出資をいいます。)を行う場合において、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により特定の資産の買換えの場合における特別勘定を設けた場合に、分割承継法人等(分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。)において当該適格分割等の日から当該譲渡の日を含む事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日以後1年を経過する日までの期間内に買換資産を取得することがやむを得ない事情によって困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。</p> <p>2 この申請書は、適格分割等の日以後2月以内に提出する必要があります。</p> <p>3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に、1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。</p> <p>4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項の規定により設けるこれらに規定する期中特別勘定の金額を記載してください。</p> <p>(4) 「当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の内容」欄の各欄</p> <p>イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類(土地、建物、構築物、機械及び装置等の別)を記載してください。</p> <p>ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。</p> <p>ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。</p> <p>ニ 「所在地」欄には、取得予定資産が土地の場合には、その所在地を記載し、取得予定資産が土地以外の資産の場合には、将来その資産が所在することとなる予定地を記載してください。</p> <p>(5) 「買換資産の取得予定年月日」欄には、当該適格分割等に係る分割承継法人等において取得しようとする買換資産の取得予定年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「認定を受けようとする年月日」欄には、措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。</p> <p>(7) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、設定期間の延長を必要とする措置法第65条の8第2項・第68条の79第3項に規定するやむを得ない事情を詳細に記載してください。</p> <p>(8) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(9) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>5 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(192 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第34項各号・第39条の106第28項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第7項・第68条の79第8項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第34項・第39条の106第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(193 適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書)

適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第34項各号・第39条の106第28項各号に規定する引継ぎを受けた日等以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第7項・第68条の79第8項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
 - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
 - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
 - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
 - イ 「種類」欄には、取得する予定の買換資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
 - ロ 「構造」欄には、取得する予定の買換資産（建物、構築物等）の構造を記載してください。
 - ハ 「規模」欄には、取得する予定の買換資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
 - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
 - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
 - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
 - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第34項・第39条の106第28項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
 - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (8) 「※」欄は、記載しないでください。
- 5 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="56 116 656 140">(193) 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p data-bbox="344 177 815 236" style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入 に関する届出書の記載要領等</p> <ol data-bbox="76 268 1111 1209" style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3第14項・第68条の41第14項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol data-bbox="98 472 1111 1209" style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。 (5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。 (6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の規定の適用に係る措置法第52条の3第11項・第68条の41第11項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。 (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 <p data-bbox="76 1222 192 1246">5 留意事項</p> <p data-bbox="98 1257 371 1281">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="114 1289 1111 1382">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p data-bbox="1131 116 1731 140">(194) 適格分割等による特別償却準備金の損金算入に関する届出書)</p> <p data-bbox="1420 177 1890 236" style="text-align: center;">適格分割等による特別償却準備金の損金算入 に関する届出書の記載要領等</p> <ol data-bbox="1151 268 2186 1209" style="list-style-type: none"> 1 この届出書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第52条の3第14項・第68条の41第14項の規定により、適格分割等による特別償却準備金の損金算入について届け出る場合に使用してください。 2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に提出してください。 3 この届出書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。 4 届出書の各欄は、次により記載します。 <ol data-bbox="1173 472 2186 1209" style="list-style-type: none"> (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。 (3) 「分割承継法人等」の各欄には、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。 (4) 「適格分割等の年月日」欄には、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する適格分割等の年月日を記載してください。 (5) 「特別償却対象資産」の各欄には、措置法52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項に規定する特別償却対象資産の種類及び構造若しくは用途、細目又は設備の種類区分及び特別償却対象資産の耐用年数省令に規定する耐用年数を記載してください。 (6) 「特別償却に関する規定の区分」欄は、特別償却対象資産の措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の規定の適用に係る措置法第52条の3第11項・第68条の41第11項に規定する特別償却に関する規定の区分を記載してください。 (7) 「特別償却準備金の金額」欄は、措置法第52条の3第11項又は第12項・第68条の41第11項又は第12項の特別償却準備金として積み立てた金額を記載してください。 (8) 「添付明細（別表等）」欄は、別表十六（九）その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。 (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 (10) 「※」欄は、記載しないでください。 <p data-bbox="1151 1222 1267 1246">5 留意事項</p> <p data-bbox="1173 1257 1447 1281">○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p data-bbox="1189 1289 2186 1382">法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(194) 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(195) 適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合における交換取得資産の帳簿価額の減額に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、単体法人(連結申告法人以外の法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分割等(適格分割、適格現物出資又は適格現物分配をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)第66条第6項・第68条の84第6項の規定により特定普通財産とその隣接する土地等の交換取得資産の帳簿価額を減額したときに、その減額した金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあつては2通)提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、当該連結子法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地(連結子法人の場合には、本店又は主たる事務所の所在地)並びに代表者の氏名を記載してください。</p> <p>(4) 「適格分割等の日」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する適格分割等の日を記載してください。</p> <p>(5) 「交換譲渡資産」の各欄については、当該交換に係る措置法第66条第1項に規定する交換譲渡資産の種類、所在地及び規模並びにその交換年月日を記載してください。</p> <p>(6) 「交換取得資産」の各欄については、措置法第66条第4項・第68条の84第4項に規定する交換取得資産の所在地及び規模を記載してください。</p> <p>(7) 「減額した金額」欄は、措置法第66条第4項・第68条の84第4項の規定により損金の額に算入される同項に規定する減額した金額を記載してください。</p> <p>(8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(九)その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。</p> <p>(9) 「提出書類」欄は措置法施行規則第22条の9第2項・第22条の72第2項に規定する書類を記載するとともに、この届出書に添付してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(195) 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）（以下「改正法附則」といいます。）第 28 条第 3 項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）（以下「改正令附則」といいます。）第 13 条第 6 項の規定の適用を受けることについて、同条第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、改正令附則第 19 条第 5 項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第 2 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(5) 「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(7) 「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(9) 「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(10) 「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうち適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律</p>	<p>(196) 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)</p> <p style="text-align: center;">適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の 帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書の記載要領等</p> <p>1 この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 7 号）（以下「改正法附則」といいます。）第 28 条第 3 項の規定の適用を受けた法人を分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下「分割法人等」といいます。）とする適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（以下「適格分割等」といいます。）が行われた場合において、法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 132 号）（以下「改正令附則」といいます。）第 13 条第 6 項の規定の適用を受けることについて、同条第 7 項の規定により届け出る場合に使用してください。</p> <p>2 この届出書は、適格分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。</p> <p>3 届出書の各欄は、次により記載してください。</p> <p>(1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「納税地」、「法人名等」、「法人番号」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(2) 「連結子法人」欄には、改正令附則第 19 条第 5 項の規定により連結親法人が連結法人について届出書の提出を行う場合に、当該連結法人の「法人名等」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。</p> <p>(3) 「適格分割等に係る分割承継法人等」欄は、適格分割等に係る分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人について記載してください。</p> <p>(4) 「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄は、改正法附則第 28 条第 2 項に規定する「未計上収益額」及び「未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(5) 「未計上収益額及び未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「未計上収益額」欄及び「未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(6) 「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「移転未計上収益額」及び「移転未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(7) 「移転未計上収益額及び移転未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「移転未計上収益額」欄及び「移転未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(8) 「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「残存未計上収益額」及び「残存未計上費用額」を記載してください。</p> <p>(9) 「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の基礎」欄は、「残存未計上収益額」欄及び「残存未計上費用額」欄に記載した金額の計算の基礎を記載してください。</p> <p>(10) 「残存未計上収益額及び残存未計上費用額」の計算の方法の内容」欄は、改正令附則第 13 条第 6 項第 1 号に規定する「長期割賦契約に係る金銭債権の額のうち適格分割等により移転しなかった長期割賦契約に係る金銭債権の額の占める割合」を用いて計算した場合には、「金銭債権の額を用いる方法」と簡記し、「その他合理的な方法」により計算した場合には、具体的な計算方法を記載してください。</p> <p>(11) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(12) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律</p>

改 正 後

(195 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)
に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(196 適格分割等による長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度に関する経過措置に係る届出書)
に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改正後 改正前

(197 連結納税の承認の申請書(初葉))

(198 連結納税の承認の申請書(初葉))

連結納税の承認の申請書(初葉)

連結納税の承認の申請書(初葉)

※整理番号
※連結グループ整理番号

※整理番号
※連結グループ整理番号

親

親

3通提出
(添付書類含む)

3通提出
(添付書類含む)

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
主要株主等の状況
連結子法人となる法人

納税地
(フリガナ)
法人名
法人番号
(フリガナ)
代表者氏名
事業種目
資本金又は出資金の額
主要株主等の状況
連結子法人となる法人

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の
自令和年月日 事業年度を
至令和年月日
最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
第4条の3第1項の規定により申請します。

法人税法第4条の2の規定に基づき、連結親法人となる法人の
自平成・令和年月日 事業年度を
至令和年月日
最初の連結事業年度とし、当該法人を納税義務者として、法人税を納めることの承認を受けたいので、同法
第4条の3第1項の規定により申請します。

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成・令和年月日

1 連結親法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日
平成・令和年月日

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名
納税地

2 上記1の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)
法人名
納税地

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況
帳簿形態
仕訳帳
現金出納帳
売上帳
仕入帳
総勘定元帳
売掛金元帳
買掛金元帳
棚卸表
貸借対照表
損益計算書
売上伝票
仕入伝票
振替伝票
見積書
注文書
契約書
納品書
請求書
領収書

3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況
帳簿形態
仕訳帳
現金出納帳
売上帳
仕入帳
総勘定元帳
売掛金元帳
買掛金元帳
棚卸表
貸借対照表
損益計算書
売上伝票
仕入伝票
振替伝票
見積書
注文書
契約書
納品書
請求書
領収書

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日
平成・令和年月日

5 添付書類
1 出資関係図
2 グループ一覧

4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項
次の規定の適用を受ける場合には、□にレ印を付すとともに、該当する事項を記載してください。
□ 法人税法第4条の3第6項(連結親法人となる法人の設立事業年度等が連結申請特例年度である場合の申請期限)の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した本書類を提出します。
連結親法人となる法人の設立の日
平成・令和年月日

5 添付書類
1 出資関係図
2 グループ一覧

税理士署名押印

税理士署名押印

規格 A 4

規格 A 4

※税務署 部 決算 業種 番号 入 備考 通信 年月日 確認

※税務署 部 決算 業種 番号 入 備考 通信 年月日 確認

改 正 後	改 正 前
<p>(197) 連結納税の承認の申請書(初業)</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項) この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。 なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。 (注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始のした後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項) 連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。 この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>2 添付書類 申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。 (2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。 (3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。 (4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。 (5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。 (6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>	<p>(198) 連結納税の承認の申請書(初業)</p> <p style="text-align: center;">「連結納税の承認の申請書」の記載要領(1)</p> <p>この申請書(初業及び次業)は、法人税法第4条の3の規定に基づく連結納税の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p>1 提出期限等</p> <p>(1) 原則(法人税法第4条の3第1項) この申請書は、連結納税を適用しようとする事業年度開始の日の3月前の日までに、当該連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に3通提出してください。 なお、連結親法人となる法人は申請書(初業)を、当該申請書提出日における連結子法人となる法人は申請書(次業)を使用し、これらの法人の全ての連名で提出してください。 (注) 下記の設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける場合(連結納税を適用しようとする事業年度開始の時より前に申請書を提出する場合を除く。)には、連結納税を適用しようとする事業年度開始の時かつ申請時において連結親法人となる法人による完全支配関係がある全ての連結子法人となる法人を記載してください。この場合、当該事業年度開始のその後、連結子法人となる法人が連結親法人となる法人との間に当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有することとなったときには「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を申請書を提出した日以後遅滞なく提出する必要があります。</p> <p>(2) 設立事業年度等の承認申請特例(法人税法第4条の3第6項) 連結納税を適用しようとする事業年度が次の事業年度に該当するときには、次に掲げる日までに提出することができます。 この場合、申請書(初業)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」欄に所要の事項を記載してください。</p> <p>イ 連結親法人の設立事業年度……設立事業年度開始の日から1月を経過する日と設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日 ロ 連結親法人の設立事業年度の翌事業年度……設立事業年度終了の日と翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日</p> <p>2 添付書類 申請書の提出に当たっては、次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図) (2) グループ一覧(連結親法人となる法人及び全ての連結子法人となる法人等を記載した一覧表) (注)申請書(次業)の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) 連結親法人となる法人の法人名等は、申請書(初業)に記載し、連結子法人となる法人の法人名等は当該連結子法人となる法人ごとに申請書(次業)に記載してください。</p> <p>(2) 申請書(初業)の「主要株主等の状況」欄は、必要事項を「付表1(連結親法人となる法人の主要株主等の状況)」に記載して申請書(初業)に添付し、申請書(次業)の「発行済株式等の状況」欄は、必要事項を「付表2(発行済株式等の状況)」に記載して申請書(次業)に添付してください。</p> <p>(3) 「3 連結親法人となる法人の帳簿組織の状況」欄及び「9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況」欄には、備付け・保存している帳簿書類が該当する□にレ印を付してください。 また、仕訳帳、総勘定元帳などの主な帳票について、「帳票形態」欄には「帳簿記帳」、「伝票会計利用」、「コンピュータ利用」のように記載し、「記帳時期」欄には「毎日」、「1週間ごと」、「10日ごと」のように記載してください。</p> <p>(4) 「5 添付書類」欄は、この申請書に添付した書類の番号を○で囲んでください。</p> <p>(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(6) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>4 留意事項 次の事項に該当する場合には申請が却下されることがありますので留意してください。</p> <p>(1) 連結予定法人(連結親法人となる法人及び連結子法人となる法人)のいずれかがその申請を行っていないこと。 (2) 申請法人に連結予定法人以外の法人が含まれていること。 (3) 連結所得金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算が適正に行われ難いと認められること。 (4) 連結事業年度において、帳簿書類の備付け、記録又は保存が法人税法第4条の4第1項の規定に従って適正に行われることが見込まれないこと。 (5) 法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消し又は同条第3項の取りやめの承認を受けた日以後5年以内に申請書を提出していること。 (6) 法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められること。</p>

(198 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法人名			決 算 期	
	法人番号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代表者氏名			備 考	
	事業種目				
	資本金又は出資金の額			円	
	発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり			

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書の種類	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()

帳票形態		記帳時期	
------	--	------	--

(規格 A 4)

(199 連結納税の承認の申請書(次葉))

連結納税の承認の申請書(次葉)

※整理番号

子

連結子法人となる法人	納税地	〒 電話 () -	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名	
	(フリガナ)			部 門	
	法人名			決 算 期	
	法人番号			業 種 番 号	
	(フリガナ)			入 力	
	代表者氏名			備 考	
	事業種目				
	資本金又は出資金の額			円	
	発行済株式等の状況	付表2(発行済株式等の状況)のとおり			

6 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項又は第2項第5号の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

7 上記6の処分の日等における法人名及び納税地(本店又は主たる事務所の所在地を含む。)

法人名 _____ 納税地 _____

8 法人税法第4条の3第9項の規定に基づく法人の区分等

申請書(初葉)の「4 設立事業年度等の承認申請特例の適用を受ける旨の記載事項」に記載した場合で、法人税法第4条の3第9項に規定する時価評価法人又は時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人(以下「関連法人」といいます。)のいずれかに該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生じる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: 時価評価法人 関連法人

連結子法人適用開始年度: 自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

9 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

帳簿書の種類	<input type="checkbox"/> 仕訳帳	<input type="checkbox"/> 売掛金元帳	<input type="checkbox"/> 売上伝票	<input type="checkbox"/> 契約書
	<input type="checkbox"/> 現金出納帳	<input type="checkbox"/> 買掛金元帳	<input type="checkbox"/> 仕入伝票	<input type="checkbox"/> 納品書
	<input type="checkbox"/> 売上帳	<input type="checkbox"/> 棚卸表	<input type="checkbox"/> 振替伝票	<input type="checkbox"/> 請求書
	<input type="checkbox"/> 仕入帳	<input type="checkbox"/> 貸借対照表	<input type="checkbox"/> 見積書	<input type="checkbox"/> 領収書
	<input type="checkbox"/> 総勘定元帳	<input type="checkbox"/> 損益計算書	<input type="checkbox"/> 注文書	<input type="checkbox"/> ()

帳票形態		記帳時期	
------	--	------	--

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(201 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初業))

(202 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(初業))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載
した書類 (初業)

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

(加入)

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類
及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載
した書類 (初業)

※ 整理番号

※ 連結グループ整理番号

(加入)

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人

連結親法人
 連結親法人となる法人

納 税 地 電話 () -

(フリガナ)

法 人 名

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

事 業 種 目

資 本 金 又 は 出 資 金 の 額

業 円

令和 年 月 日

税務署長殿

提出法人

連結親法人
 連結親法人となる法人

納 税 地 電話 () -

(フリガナ)

法 人 名

法 人 番 号

(フリガナ)

代 表 者 氏 名

事 業 種 目

資 本 金 又 は 出 資 金 の 額

業 円

法人税法施行令第 14 条の 7 第 3 項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。

法人税法第 14 条第 2 項 (連結納税への加入時期の特例) の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

法人税法施行令第 14 条の 7 第 3 項の規定に基づき完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類を提出します。

法人税法第 14 条第 2 項 (連結納税への加入時期の特例) の規定の適用を受けたいので、その旨を記載した書類を提出します。

完 全 支 配 関 係 の 区 分 法人税法第 4 条の 3 第 10 項 (同条第 12 項)
 法人税法第 4 条の 3 第 11 項 (同条第 12 項)

完 全 支 配 関 係 の 区 分 法人税法第 4 条の 3 第 10 項 (同条第 12 項)
 法人税法第 4 条の 3 第 11 項 (同条第 12 項)

完全支配関係を有することとなった日 (加入日) 令和 年 月 日

完全支配関係を有することとなった日 (加入日) 平成・令和 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合

加入日の前日の属する月次決算期間 初日令和 年 月 日
末日令和 年 月 日

連結子法人適用開始年度 自 令和 年 月 日
至 令和 年 月 日

連結納税への加入時期の特例の適用を受ける場合

加入日の前日の属する月次決算期間 初日平成・令和 年 月 日
末日平成・令和 年 月 日

連結子法人適用開始年度 自 平成・令和 年 月 日
至 平成・令和 年 月 日

連結子法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	納 税 地		整理番号
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門
	事 業 種 目		決 算 期
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		業 種 番 号
	発行済株式等の状況		備 考

業 円

付表 2 (発行済株式等の状況) のとおり

連結子法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名
	納 税 地		整理番号
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門
	事 業 種 目		決 算 期
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		業 種 番 号
	発行済株式等の状況		備 考

業 円

付表 2 (発行済株式等の状況) のとおり

税 理 士 署 名 押 印

税 理 士 署 名 押 印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-------

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	備 考	通 信 日 付 印	年 月 日	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	確 認 印
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	-----	-----------	-------	---------	-----------------------------	-------

改正後

(202 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名

加入

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日

(規格 A 4)

改正前

(203 完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及び連結納税への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類(次葉))

完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類(次葉)

法人名

加入

1 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第1項の規定により承認の取消しの処分又は同条第3項の取りやめの承認を受けたことがある法人である場合には、当該取消しの処分の日又は当該承認を受けた日

平成・令和 年 月 日

2 連結子法人となる法人が、法人税法第4条の5第2項第5号の規定により承認を取り消されたことがある場合には、当該承認の取消しの日並びに当該承認の取消しの直前において当該連結子法人となる法人の連結親法人であったものの名称及び納税地

平成・令和 年 月 日

法人名 納税地

3 連結子法人となる法人の帳簿組織の状況

Table with columns for account types (e.g., 仕訳帳, 現金出納帳, 売上帳) and checkboxes for their presence.

4 添付書類 (1) 出資関係図 (2) グループ一覧

5 その他参考事項(連結子法人となる法人の区分等)

法人税法第4条の3第6項(設立事業年度等の承認申請特例)の適用を受ける場合で次のいずれかの法人に該当するときは、該当する□にレ印を付すとともに、連結子法人となる法人に係る連結納税の承認の効力が生ずる期間(以下「連結子法人適用開始年度」といいます。)を記載してください。

法人の区分: □ 時価評価法人(法人税法第4条の3第9項又は第11項) □ 関連法人(時価評価法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する連結子法人となる法人)

連結子法人適用開始年度: 自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日

(規格 A 4)

改 正 後

(203) 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

3
通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名	〒 電話 () -		
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		事 業 種 目			業
		資本金又は 出資金の額			円

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 令和 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当 該 事 実 が 法 発 生	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	--------------------------------------	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況 付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名		
	納 税 地		整 理 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門	決 算 期	
	事 業 種 目		業 種 番 号	業	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		備 考	円	

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

02.06 改正

(規格A4)

改 正 前

(204) 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

離脱

3
通提出
(添付書類含む)

令和 年 月 日 税務署長殿	提出法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	納 税 地 (フリガナ) 法 人 名	〒 電話 () -		
		法人番号			
		(フリガナ) 代表者氏名			
		事 業 種 目			業
		資本金又は 出資金の額			円

法人税法施行令第14条の9第2項又は旧法人税法施行令第14条の9第2項に規定する書類を提出します。

区分及びその事由	<input type="checkbox"/> 連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合 連結完全支配関係を有しなくなった日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人 又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合 完全支配関係を有しなくなった日 平成・令和 年 月 日 <input type="checkbox"/> 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合 連結子法人がなくなった日 平成・令和 年 月 日
が 生 じ た 日	

事由の発生の実	<input type="checkbox"/> 解散 <input type="checkbox"/> 合併による解散 <input type="checkbox"/> 破産手続開始決定 <input type="checkbox"/> 残余財産確定 <input type="checkbox"/> その他 ()	当 該 事 実 が 法 発 生	<input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 (法人名) <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (法人名)
---------	---	--------------------------------------	--

その他参考事項等

連結子法人又は連結子法人となる法人の
主 要 株 主 等 の 状 況 付表3 (連結子法人等の主要株主等の状況)のとおり

連結完全支配関係等の相手方	(フリガナ) 法 人 名	※ 税 務 署 処 理 欄	署 名		
	納 税 地		整 理 番 号		
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名		部 門	決 算 期	
	事 業 種 目		業 種 番 号	業	
	資 本 金 又 は 出 資 金 の 額		備 考	円	

税理士署名押印

※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	番 号	入 力	適 用 状 態	1 連結申請中 2 連結承認 3 取りやめ	備 考
-------------	-----	-------	---------	-----	-----	---------	-----------------------------	-----

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後	改 正 前
<p>(203) 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の第9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の第9第2項の規定により、次の法人(連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。)がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合(令14の9②一、旧令14の9②一)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:当該連結親法人及び当該連結子法人</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 4em;">② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通(連結子法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通))</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合(令14の9②二、旧令14の9②二)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人</p> <p style="padding-left: 4em;">② 当該連結子法人となる法人</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通))</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合(令14の9②三)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:当該連結親法人</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表)</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)「連結納税の承認の申請書(次業)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 (連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 4em;">(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 (連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 4em;">(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「事実」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項(例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど)を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3(連結子法人</p>	<p>(204) 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)</p> <p style="text-align: center;">「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の記載要領</p> <p>1 この書類は、法人税法施行令第14条の第9第2項又は平成30年改正前の法人税法施行令第14条の第9第2項の規定により、次の法人(連結納税の承認の取消しの処分を受けた法人及び連結納税の取りやめの承認を受けた法人を除く。)がそれぞれに掲げる事実が生じた旨を記載した書類を提出する場合に使用してください。</p> <p>なお、提出法人及び提出期限等はそれぞれ次に掲げるとおりです。</p> <p>(1) 連結子法人が、連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合(令14の9②一、旧令14の9②一)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:当該連結親法人及び当該連結子法人</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)平成31年4月1日以後に連結完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:連結完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:① 当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 4em;">② 当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通(連結子法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人が調査課所管である場合には、2通))</p> <p>(2) 連結子法人となる法人が、連結親法人又は連結親法人となる法人との間に当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人による完全支配関係を有しなくなった場合(令14の9②二、旧令14の9②二)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:① 当該連結親法人又は当該連結親法人となる法人</p> <p style="padding-left: 4em;">② 当該連結子法人となる法人</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)平成31年4月1日以後に完全支配関係を有しなくなった場合には、連結子法人となる法人については、この書類を提出する必要はありません。</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:完全支配関係を有しなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:それぞれの法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通(連結子法人となる法人が提出する場合には、1通(当該連結子法人となる法人が調査課所管である場合には、2通))</p> <p>(3) 連結子法人がなくなったことにより、連結法人が連結親法人のみとなった場合(令14の9②三)</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出法人:当該連結親法人</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出期限:連結子法人がなくなった日以後遅滞なく</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出先:当該連結親法人の納税地の所轄税務署長</p> <p style="padding-left: 2em;">◇提出部数:3通</p> <p>2 添付書類 この書類の提出が上記1(1)及び(2)に該当し、連結親法人又は連結親法人となる法人による提出となる場合には次の書類を各3通添付してください。</p> <p>(1) 出資関係図(この書類の提出時における連結子法人に対する持株割合を記載した出資関係図)</p> <p>(2) グループ一覧(この書類の提出時における連結親法人及び全ての連結子法人等を記載した一覧表)</p> <p style="padding-left: 2em;">(注)「連結納税の承認の申請書(次業)」の裏面の記載要領(2)の「5 添付書類の作成例」を参考にしてください。</p> <p>3 各欄の記載要領</p> <p>(1) この書類の上欄の「納税地」、「法人名」、「法人番号」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人が該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の法人名等を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">(注) 1 上欄及び下欄の「納税地」欄は、記載する法人が連結子法人にあっては、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 連結子法人又は連結子法人となる法人が合併により連結完全支配関係等を有しなくなった場合には、次の区分に応じて、次に掲げる事項を追加して記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 連結子法人又は連結子法人となる法人を合併法人とする合併の場合 (連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 4em;">(合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 連結子法人又は連結子法人となる法人を被合併法人とする合併の場合 (連結親法人又は連結親法人となる法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「連結完全支配関係等の相手方」の「法人名」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p style="padding-left: 4em;">(被合併法人である連結子法人又は連結子法人となる法人に代わり合併法人が提出する場合)</p> <p style="padding-left: 4em;">「提出法人」の「法人名」欄……………合併法人である旨の「(合併法人)」</p> <p style="padding-left: 4em;">「事由の発生の基因となった事実」欄……………被合併法人である旨の「(被合併法人)」、同法人に係る「法人名」、「納税地」及び「代表者氏名」</p> <p>(2) 「事由の発生の基因となった事実」欄</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 「事実」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「その他」に該当する場合は理由を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">ロ 「当該事実が発生した法人」欄は該当する□にレ印を付すとともに、「連結子法人」又は「連結子法人となる法人」に該当する場合は、その法人名を記載してください。</p> <p style="padding-left: 2em;">ハ 「その他参考事項等」欄は、上記イの事実の参考となる事項(例えば、株式の譲渡により連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなったためなど)を記載してください。</p> <p>また、当該事由が発生した直後における当該連結子法人又は当該連結子法人となる法人の主要株主等の状況を「付表3(連結子法人</p>

改 正 後

(203 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

- 等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
- (3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
- (4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(204 連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類)

- 等の主要株主等の状況)」に記載してこの書類に添付してください。
- (3) 「区分及びその事由が生じた日」欄は、該当する□にレ印を付すとともに、連結完全支配関係を有しなくなった日等を記載してください。
- (4) この書類の下欄の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「事業種目」及び「資本金又は出資金の額」欄は、提出法人の連結完全支配関係等の相手方の法人名等を記載してください。
なお、上記1(3)による提出の場合には記載不要です。
- (5) 「税理士署名押印」欄は、この書類を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (6) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(205 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(記 号 番 号) 令和 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 申 請 の 承 認 却 下 通 知 書

貴法人から令和 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、
 調査したところ 相当 と認められるので、これを承認 したから通知し
 以下の理由により不相当 却下
 ます。

(処分の理由)

改 正 前

(206 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(記 号 番 号) 令和 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 承 認 申 請 の 承 認 却 下 通 知 書

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、
 調査したところ 相当 と認められるので、これを承認 したから通知し
 以下の理由により不相当 却下
 ます。

(処分の理由)

改 正 後

(209 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(記 号 番 号) 令和 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から令和 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請
については、調査したところ相当と認められるので、これを承認し
以下の理由により不相当と認められるので、これを却下
たから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(210 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(記 号 番 号) 令和 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官

連 結 納 税 の 取 り や め の 承 認 申 請 の 承 認 通 知 書
却 下

貴法人から平成・令和 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請
については、調査したところ相当と認められるので、これを承認し
以下の理由により不相当と認められるので、これを却下
たから通知します。

(処分の理由)

改 正 後	改 正 前																				
<p>(215 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等 【平成31年4月1日以後終了連結事業年度分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第27項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に關する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="62 582 936 1056"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注1)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内 (注 2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。</p> <p>(注2) 令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分については、7 年以内となります。</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方税法確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注1)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内 (注 2)	<p>(216 更正の請求書(連結申告用)(平成31年4月1日以後終了事業年度分))</p> <p style="text-align: center;">更正の請求書（連結申告用）の記載要領等 【平成31年4月1日以後終了連結事業年度分】</p> <p>1 この請求書は、次に掲げる事実該当する場合等に、国税通則法第23条、法人税法第82条、地方税法第24条又は租税特別措置法第68条の88第21項の規定に基づいて更正の請求をするときに使用するものです。</p> <p>(1) 税務署に提出した連結確定申告書又は地方税法確定申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法人税又は地方税法に關する法律の規定に従っていないため又は当該計算に誤りがあったために、次のことに該当する場合</p> <p>イ 納付すべき税額が過大となったこと。</p> <p>ロ 申告書に記載した翌期へ繰り越す連結欠損金額が過少となったこと(申告書に翌期へ繰り越す連結欠損金額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>ハ 申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少となったこと(申告書に還付金の額に相当する税額を記載しなかった場合を含む。)</p> <p>(2) 修正申告書を提出した場合又は更正、決定を受けた場合に、その修正申告又は更正、決定に伴い、その後の連結事業年度で決定を受けた連結事業年度の法人税額又は課税事業年度の地方税法税額が過大となる場合(還付金額については過少となる場合)</p> <p>2 この請求書は、次の区分に応じてそれぞれの提出期限までに提出する必要があります。</p> <table border="1" data-bbox="1137 582 2011 1056"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>提 出 期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注)</td> </tr> <tr> <td>(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内</td> </tr> <tr> <td>(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合</td> <td>請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 純損失等の金額に係る更正の請求のうち法人税に係るものについては、10 年以内となります。</p> <p>(追加)</p> <p>3 この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。</p> <p>4 この請求書は、1 通(調査課所管法人の場合は 2 通)作成して提出してください。</p> <p>5 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「この請求前の金額」欄には、請求の基になる連結確定申告書又は地方税法確定申告書(これらの申告書に関し更正があった場合には、更正通知書)に記載された該当項目の金額を移記してください。</p> <p>(2) 「更正の請求金額」欄には、請求に基づいて更正がなされた場合の金額を、連結確定申告書又は地方税法確定申告書の記載方法に準じて計算の上、記載してください。</p> <p>(3) 「更正の請求をする理由等」欄には、請求をする理由及び請求をするに至った事情について記載するほか、その他参考となる事項がある場合はこれを付記してください。</p> <p>また、併せて、この請求に係る連結親法人又は連結子法人について、その名称、納税地又は本店若しくは主たる事務所の所在地及びそれぞれの連結法人に係る請求の内容を記載してください。</p> <p>(4) 「修正申告書提出年月日」欄又は「更正決定通知書受理年月日」欄は、法人税法第82条又は地方税法第24条の規定に基づいて更正の請求を行う場合に記載してください。</p> <p>(5) 「還付を受ける金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受取を希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p>	区 分	提 出 期 限	(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注)	(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内	(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内	(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注1)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 27 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内 (注 2)																				
区 分	提 出 期 限																				
(1) 国税通則法第 23 条第 1 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 5 年以内 (注)																				
(2) 国税通則法第 23 条第 2 項の規定に基づいて提出する場合	国税通則法第23条第 2 項の各号に掲げる事実該当した日の翌日から起算して 2 月以内																				
(3) 法人税法第 82 条又は地方税法第 24 条の規定に基づいて提出する場合	請求の基因となる修正申告書を提出した日又は更正決定の通知を受けた日の翌日から起算して 2 月以内																				
(4) 租税特別措置法第 68 条の 88 第 21 項の規定に基づいて提出する場合	請求の基になる申告の法定申告期限(申告期限の延長申請に対する承認がある場合は、その承認申告期限) から 6 年以内																				

改 正 後

(215 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(216 更正の請求書(連結申告用)(平成 31 年 4 月 1 日以後終了事業年度分))

- (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (7) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃止)

改 正 前

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

納税地	
進帳 法名	
代 理 氏 名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官
⑨

連結所得に対する法人税額等の

通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。
法人税額等の

記

区 分		申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1	円	円
法人税額	2		
法人税額の特別控除額	3		
産物納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4		
土地譲渡利益金	5		
課税土地譲渡利益金額	5		
同上に対する税額	6		
連結留保	7		
課税連結留保金額	7		
同上に対する税額	8		
使途秘匿金	9		
使途秘匿金額	9		
同上に対する税額	10		
法人税額計	11		
仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12		
控除所得税額等	13		
差引連結所得に対する法人税額	14		
還付所得税額等	15		
連結欠損繰戻し	16		
還付金額	16		
減少する還付加算金	17		
差引合計税額	18		
既に納付の確定した本税額	19		
差引納付すべき又は減少(一印)する法人税額	20		
同上のうち仮装経理に基づく	21		
還付法人税額	21		
過大申告の更正に伴う	22		
繰越控除される法人税額	22		
翌期へ繰り越す連結欠損金	23		

この通知により納付すべき又は減少(一印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細			
区 分		加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告 加算税	賦課決定額	円	円
	変更決定後の賦課決定額		
重加算税	賦課決定額		
	変更決定後の賦課決定額		

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当税務署へ納付（注）してください。

（注） 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。

3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

（注） 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。

2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。

- ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
- ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合

(※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合

3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますからご注意ください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正等があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正等があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条第1項）
- ② 期限内申告書又は期限後申告書を提出した後に減額更正がされ、その後更に増額更正等があった場合（当該期限内申告書又は期限後申告書に係る税額に達するまでの部分に限ります。）（国税通則法第61条第2項）
ただし、平成29年1月1日以後に法定納期限が到来する国税について適用されます。
- ③ 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
- ④ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）

4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中に子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。

5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。

6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当税務署にお問い合わせください。

改 正 後

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

- 1 納付すべき税額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等（郵便局を含む。）又は当務務署へ納付 (注) してください。
 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。
- 2 本税等と併せて納付すべき延滞税は、次の「延滞税の額の計算方法」により計算して納付してください。
- 3 延滞税の額の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条及び第119条）

納付すべき本税の額 <small>(注) 1</small>	×	延滞税の割合 <small>(注) 2</small>	×	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">期 間 (日 数) <small>(注) 3</small></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで</td> </tr> </table>	期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>	法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで	=	延 滞 税 の 額 <small>(注) 4</small>
期 間 (日 数) <small>(注) 3</small>								
法 定 納 期 限 の 翌 日 か ら 完 納 の 日 まで								
3 6 5								

- (注) 1 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
 本税の額に10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 2 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で、以下のとおり適用することになります。
 - ① 平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」
 - ② 平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税の割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「特例基準割合(※)+1%」のいずれか低い割合
 - ・ 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」と「特例基準割合(※)+7.3%」のいずれか低い割合
 (※) 各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合
 - 3 次の場合には、延滞税の額の計算の基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられていますからご注意ください。
 - ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過した日以降に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過した日以降に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ、又は還付を受けた法人に対する更正については、この特例の適用はありません。）（国税通則法第61条）
 - ② 欠損金の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第1号）
 - ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合（国税通則法施行令第25条第3号）
 - 4 延滞税の額が1,000円未満の場合は、納付する必要はありません。
 延滞税の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。
- 4 さきに、法人税法第81条の23又は同法第81条の24の規定により、申告書の提出期限の延長を受けている場合には、その延長期間中は利子税がかかりますので、本税等と併せて納付してください。
 - 5 この更正又は決定が、申告期限から1年を経過してされた場合で、その国税を一時に納付することができないと認められるときは、原則として納期限内にされた申請により、1年以内の期間、納税の猶予が認められます。
 - 6 内容にご不明な点がありましたら遠慮なく当務務署にお問い合わせください。

改 正 後

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

(廃 止)

改 正 前

(217 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書)

不服申立て等について

【不服申立てについて】

- この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長（提出先は、国税不服審判所首席国税審判官）に対して審査請求をすることができます。
- 再調査の請求（法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていないものを除きます。）についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があるときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

【取消しの訴えについて】

- 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。
- 取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。
- 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。
- 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。
 - (1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとするとき。
 - (3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

改 正 後 前

(216) 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年分)

納税地	
連親 法人名	
代 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
法人税額	2	円
法人税額の特別控除額	3	
連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	4	
土地譲渡利益金	5	
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額	6	
連結留保	7	
課税連結留保金額 同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
使途秘匿金額 同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
連結欠損繰戻し	16	
還付金額 減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく	21	
還付法人税額 繰越控除される法人税額	22	
過大申告の更正に伴う	23	
翌期へ繰り越す連結欠損金		

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細		
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告	賦課決定額	円
加算税	変更決定後の賦課決定額	
重加算税	賦課決定額	
	変更決定後の賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(218) 連結所得に対する法人税額等の通知書及び加算税の賦課決定通知書(平成30年4月1日以後終了事業年分)

納税地	
連親 法人名	
代 氏名	殿

第 号
年 月 日
税 務 署 長
財 務 事 務 官

連結所得に対する法人税額等の 通知書及び加算税の賦課決定通知書

自 年 月 日 連結事業年度分()の法人税について下記のとおり連結所得に対する
至 年 月 日 法人税額等の 及び加算税の賦課決定をしたから通知します。

記

区 分	申告又は更正前の金額	更正又は決定の金額
連結所得金額又は連結欠損金額	1	円
法人税額	2	円
法人税額の特別控除額	3	
リース特別控除取戻税額	4	
土地譲渡利益金	5	
課税土地譲渡利益金額 同上に対する税額	6	
連結留保	7	
課税連結留保金額 同上に対する税額	8	
使途秘匿金	9	
使途秘匿金額 同上に対する税額	10	
法人税額計	11	
外国関係会社等に係る個別控除対象所得税等相当額の控除額及び仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	12	
控除所得税額等	13	
差引連結所得に対する法人税額	14	
還付所得税額等	15	
連結欠損繰戻し	16	
還付金額 減少する還付加算金	17	
差引合計税額	18	
既に納付の確定した本税額	19	
差引納付すべき又は減少(-印)する法人税額	20	
同上のうち仮装経理に基づく	21	
還付法人税額 繰越控除される法人税額	22	
過大申告の更正に伴う	23	
翌期へ繰り越す連結欠損金		

この通知により納付すべき又は減少(-印)する税額	
本税の額	円
無申告加算税	
過少申告加算税	
重加算税	

賦課した加算税の額の計算明細		
区 分	加算税の基礎となる税額	加算税の額
申告	賦課決定額	円
加算税	変更決定後の賦課決定額	
重加算税	賦課決定額	
	変更決定後の賦課決定額	

この通知書に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(224) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

<div style="text-align: right;">※整理番号</div> <div style="text-align: right;">※継続グループ番号</div>			
連結欠損金の繰戻しによる還付請求書 令和 年 月 日			
納税地	〒 電話() -		
(フリガナ)			
法人名			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名	㊟		
代表者住所	〒		
事業種目	業		
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮結算に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結税の繰戻し等に関する事項に際して控除された法人税額の特別控除額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額 ((12)-(13)) (14)			
還付金額 ((14) × (2) / (5)) (15)			
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 81 条の 31 第 4 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 68 条の 98 第 2 項の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明に係る証明書の写し			
税理士署名押印			㊟
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日付印
			年 月 日
			確 認 印

02.06改正

(規格 A 4)

改 正 前

(223) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書

<div style="text-align: right;">※整理番号</div> <div style="text-align: right;">※継続グループ番号</div>			
連結欠損金の繰戻しによる還付請求書 令和 年 月 日			
納税地	〒 電話() -		
(フリガナ)			
法人名			
法人番号			
(フリガナ)			
代表者氏名	㊟		
代表者住所	〒		
事業種目	業		
法人税法第 81 条の 31 の規定に基づき下記のとおり連結欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を請求します。			
記			
欠損連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日	還付所得 連結事業年度	自 平成・令和 年 月 日 至 平成・令和 年 月 日
区 分		請求金額	※金額
欠損連結事業年度の連結欠損金額	連結欠損金額 (1)		
同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額	(2)		
還付所得連結事業年度の連結所得金額	連結所得金額 (3)		
既に連結欠損金の繰戻しを行った金額	(4)		
差引連結所得金額 ((3)-(4))	(5)		
還付所得連結事業年度の法人税額	納付の確定した法人税額 (6)	00	
	仮結算に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額 (7)		
	控除税額 (8)		
	使途秘匿金額に対する税額 (9)	00	
	課税土地譲渡利益金額に対する税額 (10)		
	連結税の繰戻し等に関する事項に際して控除された法人税額の特別控除額 (11)		
	法人税額((6)+(7)+(8)-(9)-(10)-(11)) (12)		
	既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額 (13)		
差引法人税額 ((12)-(13)) (14)			
還付金額 ((14) × (2) / (5)) (15)			
請求期限	令和 年 月 日	連結確定申告書提出年月日	平成・令和 年 月 日
還付を受けようとする金融機関等	1 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀行 本店・支店 金庫・組合 出張所 協同・農協 本所・支所 預金 口座番号	2 ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号	3 郵便局等の窓口での受け取りを希望する場合 郵便局名等
この請求書が次の場合に該当するときは、次のものを添付してください。 1 期限後提出の場合には、連結確定申告書をその提出期限までに提出することができなかった事情の詳細を記載した書類 2 法人税法第 81 条の 31 第 4 項の規定に基づくものである場合には、解散等の事実発生年月日及びその事実の詳細を記載した書類 3 租税特別措置法第 68 条の 98 第 2 項の設備廃棄等欠損金額に係る請求である場合には、農業競争力強化支援法施行規則第 20 条第 1 項の証明に係る同条第 2 項の申請書の写し及び当該証明書の写し			
税理士署名押印			㊟
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番号
			番 号
			整 理 簿
			備 考
			通 信 日付印
			年 月 日
			確 認 印

01.06改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(224) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1～3 (省 略)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額又は特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三))の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(223) 連結欠損金の繰戻しによる還付請求書)</p> <p style="text-align: center;">連結欠損金の繰戻しによる還付請求書の記載要領等</p> <p>1～3 (同 左)</p> <p>4 この請求書の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>(2) 「欠損連結事業年度の連結欠損金額」の各欄</p> <p>イ 「連結欠損金額(1)」欄には、欠損連結事業年度において生じた連結欠損金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結欠損金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「同上のうち還付所得連結事業年度に繰り戻す連結欠損金額(2)」欄には、欠損連結事業年度の連結欠損金額のうち還付所得連結事業年度に繰戻しをしようとする金額を記載してください。</p> <p>なお、その欠損連結事業年度において生じた災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額を除いた金額を記載してください。また、1(1)(注)②の設備廃棄等欠損金額の場合には、欠損連結事業年度の連結欠損金額(災害損失欠損金額について連結欠損金の繰戻しを行った場合には、その災害損失欠損金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額を除いた金額)のうち当該設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額はないものとしてください。</p> <p>(注) 欠損連結事業年度の連結欠損金額は、この請求書を提出する日までに確定した還付所得連結事業年度の連結所得金額が限度となりますからご注意ください。</p> <p>(3) 「還付所得連結事業年度の連結所得金額」の各欄</p> <p>イ 「連結所得金額(3)」欄には、還付所得連結事業年度の連結所得金額(申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された連結所得金額ですが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「連結所得金額又は連結欠損金額」欄に記載された更正後の連結所得金額)を記載してください。</p> <p>ロ 「既に連結欠損金の繰戻しを行った金額(4)」欄には、還付所得連結事業年度について、既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合にその繰戻しを行った連結欠損金額又は災害損失欠損金額を記載してください。</p> <p>(4) 「還付所得連結事業年度の法人税額」の各欄</p> <p>イ 「納付の確定した法人税額(6)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二の「差引連結所得に対する法人税額」欄(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)若しくは別表一の二(三))の「差引連結所得に対する法人税額」欄又は別表一の二(二)の「差引この申告により納付すべき法人税額」欄)の金額を記載しますが、その連結事業年度について更正が行われている場合には、更正決定通知書の「差引連結所得に対する法人税額」欄に記載された更正後の法人税額を記載してください。</p> <p>ロ 「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額(7)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額があった場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ハ 「控除税額(8)」欄には、還付所得連結事業年度において法人税額から控除した所得税額及び外国税額の合計額を記載してください。</p> <p>なお、還付所得連結事業年度において法人税額から控除できないため還付を請求した所得税額等については、これに含まれないこととなりますからご注意ください。</p> <p>ニ 「使途秘匿金額に対する税額(9)」欄には、租税特別措置法第68条の67第1項(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ホ 「課税土地譲渡利益金額に対する税額(10)」欄には、租税特別措置法第3章第18節(連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率)の規定により加算された税額がある場合に、その金額を記載してください。</p> <p>ヘ 「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額(11)」欄には、還付所得連結事業年度の申告書別表一の二(平成31年4月1日前終了事業年度においては、別表一の二(一)、別表一の二(二)又は別表一の二(三))の「連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」欄の金額を記載してください。</p> <p>ト 「既に連結欠損金の繰戻しにより還付を受けた法人税額(13)」欄には、還付所得連結事業年度について既に連結欠損金又は災害損失の繰戻しにより、その一部の法人税額の還付を受けている場合に、その還付を受けた法人税額(還付加算金は含みません。)を記載してください。</p> <p>(5) 「還付金額(15)」欄には、$((14) \times (2) / (5))$の算式によって計算した金額(1円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。)を記載してください。</p> <p>(6) 「還付を受けようとする金融機関等」欄には、還付金の支払を受ける場合に、取引銀行等の預貯金口座への振込みを希望されるときは、その取引銀行等の名称等(該当の文字は○で囲んでください。)、預貯金の種類及びその口座番号を記載してください。ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望されるときは、その貯金口座の記号番号を記載してください。また、ゆうちょ銀行又は郵便局窓口での受け取りを希望される場合には、支払を受けるのに便利な郵便局名等を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この請求書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>5 (同 左)</p>

(224 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨…書(正本))

法 第 号

令和 年 月 日

(正 本)

納 税 地	
法 人 名	
代 氏 表 者 名	殿

税 務 署 長
財務事務官

④

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から令和 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日
至平成・令和 年 月 日

(還付連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)	

この通知に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。
-------------	-------------------

(規格 A 4)

(225 連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨…書(正本))

法 第 号

令和 年 月 日

(正 本)

納 税 地	
法 人 名	
代 氏 表 者 名	殿

税 務 署 長
財務事務官

④

連結欠損金の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた(欠損連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日
令和 年 月 日 至平成・令和 年 月 日

(還付連結事業年度) 自平成・令和 年 月 日 についての連結欠損金の繰戻しによる還付請求に
至平成・令和 年 月 日

については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)	

この通知に係る処分は、	の職員の調査に基づいて行いました。
-------------	-------------------

(規格 A 4)

改 正 後

(227) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(正 本)	法 第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官
⑩

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から 令和 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 職・節 年 月 日
至 職・節 年 月 日

(還付所得連結事業年度) 自 職・節 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付
至 職・節 年 月 日

請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(228) 連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	(正 本)	法 第 号
		令和 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官
⑩

連結法人の災害損失の繰戻しによる還付請求(の一部)に理由がない旨の通知書

貴法人から 平成 年 月 日付でされた(災害欠損連結事業年度) 自 職・節 年 月 日
令和 至 職・節 年 月 日

(還付所得連結事業年度) 自 職・節 年 月 日 についての連結法人の災害損失繰戻しによる還付
至 職・節 年 月 日

請求については、調査した結果、下記理由により請求(の一部)に理由がないと認められるので通知します。

記

(理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="47 116 555 140">(247 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p data-bbox="277 209 891 233">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p data-bbox="47 312 1111 368">この申請書は、租税特別措置法施行令第39条の25第2項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p data-bbox="47 416 291 440">1 提出部数及び添付書類</p> <p data-bbox="91 448 1055 472">この申請書は、次に掲げる書類を添付して正本1通及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p data-bbox="47 480 1111 778"> (1) 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表1） (2) 申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表2） (3) 寄附行為又は定款の写し (4) 申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣の証明書 （注）申請書の正本には証明書の原本を、副本には証明書の写しを添付してください。 (5) 承認を満たす旨を説明する書類 (6) 役員等に関する明細表（書類付表1） (7) 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2） </p> <p data-bbox="47 823 172 847">2 留意事項</p> <p data-bbox="47 855 1111 911">過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</p> <p data-bbox="47 959 172 983">3 記載要領</p> <p data-bbox="47 991 1111 1390"> (1) 「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ 本来業務 経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類、施設の名称及び所在地を記載してください。 また、これらの施設の明細を申請書付表1「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。 ロ 附帯業務 医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。 (2) 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 </p>	<p data-bbox="1120 116 1628 140">(248 特定医療法人としての承認を受けるための申請書)</p> <p data-bbox="1350 209 1964 233">「特定医療法人としての承認を受けるための申請書」の記載要領等</p> <p data-bbox="1120 312 2184 368">この申請書は、租税特別措置法施行令第39条の25第2項の規定に基づく特定医療法人の承認の申請を行う場合に使用してください。</p> <p data-bbox="1120 416 1364 440">1 提出部数及び添付書類</p> <p data-bbox="1164 448 2128 472">この申請書は、次に掲げる書類を添付して正本1通及び副本2通を納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p data-bbox="1120 480 2184 778"> (1) 申請者の医療施設等の明細表（申請書付表1） (2) 申請者の附帯業務等の明細表（申請書付表2） (3) 寄附行為又は定款の写し (4) 申請時の直近に終了した事業年度に係る租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣の証明書 （注）申請書の正本には証明書の原本を、副本には証明書の写しを添付してください。 (5) 承認を満たす旨を説明する書類 (6) 役員等に関する明細表（書類付表1） (7) 特殊関係者の施設の利用等に関する明細表（書類付表2） </p> <p data-bbox="1120 823 1245 847">2 留意事項</p> <p data-bbox="1120 855 2184 911">過去に承認の取消しを受けている場合又は承認の取りやめの届出書を提出している場合には、その取消の日又は届出書を提出した日の翌日から3年を経過した日以後でなければ、申請することができません。</p> <p data-bbox="1120 959 1245 983">3 記載要領</p> <p data-bbox="1120 991 2184 1390"> (1) 「現に行っている事業の概要」欄は、次の区分に応じてそれぞれ次のとおり記載してください。 イ 本来業務 経営する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）について、施設の種類、施設の名称及び所在地を記載してください。 また、これらの施設の明細を申請書付表1「申請者の医療施設等の明細表」に記載してください。 ロ 附帯業務 医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務について、その業務の種類又は事業名及び実施場所を記載してください。 (2) 名称、納税地及び代表者等の変更を予定されている場合には、「その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。 (3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。 </p>

改正後

(263 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問合せ番号:	

第 号
令和 年 月 日

財務事務官

税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書

令和 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用についての
申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

改正前

(264 源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書)

住所 または 所在地	
氏名 または 名称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
令和 年 月 日

財務事務官

税務署長 印

源泉所得税の納期の特例申請の承認通知書

平成・令和 年 月 日に提出された源泉所得税の納期の特例適用についての
申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(267) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>（注） この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195） ・ 給与所得者の配偶者控除等申告書（所法195の2） ・ 給与所得者の基礎控除申告書（所法195の3） ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ・ 所得金額調整控除申告書（措法41の3の4） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の6第6項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の6） <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>（注） この申請書を提出した月の翌月末までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) <u>令和2年10月1日以降、この特例について承認を受けた源泉徴収義務者が電磁的方法による提供を受ける場合は、給与等の受領者は申告書に添付すべき証明書類を電磁的方法により提供することが可能となります。</u></p> <p><u>（注）電磁的方法による提供が可能なる証明書類は、次のものです。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書及び住宅借入金等特別控除証明書</u></p> <p>(4) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 <p><u>（削除）</u></p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>（注）この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(268) 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>（注） この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法195） ・ 給与所得者の配偶者控除等申告書（所法195の2） ・ 給与所得者の基礎控除申告書（所法195の3） ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ・ 所得金額調整控除申告書（措法41の3の4） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の6第6項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の6） <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>（注） この申請書を提出した月の翌月末までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p><u>1</u> 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 <p><u>2</u> 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所又は所在地」、「氏名又は名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地、氏名又は名称、法人番号及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>（注）この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

改 正 後

(269 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住 所 または 所在地	
氏 名 または 名 称	殿
問合せ番号:	

第 号
令和 年 月 日

財務事務官

税務署長 印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

令和 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する
 第 203 条の 6 第 6 項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

改 正 前

(270 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書)

住 所 または 所在地	
氏 名 または 名 称	殿
問い合わせ番号:	

第 号
令和 年 月 日

財務事務官

税務署長 印

源泉徴収に関する申告書に記載すべき
事項の電磁的方法による提供の承認通知書

平成・令和 年 月 日に提出された所得税法 第 198 条第 2 項
 第 203 条第 4 項 に規定する
 第 203 条の 6 第 6 項

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請は、承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

(272) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

※ 欄掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格 A 4）

税務署長殿		給与等の支払者		住所又は所在地		令和 年 月 日提出	
		氏名又は名称		氏名又は名称		〒	
徴収繰延承認申請書		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		⑥	
		住所		住所		申請年月日	
氏名		氏名		氏名		備考	
給与の最終支払月中に支払われた給与		給与の最終支払月中に支払われた税引手取額 (A+B+C)		給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均額 (E×70%)		年末調整による不足額のうちその年の年額(すべき不足額 (C-G))	
A		B		E		H	
徴収額		不足額		平均月額額の手取額との差額 (F-D)		徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額	
承認額		承認額		承認額		承認額	
1月		1月		1月		1月	
2月		2月		2月		2月	

税理士署名押印 ⑥

起案	・	署長	副署長	総括官	担当者	既	未	済	欄	通知書
決裁	・	決	裁	印		未	済	欄		
処理	・	下	却	下		未	済	欄		
承認	・	下	却	下		未	済	欄		
番号確認	・	済	未	済		未	済	欄		
確認書類	・	済	未	済		未	済	欄		
個人番号カード/通知カード・運転免許証	・	済	未	済		未	済	欄		
その他	・	済	未	済		未	済	欄		

02.06 改正

(273) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

※ 欄掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書と複写により記載してください。（規格 A 4）

税務署長殿		給与等の支払者		住所又は所在地		令和 年 月 日提出	
		氏名又は名称		氏名又は名称		〒	
徴収繰延承認申請書		個人番号又は法人番号		個人番号又は法人番号		⑥	
		住所		住所		申請年月日	
氏名		氏名		氏名		備考	
給与の最終支払月中に支払われた給与		給与の最終支払月中に支払われた税引手取額 (A+B+C)		給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均額 (E×70%)		年末調整による不足額のうちその年の年額(すべき不足額 (C-G))	
A		B		E		H	
徴収額		不足額		平均月額額の手取額との差額 (F-D)		徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額	
承認額		承認額		承認額		承認額	
1月		1月		1月		1月	
2月		2月		2月		2月	

税理士署名押印 ⑥

起案	・	署長	副署長	総括官	担当者	既	未	済	欄	通知書
決裁	・	決	裁	印		未	済	欄		
処理	・	下	却	下		未	済	欄		
承認	・	下	却	下		未	済	欄		
番号確認	・	済	未	済		未	済	欄		
確認書類	・	済	未	済		未	済	欄		
個人番号カード/通知カード・運転免許証	・	済	未	済		未	済	欄		
その他	・	済	未	済		未	済	欄		

01.06 改正

改正後

(274) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	
	名称	
	法人番号	
	(フリガナ)	
代表者氏名		㊞
代表者の住所又は居所	〒	電話 - -

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	令和 年 月 日	申請日現在の加入(見込)職員数	人
---------	----------	-----------------	---

- ① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明
- ② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明
- ③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明

税理士署名押印	㊞
---------	---

※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁	・	・							通知年月日	・
	(摘要)							番号	通知書	(却下理由)	

02.06 改正

(規格A4)

改正前

(275) 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	所在地	〒 電話 - -
	(フリガナ)	
	名称	
	法人番号	
	(フリガナ)	
代表者氏名		㊞
代表者の住所又は居所	〒	電話 - -

所得税法施行規則第40条の4の規定により所得税法施行令第208条第2号の規定による承認を受けたいので、この旨申請します。

事業開始年月日	平成・令和 年 月 日	申請日現在の加入(見込)職員数	人
---------	-------------	-----------------	---

- ① 互助会の事業が所得税法施行令第208条第2号イに規定する給付のみを行うものであることの説明
- ② ①の給付に要する費用は、主として職員が負担する掛金及び地方公共団体の補助金によって充てられるものであることの説明
- ③ 加入資格のある者の全員が加入しているものであることの説明

税理士署名押印	㊞
---------	---

※税務署処理欄	起案	・	・	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁	・	・							通知年月日	・
	(摘要)							番号	通知書	(却下理由)	

01.06 改正

(規格A4)

改 正 後

(275 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名		第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

**地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の承認通知書**

貴互助会から令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請
については、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当するので、これ
を承認します。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(276 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名		第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

**地方公共団体の互助会が行う職員の相互
扶助制度に関する承認申請の承認通知書**

貴互助会から平成・令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認
申請については、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当するので、
これを承認します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(276 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名称 代表者名		第 号
		令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(277 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名称 代表者名		第 号
		令和 年 月 日

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から平成・令和 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(276 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「 <u>令和</u> 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「 <u>処分の理由</u> 」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(277 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「 <u>平成・令和</u> 年 月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「 <u>処分の理由</u> 」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後 改 正 前

(280 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書)

(281 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書)

所在地		第 号
名 称		令和 年 月 日
代氏 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認 通知書

から令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する承認
変更承認 申請については、 の退職金共済規程が所得税法施行令
第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件の全てに該当するので、これを承認します。

(規格 A 4)

所在地		第 号
名 称		令和 年 月 日
代氏 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

特定退職金共済団体に関する承認
変更承認 通知書

から平成・令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する承認
変更承認 申請については、 の退職金共済規程が所得税法施行令
第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件の全てに該当するので、これを承認します。

(規格 A 4)

(281 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名		第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

特定退職金共済団体に関する 承認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する 承認 申請については、以下の理由により、 の退職金共済
変 更 承 認 申請については、以下の理由により、 の退職金共済
規程が所得税法施行令第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件に該当しないので、
これを却下します。

(処分の理由)

(282 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名		第 号
		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

特定退職金共済団体に関する 承認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から平成・令和 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に
関する 承認 申請については、以下の理由により、 の退職金共済
変 更 承 認 申請については、以下の理由により、 の退職金共済
規程が所得税法施行令第 73 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件に該当しないので、
これを却下します。

(処分の理由)

改 正 後

(281 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本 文 の 空 白 欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「令和 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処 分 の 理 由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(282 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書」及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書」は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本 文 の 空 白 欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成・令和 年 月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処 分 の 理 由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後 改 正 前

(284) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用)給与等・公的年金等・報酬等

(285) 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用)給与等・公的年金等・報酬等

税務署長 殿 年 月 日提出

〒 _____ 索引番号 _____

住所 (居所) _____ 氏名 _____

_____ 個人番号 _____ 職業 _____ 電話() _____

税務署長 殿 年 月 日提出

〒 _____ 索引番号 _____

住所 (居所) _____ 氏名 _____

_____ 個人番号 _____ 職業 _____ 電話() _____

令和 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用)給与等・公的年金等・報酬等

平成・令和 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書(災免用)給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損害額 (A×被害割合) B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額 (B-C) D	損害割合 (D/A) E
		住宅					% ①
		家財					% ②

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損害額 (A×被害割合) B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額 (B-C) D	損害割合 (D/A) E
		住宅					% ①
		家財					% ②

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除 C	所得金額 (A-B-C) 円
合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)						

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除 C	所得金額 (A-B-C) 円
合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)						

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の個人番号又は法人番号

徴収猶予期間	還付を受けようとする額 円	イ 銀行等	
		銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金 口座番号 _____	本店・本所 出張所 支店・支所
から			
まで			
※ 還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____	
		ハ 郵便局等窓口 _____	

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の個人番号又は法人番号

徴収猶予期間	還付を受けようとする額 円	イ 銀行等	
		銀行 金庫・組合 農協・漁協 預金 口座番号 _____	本店・本所 出張所 支店・支所
から			
まで			
※ 還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。		ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____	
		ハ 郵便局等窓口 _____	

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	令和 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額 (内訳は別紙のとおり。)	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の所在地 _____ 名称 _____	

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日	平成・令和 年 月 日
今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額 (内訳は別紙のとおり。)	円
上の税額の納付先税務署長	税務署長
(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の所在地 _____ 名称 _____	

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
決裁							年 月 日	
調査事項	区分 住宅 家財	災害直前の価額 円	損害額 円	補てん金額 円	差引損害額 円	損害割合 %	(摘要)	
処理区分	還付承認・却下 徴収猶予承認・却下	(還付税額) 円	(猶予期間) 自 _____ 至 _____	(猶予税額) 円	却下事由			
番号	番号確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()					

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
決裁							年 月 日	
調査事項	区分 住宅 家財	災害直前の価額 円	損害額 円	補てん金額 円	差引損害額 円	損害割合 %	(摘要)	
処理区分	還付承認・却下 徴収猶予承認・却下	(還付税額) 円	(猶予期間) 自 _____ 至 _____	(猶予税額) 円	却下事由			
番号	番号確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	身元確認 <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()					

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(285 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

住所氏名		第 号 令和 年 月 日	
税 務 署 長 財務事務官			
承 認 通 知 書 却 下			
あなたから、令和 年 月 日付でされた令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認却下しましたから通知します。			
記			
承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 報酬等 に対する税額の全額 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

改 正 前

(286 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

住所氏名		第 号 令和 年 月 日	
税 務 署 長 財務事務官			
承 認 通 知 書 却 下			
あなたから、平成・令和 年 月 日付でされた平成・令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認却下しましたから通知します。			
記			
承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自 平成・令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 報酬等 に対する税額の全額 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処分の理由			

改 正 後

(285 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「令和 年 月 日付でされた」 の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(286 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

1 使用目的

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の 「 承 認 却 下 」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬等の提出年月日を記載する。
承 認 の 内 容 所 得 の 種 類 徴 収 猶 予 税 額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等その理由を記載する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 留意事項

- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。

4 送付に当たっての留意事項

この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(286 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書)

第 号

令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 務 署 長



(規格 A 4)

(287 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書)

第 号

平成・令和 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、平成・令和 年 月 日から平成・令和 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

令和 年 月 日

税 務 署 長



(規格 A 4)

(288) 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

(289) 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書

		※整理番号
令和 年 月 日	住所又は所在地 電話 — —	〒
(フリガナ)		
氏名又は名称		
個人番号又は法人番号 (フリガナ)		
代表者氏名		
令和 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。 (該当する事由のチェック欄口に✓印を付けてください。)		
<input type="checkbox"/> 解散・休業等(異動の日 令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 徴収すべき税額がなくなった <input type="checkbox"/> 2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている(2月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難)		
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額		円
還付金の受領人	(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人	イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金口座番号	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 — ハ 郵便局等窓口

		※整理番号
令和 年 月 日	住所又は所在地 電話 — —	〒
(フリガナ)		
氏名又は名称		
個人番号又は法人番号 (フリガナ)		
代表者氏名		
平成・令和 年分年末調整により生じた過納額については、次の事由により還付することができなくなったので、所得税法施行令第313条第2項の規定により、下記のとおり還付を請求します。 (該当する事由のチェック欄口に✓印を付けてください。)		
<input type="checkbox"/> 解散・休業等(異動の日 平成・令和 年 月 日) <input type="checkbox"/> 徴収すべき税額がなくなった <input type="checkbox"/> 2月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている(2月を経過する日までに過納額の全額を還付することが困難)		
還付を受けようとする年末調整により生じた過納額		円
還付金の受領人	(注)源泉徴収義務者(代理人)が還付を受ける場合には、還付金の受領に便利な場所を次の欄に記入してください。	
<input type="checkbox"/> 源泉徴収義務者(代理人) <input type="checkbox"/> 直接本人	イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金口座番号	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 — ハ 郵便局等窓口

残 存 過 納 額 明 細 書

残 存 過 納 額 明 細 書

住 所	氏 名	年末調整による超過額 A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額 (A-B) C	年末調整を行った年月日	※ 税務署整理欄	
			月日	金額 B			日数	金額 D
		円 .	円	円	円 . .	日	円	円
				
				
				
				
				
				
				
				
合 計	(名)	円 /	円	円	円 /	日	円	円

住 所	氏 名	年末調整による超過額 A	Aのうち現在までに充当又は還付した額		差引残存過納額 (A-B) C	年末調整を行った年月日	※ 税務署整理欄	
			月日	金額 B			日数	金額 D
		円 .	円	円	円 . .	日	円	円
				
				
				
				
				
				
				
				
合 計	(名)	円 /	円	円	円 /	日	円	円

税 理 士 署 名 押 印

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
	決裁										
	(摘要)										
	番号確認	身元確認	確認書類								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()								

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	管理回付	施行日	通信日付印	確認印
	決裁										
	(摘要)										
	番号確認	身元確認	確認書類								
	<input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 未済	個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()								

(規格 A 4)

(規格 A 4)

(290 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書(委任状))

委任状

令和 年 月 日

(源泉徴収義務者)

住所 (所在地) _____

氏名 (名称) _____

下記の _____ 外 _____ 名は、令和 年分年末調整に係る過納額 (還付加算金を含む。) の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住所	氏名	印
(名)		

(291 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書(委任状))

委任状

令和 年 月 日

(源泉徴収義務者)

住所 (所在地) _____

氏名 (名称) _____

下記の _____ 外 _____ 名は、平成・令和 年分年末調整に係る過納額 (還付加算金を含む。) の請求及び受領の権限を上記の者に委任します。

住所	氏名	印
(名)		

改正後

(295 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所		第	号
氏 名		令和	年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		印	
<p>芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書</p> <p>貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、令和 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。</p> <p>(処分の理由)</p>			

改正前

(296 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所		第	号
氏 名		令和	年 月 日
税 務 署 長 財務事務官		印	
<p>芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する 所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書</p> <p>貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成・令和 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。</p> <p>(処分の理由)</p>			

改 正 後

(295 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(296 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成・令和 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(296 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

	※整理番号	
令和 年 月 日	住所又は居所 (フリガナ)	〒 電話 - -
税務署長殿	氏 名 (フリガナ)	Ⓜ
	名 称	

所得税法第206条第2項又は所得税法施行令第325条第2項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書 部を添付します。

- 1 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更
 (変更年月日) 令和 年 月 日
 (変 更 前) _____
 (変 更 後) _____
- 2 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと
 (該当しないこととなった年月日) 令和 年 月 日
 (該当しないこととなった理由) _____

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還 事務 績	返還年月日	・	・
	決裁	・							返還部数		
		・						通知書	有効期限	・	・
									証明書番号		～
								公 示	交付部数		部
									有効期限	・	・
								証明書番号		～	
								交付年月日	・	・	
								通知年月日	・	・	
								公示年月日	・	・	

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(297 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者の氏名、住所等の変更又は証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書

	※整理番号	
令和 年 月 日	住所又は居所 (フリガナ)	〒 電話 - -
税務署長殿	氏 名 (フリガナ)	Ⓜ
	名 称	

所得税法第206条第2項又は所得税法施行令第325条第2項の規定により次のとおり届け出ます。
なお、前に交付を受けた証明書 部を添付します。

- 1 氏名（名称）又は住所若しくは居所の変更
 (変更年月日) 平成・令和 年 月 日
 (変 更 前) _____
 (変 更 後) _____
- 2 証明書の交付を受ける要件に該当しないこととなったこと
 (該当しないこととなった年月日) 平成・令和 年 月 日
 (該当しないこととなった理由) _____

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※ 税 務 署 処 理 欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還 事務 績	返還年月日	・	・
	決裁	・							返還部数		
		・						通知書	有効期限	・	・
									証明書番号		～
								公 示	交付部数		部
									有効期限	・	・
								証明書番号		～	
								交付年月日	・	・	
								通知年月日	・	・	
								公示年月日	・	・	

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(302 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ)

外国法人に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことのお知らせ

1 使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」と記入する。
本文の「令和 年 月 日付」 の 空 白 欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「…3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(303 外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ)

外国法人に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことのお知らせ

1 使用目的

「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」又は「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」と記入する。
本文の「平成・令和 年 月 日付」 の 空 白 欄	外国法人に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 180 条又は租税特別措置法施行令第 3 条の 3 に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「…3 月以内に 税務署長…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(303 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

住所		第 号
氏名		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**非 居 住 者 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ の 通 知 書**

貴殿は、以下の理由により所得税法第214条に規定する要件を備えていないものと認められますので、令和 年 月 日付で申請のあった非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

(304 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

住所		第 号
氏名		令和 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**非 居 住 者 に 対 す る 源 泉 徴 収 の
免 除 証 明 書 を 交 付 で き な い こ の 通 知 書**

貴殿は、以下の理由により所得税法第214条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成・令和 年 月 日付で申請のあった非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(303 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ)

非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことのお知らせ

1 使用目的

「非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「令和 年 月 日付」の空白欄	非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長・・・」の空白部分には、処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名」の欄には、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(304 非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ)

非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことのお知らせ

1 使用目的

「非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことのお知らせ」は、非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成・令和 年 月 日付」の空白欄	非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付（追加）申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。
教 示	「・・・3月以内に 税務署長・・・」の空白部分には、処分の対象となる個人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名」の欄には、受託者の氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(307) 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

		※整理番号		
令和 年 月 日	税務署受付印 税務署長殿	法人税又は所得税の納税地 主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒
			(フリガナ)	
			名 称	
			法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
			(フリガナ)	
			代表者その他の 責任者の氏名	㊦
所在地	〒			
(フリガナ)				
名 称				
(フリガナ)				
代表者氏名				

① 令和 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 変更内容		変更前	変更後
届出内容	国外にある本店又は主たる事務所等の所在地	〒	〒
	(フリガナ) 名 称	電話 - -	電話 - -
届出内容	法人税等の納税地	〒	〒
	(フリガナ) 名 称	電話 - -	電話 - -
	代 表 者 の 他 の 責任者氏名		

税 理 士 署 名 押 印 ㊦

※税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・
	決裁	・					返還部数	部	
		・					有効期限	・	
							証明書番号	～	
							再交付部数	部	
							有効期限	・	
						証明書番号	～		
						再交付年	・		
						再交付月	・		
						再交付日	・		

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(308) 源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人
又は非居住者の名称、所在地等の変更届出書

		※整理番号		
令和 年 月 日	税務署受付印 税務署長殿	法人税又は所得税の納税地 主たる事務所等の 国外にある本店又は	所在地	〒
			(フリガナ)	
			名 称	
			法人番号	※個人の方は個人番号の記載は不要です。
			(フリガナ)	
			代表者その他の 責任者の氏名	㊦
所在地	〒			
(フリガナ)				
名 称				
(フリガナ)				
代表者氏名				

① 平成・令和 年 月 日付で、次に記載のとおり、名称、所在地等を変更しましたので届け出ます。
 なお、平成・令和 年 月 日付で交付を受けた証明書 部 第 号を添付します。

② 変更内容		変更前	変更後
届出内容	国外にある本店又は主たる事務所等の所在地	〒	〒
	(フリガナ) 名 称	電話 - -	電話 - -
届出内容	法人税等の納税地	〒	〒
	(フリガナ) 名 称	電話 - -	電話 - -
	代 表 者 の 他 の 責任者氏名		

税 理 士 署 名 押 印 ㊦

※税務署処理欄	起案	・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	返還年月日	・
	決裁	・					返還部数	部	
		・					有効期限	・	
							証明書番号	～	
							再交付部数	部	
							有効期限	・	
						証明書番号	～		
						再交付年	・		
						再交付月	・		
						再交付日	・		

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

(所在地) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	第 号 令和 年 月 日
(氏名) 名称	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> 殿

税 務 署 長
 財務事務官

④

**租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
 に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書**

貴社（殿）から令和 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役
 務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

(処分の理由)

改正前

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

(所在地) <div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	第 号 令和 年 月 日
(氏名) 名称	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div> 殿

税 務 署 長
 財務事務官

④

**租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
 に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書**

貴社（殿）から平成・令和 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人
 等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知
 します。

(処分の理由)

改 正 後

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「令和 年月日付」 の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処分の理由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 前

(353 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成・令和 年月日付」 の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処分の理由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 後 改 正 前

(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）

(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約
に係る災害等の事由についての確認申出書

		※整理番号								
令和 年 月 日	住 所	〒 電話 - -								
	(フリガナ)									
	氏 名	⑧								
下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。										
賃金の支払者	名 称									
	所 在 地	〒 電話 - -								
勤 務 先	名 称									
	所 在 地	〒 電話 - -								
貯 蓄 の 種 類	勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約								
事 務 代 行 先	名 称									
	所 在 地	〒	〒							
	電話 - -	電話 - -								
受入機関の営業所等	名 称									
	所 在 地	〒	〒							
	電話 - -	電話 - -								
その他参考となるべき事項	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）		・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）							
災 害 等 の 事 由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2									
	<input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害）	<input type="checkbox"/> ④4号該当（特別障害者に該当）								
	<input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）	<input type="checkbox"/> ⑤5号該当（離職）								
	<input type="checkbox"/> ③3号該当（扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当）									
災害等の事由の生じた年月日	令和 年 月 日									
添付書類の名称										
税 理 士 署 名 押 印		⑧								
※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	. .	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承認 . 却下
	決 裁	. .								
	(摘要)								通 知 書	申 出 者 へ の 通 知 年 月 日

		※整理番号								
令和 年 月 日	住 所	〒 電話 - -								
	(フリガナ)									
	氏 名	⑧								
下記の事情により災害等の事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の28第1項第2条の31において準用する第2条の25の2に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。										
賃金の支払者	名 称									
	所 在 地	〒 電話 - -								
勤 務 先	名 称									
	所 在 地	〒 電話 - -								
貯 蓄 の 種 類	勤労者財産形成住宅貯蓄契約	勤労者財産形成年金貯蓄契約								
事 務 代 行 先	名 称									
	所 在 地	〒	〒							
	電話 - -	電話 - -								
受入機関の営業所等	名 称									
	所 在 地	〒	〒							
	電話 - -	電話 - -								
その他参考となるべき事項	・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）		・契約日（年月日） ・契約者番号（ ）							
災 害 等 の 事 由	租税特別措置法施行令第2条の25の2又は第2条の31において準用する第2条の25の2									
	<input type="checkbox"/> ①1号該当（災害による家屋の損害）	<input type="checkbox"/> ④4号該当（特別障害者に該当）								
	<input type="checkbox"/> ②2号該当（医療費の金額の合計額が200万円超）	<input type="checkbox"/> ⑤5号該当（離職）								
	<input type="checkbox"/> ③3号該当（一定の寡婦又はひとり親に該当）									
災害等の事由の生じた年月日	平成・令和 年 月 日									
添付書類の名称										
税 理 士 署 名 押 印		⑧								
※ 税 務 署 処 理 欄	起 案	. .	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	整 理 簿	処 理 事 績	処 理 内 容	承認 . 却下
	決 裁	. .								
	(摘要)								通 知 書	申 出 者 へ の 通 知 年 月 日

改 正 後	改 正 前
<p>(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において準用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出ししたり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。</p> <p>(3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。</p> <p>(4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。</p> <p>(5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。</p> <p>(7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の口にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。</p> <p>(8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>	<p>(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）</p> <p style="text-align: center;">勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第2条の25の2、第2条の28第1項又は第2条の31において準用する第2条の25の2の規定により、勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄（以下「財形非課税貯蓄」といいます。）を払出ししたり、又は解約する場合に、その払出しや解約が災害等の事由が生じたことによるものであることの確認を受けるため、あなたの住所地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>なお、提出に当たっては、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」を併せて提出してください。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等の事由が生じた日から11月を経過する日までに提出する必要があります。 2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等の事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。 3 所轄税務署長から交付を受けた「確認通知書」を財形非課税貯蓄の受入機関の営業所等に提出し、災害等の事由が生じた日から1年を経過する日までに財形非課税貯蓄の払出し等を行った場合には、その払出し等をする日に支払われる財産非課税貯蓄に係る利子等及び同日前5年以内に支払われた財形非課税貯蓄に係る利子等については所得税及び個人住民税が課税されません。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」及び「氏名」の各欄には、あなたの住所及び氏名を記載してください。</p> <p>(2) 「賃金の支払者」欄には、「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出した給与等の支払者を記載してください。</p> <p>(3) 「勤務先」欄には、賃金の支払者の事務所、事務所その他これらに準ずるもののうち、現に勤務している先を記載してください（「賃金の支払者」と同じである場合には、記載を省略して差し支えありません。）。</p> <p>(4) 「事務代行先」欄には、事務代行団体に財形非課税貯蓄契約に係る事務の委託をしている場合におけるその事務代行団体の事務所その他のこれらに準ずるものを記載してください。</p> <p>(5) 「受入機関の営業所等」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社及び農業協同組合等の営業所を記載してください。</p> <p>(6) 「その他参考となるべき事項」欄には、財形非課税貯蓄契約を締結した年月日及び契約者番号（口座番号又は証券番号等）を記載してください。</p> <p>(7) 「災害等の事由」欄には、該当する災害等の事由の口にレ印を記載してください（災害等の事由の詳細については、「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書（別紙）」に記載してください。）。</p> <p>(8) 「災害等の事由の生じた年月日」欄には、上記(7)でチェックした災害等の事由が生じた年月日を記載してください。 (注) 災害等の事由のうち、②「2号該当」（医療費の金額の合計額が200万円超）の事由に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。 なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(9) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(10) 「税理士署名押印」欄には、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(11) 「※」欄は、記載しないでください。</p>

改 正 後

(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）

3 添付書類

災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分	添付書類の例示
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。

改 正 前

(370 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書）

3 添付書類

災害等の事由が生じたことを証明する書類として、災害等の事由に応じて、次の書類を添付してください。

(添付書類の種類)

区 分	添付書類の例示
①、②又は③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の金額の合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 一定の寡婦又はひとり親に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください）。

改正後

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出に対する確認の通知書）

住所		第 号
		令和 年 月 日
氏名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから令和 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

- ・災害等の事由の生じた日 令和 年 月 日
- ・災害等の事由の内容
- ・貯蓄の種類
- ・契約日
- ・契約者番号
- ・金融機関名

(規格 A 4)

改正前

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出に対する確認の通知書）

住所		第 号
		令和 年 月 日
氏名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

勤労者財産形成住宅
年金貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認の通知書

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた下記の勤労者財産形成住宅年金貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出については、これを確認したのでこの旨通知します。

記

- ・災害等の事由の生じた日 平成・令和 年 月 日
- ・災害等の事由の内容
- ・貯蓄の種類
- ・契約日
- ・契約者番号
- ・金融機関名

(規格 A 4)

改 正 後

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出に対する確認の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の 確 認 申 出 に 対 す る 確 認 の 通 知 書 の 記 載 例 等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第2条の25の2第1号から第5号又は同令第2条の31において準用する第2条の25の2第1号から第5号）を記入する。
貯 蓄 の 種 類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契 約 日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契 約 者 番 号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金 融 機 関 名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

改 正 前

(372 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出に対する確認の通知書）

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の 確 認 申 出 に 対 す る 確 認 の 通 知 書 の 記 載 例 等

1 使用目的


「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができた旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付でされた」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
災害等の事由の生じた日	勤労者財産形成住宅（年金）契約に係る災害等の事由が生じた年月日を記入する。
災害等の事由の内容	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の内容（租税特別措置法施行令第2条の25の2第1号から第5号又は同令第2条の31において準用する第2条の25の2第1号から第5号）を記入する。
貯 蓄 の 種 類	貯蓄の種類（勤労者財産形成住宅貯蓄又は勤労者財産形成年金貯蓄）を記入する。
契 約 日	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結した年月日を記入する。
契 約 者 番 号	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る契約者番号（口座番号、証券番号等）を記入する。
金 融 機 関 名	勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約を締結している金融機関、証券会社、生命保険会社及び農業協同組合等の営業所を記入する。

改 正 後


(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所 氏名	第 号	令和 年 月 日
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
税 務 署 長 財務事務官		
		
<p>勤労者財産形成 ^{住宅}貯蓄契約に係る災害等の事由 _{年金} の確認申出に対する確認できない旨の通知書</p>		
<p>あなたから <u>令和</u> 年 月 日付でされた勤労者財産形成 ^{住宅}貯蓄契約に係る災害 _{年金}等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませ んので、この旨通知します。</p>		
(処分の理由)		

(規格 A 4)

改 正 前

(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所 氏名	第 号	令和 年 月 日
	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%;"></div>	
税 務 署 長 財務事務官		
		
<p>勤労者財産形成 ^{住宅}貯蓄契約に係る災害等の事由 _{年金} の確認申出に対する確認できない旨の通知書</p>		
<p>あなたから <u>平成・令和</u> 年 月 日付でされた勤労者財産形成 ^{住宅}貯蓄契約に係 _{年金}る災害等の事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することがで きませんので、この旨通知します。</p>		
(処分の理由)		

(規格 A 4)

改 正 後

(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(373 勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、提出された「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」に対して、その確認ができない旨を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	「勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄契約に係る災害等の事由についての確認申出書」の提出年月日を記入する。
「(処分の理由)」欄	災害等の事由について、確認できない理由を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申出者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(377 格外国仲介業者の承認通知書(承認))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

02.06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(377 格外国仲介業者の承認通知書(承認))

所在地 名 称 代氏 表 者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改 正 後 改 正 前

(378 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

(378 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代 表 者 名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格 A 4)

02.06 改正

所在地 名 称 代 表 者 名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2、同法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、振替地方債、特定振替社債等及び特定振替割引債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定口座管理機関若しくは特定間接口座管理機関に対して非課税適用申告書を提出した者の氏名等の通知を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格 A 4)

01.06 改正

改 正 後

(380 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した
場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印	譲 渡 人	住所又は居所	〒
			(フリガナ)	電話 - -
			氏 名	◎
			個人番号	
租税特別措置法第9条の7第1項の規定を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
被相続人	氏 名	死亡年月日	令和 年 月 日	
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額	円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。		
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した
場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	発行会社	所在地	〒	※整理番号
		(フリガナ)	電話 - -	
		名称	◎	
		法人番号		
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。				
譲り受けた株式数				
1株当たりの譲受対価				
譲受年月日	令和 年 月 日			

(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署 処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

02.06 改正

改 正 前

(380 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書)

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した
場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（譲渡人用）

発行会社受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	税務署受付印	譲 渡 人	住所又は居所	〒
			(フリガナ)	電話 - -
			氏 名	◎
			個人番号	
租税特別措置法第9条の7第1項の規定を受けたいので、租税特別措置法施行令第5条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。				
被相続人	氏 名	死亡年月日	平成・令和 年 月 日	
	死亡時の住所又は居所			
納付すべき相続税額又はその見積額	円	(注)納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合にはこの特例の適用はありません。		
課税価格算入株式数				
上記のうち譲渡をしようとする株式数				
その他参考となるべき事項				

相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した
場合のみなし配当課税の特例に関する届出書（発行会社用）

税務署受付印 令和 年 月 日 税務署長殿	発行会社	所在地	〒	※整理番号
		(フリガナ)	電話 - -	
		名称	◎	
		法人番号		
上記譲渡人から株式を譲り受けたので、租税特別措置法施行令第5条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。				
譲り受けた株式数				
1株当たりの譲受対価				
譲受年月日	平成・令和 年 月 日			


(注) 上記譲渡人に納付すべき相続税額又はその見積額が「0円」の場合には、当該特例の適用はありませんので、みなし配当課税を行うことになります。この場合、届出書の提出は不要です。

※税務署 処理欄	法人課税部門	整理簿	確認印	資産回付	資産課税部門	通信日付印	確認印	番号
						年 月 日		

01.06 改正

改 正 後

(382 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)

 税務署受付印 法人税の課税標準とされないこととなる 国内源泉所得の明細書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	㊟	
平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第3項(外国組員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書の提出年月日	令和 年 月 日	変更申告書の提出年月日	令和 年 月 日
(フリガナ)			
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
(フリガナ)			
配分の取扱者の氏名又は名称			
国内源泉所得の種類及び金額	種 類	金 額	円
その他参考となるべき事項			


税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印		

02.06改正

(規格A4)

改 正 前

(382 法人税の課税標準とされないこととなる国内源泉所得の明細書)

 税務署受付印 法人税の課税標準とされないこととなる 国内源泉所得の明細書		※整理番号	
令和 年 月 日 税務署長殿	本店又は主たる事務所の所在地	〒	
	(フリガナ)		
	外国法人の名称		
	法人番号		
	(フリガナ)		
	代表者氏名	㊟	
平成30年改正前の租税特別措置法第67条の16第3項(外国組員に対する課税の特例)の規定により、下記のとおり届け出ます。			
記			
特例適用申告書の提出年月日	平成・令和 年 月 日	変更申告書の提出年月日	平成・令和 年 月 日
(フリガナ)			
投資組合の名称			
国内事務所等の所在地			
(フリガナ)			
配分の取扱者の氏名又は名称			
国内源泉所得の種類及び金額	種 類	金 額	円
その他参考となるべき事項			

税 理 士 署 名 押 印		㊟	
※税務署 処理欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
番 号	整 理 簿	備 考	通 信 日 付 印
年 月 日	確 認 印		

01.06改正

(規格A4)

改正後

(385 適格口座管理機関の承認通知書(承認))

所在地 名称 代表者名		課法 令和 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官
財務事務官
㊟

適格口座管理機関の承認通知書（承認）

貴社から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

02.06 改正

(規格 A 4)

改正前

(385 適格口座管理機関の承認通知書(承認))

所在地 名称 代表者名		課法 令和 年 月 日
		殿

国 税 庁 長 官
財務事務官
㊟

適格口座管理機関の承認通知書（承認）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

01.06 改正

(規格 A 4)

改正後

(386 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格A4)

改正前

(386 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書(却下))

所在地 名 称 代氏 表者名		課法 令和 年 月 日
	殿	

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成・令和 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の3及び同法第41条の13の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格口座管理機関による振替記載等を受けている特定振替社債等の銘柄等の通知を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格A4)

改正後

(390 本店等一括提供に係る承認通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日 第 号

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認通知書

令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。

改正前

(390 本店等一括提供に係る承認通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日 第 号

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認通知書

平成・令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、承認しましたから通知します。

改正後

(391 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

改正前

(391 本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書)

営業所所在地	
営業所名称	
営業所長氏名	殿

令和 年 月 日

税務署長
財務事務官

印

本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

平成・令和 年 月 日付でされた本店等一括提供に係る承認申請については、以下に掲げる理由により、却下します。

(処分の理由)

改 正 後

(391 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書
本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付でされ た」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別定めるものにより送付する。

改 正 前

(391 本店等一括提供に係る承認通知書・承認申請の却下通知書)

本店等一括提供に係る承認通知書
本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書

1 使用目的

「本店等一括提供に係る承認通知書」及び「本店等一括提供に係る承認申請の却下通知書」は、本店等一括提供に係る承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付でされ た」の空白欄	本店等一括提供に係る承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の) 「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる金融商品取引業者等の営業所の所在地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当 (扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日 令和 年 月 日

災害等事由の詳細 別紙のとおり

その他参考となるべき事項

添付書類の名称

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※ 税務署処理欄	起案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 務 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁							申出者への通知年月日	
							通知書	所轄署への送付年月日	

(規格 A 4)

改 正 前

(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書

税務署受付印

令和 年 月 日	住 所	〒
	(フリガナ)	電話 - -
	氏 名	Ⓜ
	生 年 月 日	平成・令和 年 月 日
	金融商品取引業者等の営業所の所在地	
	金融商品取引業者等の営業所の名称	

下記の事情により災害等事由が生じたことにつき、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項に規定する確認を受けたいので、その旨を申出します。

災 害 等 事 由 ※ 該当する災害等事由の□にチェック印を付してください。	<input type="checkbox"/>	① 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第1号該当 (災害による家屋の損害)
	<input type="checkbox"/>	② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第2号該当 (医療費の合計額が200万円超)
	<input type="checkbox"/>	③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第3号該当 (一定の寡婦又はひとり親に該当)
	<input type="checkbox"/>	④ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第4号該当 (特別障害者に該当)
	<input type="checkbox"/>	⑤ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項第5号該当 (離職、事業廃止等)

災害等事由の生じた年月日 平成・令和 年 月 日

災害等事由の詳細 別紙のとおり

その他参考となるべき事項

添付書類の名称

税 理 士 署 名 押 印 Ⓜ

※ 税務署処理欄	起案	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	処 理 事 務 事 績	処理内容	承認・却下
	決裁							申出者への通知年月日	
							通知書	所轄署への送付年月日	

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前																
<p>(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)</p> <p style="text-align: center;">未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 災害等事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。</p> <p>3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。</p> <p>4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。</p> <p>(2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。</p> <p>(3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の口にレ印を記載してください。</p> <p>(4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記③でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。</p> <p>なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。</p> <p>なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇」と記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。</p> <p>(添付書類の種類)</p> <table border="1" data-bbox="98 1321 920 1525"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添付書類の例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） </td> </tr> <tr> <td>①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明） </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添付書類の例示	共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） 	①	<ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） 	②	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明） 	<p>(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)</p> <p style="text-align: center;">未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の記載要領等</p> <p>1 災害等事由の確認の申出制度について</p> <p>この申出書は、租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項の規定により、未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者（以下「未成年者口座開設者」といいます。）が、災害等事由が生じたことについて確認を受けようとする場合に、「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書（別紙）」と併せて未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出するものです。</p> <p>(注) 1 この申出書は、災害等事由が生じた日から11月を経過する日までに未成年者口座開設者の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。</p> <p>2 この申出書に基づき、所轄税務署にて災害等事由が生じたことが確認された場合には、所轄税務署長から「未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出に対する確認の通知書」（以下「確認通知書」といいます。）が交付されます。</p> <p>3 災害等事由に基づき未成年者口座及び課税未成年者口座内の上場株式等及び金銭その他の資産の全てを払い出す場合には、確認通知書を未成年者口座が開設されている金融商品取引業者の営業所の長に、災害等事由が生じた日から1年を経過する日までに提出する必要があります。</p> <p>4 この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人自身の本人確認書類及び法定代理人であることを証する書類が必要になります。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「住所」、「氏名」及び「生年月日」の各欄には、未成年者口座開設者の住所、氏名及び生年月日を記載してください。</p> <p>(2) 「金融商品取引業者等の営業所の所在地」及び「金融商品取引業者等の営業所の名称」の各欄には、未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の所在地及び名称を記載してください。</p> <p>(3) 「災害等事由」欄には、該当する災害等事由の口にレ印を記載してください。</p> <p>(4) 「災害等事由の生じた年月日」欄には、上記③でチェックした災害等事由が生じた日を記載してください。</p> <p>(注) 災害等事由のうち、②の事由（医療費の合計額が200万円超）に該当する場合には、その年中に支払った医療費について合計額で200万円を超えた日（領収書の日付）を記載してください。</p> <p>なお、支払った医療費が保険金等によって補填される場合で、支払った医療費から保険金等の確定額を控除した残額が200万円を超えるときは、その補填される保険金等の額が確定した日を記載することになります。</p> <p>(5) 「その他参考となるべき事項」欄には参考となる事項を記載してください。</p> <p>なお、この申出書を未成年者口座開設者の法定代理人が提出する場合には、法定代理人の氏名を「法定代理人〇〇〇〇」と記載してください。</p> <p>(6) 「添付書類の名称」欄には、下記3の添付書類の種類に応じて添付した書類の名称を記載してください。</p> <p>(7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士又は税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(8) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 添付書類</p> <p>災害等事由が生じたことを証明する書類として、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第7項の規定により、災害等事由に応じて、次の書類を添付してください。</p> <p>(添付書類の種類)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1321 1995 1525"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>添付書類の例示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） </td> </tr> <tr> <td>①</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） </td> </tr> <tr> <td>②</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明） </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	添付書類の例示	共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） 	①	<ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） 	②	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
区 分	添付書類の例示																
共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） 																
①	<ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） 																
②	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明） 																
区 分	添付書類の例示																
共通	<ul style="list-style-type: none"> 未成年者口座開設者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの） (注) 未成年者口座開設者が扶養者と別世帯の場合にあっては、扶養者の住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）も併せて提出してください。 扶養者の前年の源泉徴収票等（未成年者口座開設者の扶養者であることの証明） 																
①	<ul style="list-style-type: none"> 災害による家屋の損害 罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） 不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明） 																
②	<ul style="list-style-type: none"> 医療費の合計額が200万円超 医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） 保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明） 																

改 正 後

(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

③	扶養親族を有する寡婦又はひとり親に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改 正 前

(402 未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書)

③	一定の寡婦又はひとり親に該当	<ul style="list-style-type: none"> 戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） 死亡届の記載事項証明書等（死亡により寡婦等に該当することの証明）
④	特別障害者に該当	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤	離職、事業廃止等	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明） 個人事業の廃業届出書（事業を廃止したことの証明）

- (注) 1 添付書類について原本の添付が困難な場合には、その写しの添付で差し支えありません。
 2 医療費の対象となるのは、所得税法第73条第1項に規定する医療費になります（詳しくは、最寄りの税務署にご確認ください。）。

改 正 後

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第 号
		令和 年 月 日
氏名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書**

あなたから令和 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日 (令和 年 月 日)
- ・ 災害等事由の内容 (租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 号該当)
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

(規格 A 4)

改 正 前

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

住所		第 号
		令和 年 月 日
氏名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊟

**未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認の通知書**

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた下記の未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、これを確認したので、その旨通知します。

記

- ・ 災害等事由の生じた日 (平成・令和 年 月 日)
- ・ 災害等事由の内容 (租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 号該当)
- ・ 金融商品取引業者等の営業所の名称

(規格 A 4)

改 正 後

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「 <u>令和</u> 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災害等事由の内容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号から第 5 号）を記入する。
金融商品取引業者等の営業所の名称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

改 正 前

(404 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の
確認申出に対する確認の通知書の記載例等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができた旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「 <u>平成・令和</u> 年 月 日付でされた」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
災害等事由の生じた日	未成年者口座管理契約に係る災害等事由が生じた年月日を記入する。
災害等事由の内容	未成年者口座管理契約に係る災害等事由の内容（租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項第 1 号から第 5 号）を記入する。
金融商品取引業者等の営業所の名称	申出者が未成年者口座を開設している金融商品取引業者等の営業所の名称を記入する。

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所			第	号
			令和	年 月 日
氏名				
			殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書**

あなたから令和 年 月 日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書)

住所			第	号
			令和	年 月 日
氏名				
			殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑩

**未成年者口座管理契約に係る災害等事由
の確認申出に対する確認できない旨の通知書**

あなたから平成・令和 年 月 日付でされた未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 後

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申請に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「令和 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限(災害等事由が生じた日から11カ月を経過する日)を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(405 未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申請に対する確認できない旨の通知書)

未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出
に対する確認できない旨の通知書の記載要領等

1 使用目的

「未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出に対する確認できない旨の通知書」は、未成年者口座管理契約に係る災害等事由の確認申出書に対して、その確認ができない旨の通知を申出者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本文の「平成・令和 年 月 日付で された」の空白欄	未成年者口座管理契約に係る災害等事由についての確認申出書の提出年月日を記入する。
(確認できない旨の通知書) 「(処分の理由)」欄	災害等事由について、確認できない理由を記入する。 なお、確認申請書の提出日が提出期限(災害等事由が生じた日から11カ月を経過する日)を徒過していた場合には、その旨を記入する。
教 示	「…3月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる申請者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、確認できた場合の通知書には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。